

平成23年9月定例会

浪江町議会会議録

平成23年 9月21日 開会

平成23年10月 3日 閉会

浪 江 町 議 会

平成23年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（9月21日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
行政報告	6
一般質問	16
山崎博文君	16
紺野榮重君	27
佐々木英夫君	47
愛澤 格君	59
勝山一美君	63
延会について	78
延会の宣告	78

第 2 号（9月22日）

議事日程	79
出席議員	80
欠席議員	80
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣告	81
議事日程の報告	81
一般質問	81
馬場 績君	81
若月芳則君	107

橋爪光雄君	1 2 1
認定第 1 号から議案第 5 7 号一括上程、説明	1 2 9
次回日程の報告	1 6 3
延会について	1 6 3
延会の宣告	1 6 3

第 3 号 (10月3日)

議事日程	1 6 5
出席議員	1 6 7
欠席議員	1 6 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 7
職務のため出席した者の職氏名	1 6 7
開議の宣告	1 6 8
議事日程の報告	1 6 8
認定第 1 号の質疑、討論、採決	1 6 8
認定第 2 号の質疑、討論、採決	1 8 6
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	1 8 6
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	1 8 7
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	1 8 9
議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	1 9 0
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	1 9 0
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	1 9 1
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	2 1 8
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	2 1 9
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	2 2 0
議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	2 2 0
議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	2 2 1
議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	2 2 1
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	2 2 2
議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	2 2 3
日程の追加	2 2 3
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 3
日程の追加	2 2 5
発委第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 5
日程の追加	2 2 8
発委第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 8
日程の追加	2 2 9
議案の撤回について	2 2 9
日程の追加	2 2 9

発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	230
日程の追加……………	231
委員会の閉会中の継続審査又は調査について……………	231
町長あいさつ……………	231
閉会の宣告……………	234

浪江町告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、
平成 2 3 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 3 年 8 月 1 9 日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成 2 3 年 9 月 2 1 日（水） 午前 9 時

- 2 場 所 福島県二本松市本町 1 丁目 6 0 番地 2
安達地方広域行政組合 自治センター

○応招・不応招議員

応招議員（20名）

1 番	愛 澤	格 君	2 番	山 崎	博 文 君
3 番	山 本 幸一郎	君	4 番	吉 田	君 君
5 番	若 月 芳 則	君	6 番	横 山	君 君
7 番	渡 邊 文 星	君	8 番	泉 田	君 君
9 番	橋 爪 光 雄	君	10 番	田 尻	君 君
11 番	渡 部 貞 信	君	12 番	田 鈴 木	君 君
13 番	佐 藤 文 子	君	14 番	紺 野	君 君
15 番	佐々木 恵 寿	君	16 番	小 黒	君 君
17 番	勝 山 一 美	君	18 番	三 瓶	君 君
19 番	佐々木 英 夫	君	20 番	馬 場	君 君

不応招議員（0名）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 3 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 3 年 9 月 2 1 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（20名）

1番	愛澤格君	2番	山崎博文君
3番	山本幸一郎君	4番	吉田数博君
5番	若月芳則君	6番	横山精一君
7番	渡邊文星君	8番	泉田重章君
9番	橋爪光雄君	10番	田尻良作君
11番	渡部貞信君	12番	鈴木辰行君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	佐々木恵寿君	16番	小黒敬三君
17番	勝山一美君	18番	三瓶宝次君
19番	佐々木英夫君	20番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	上野晋平君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長兼会計管理者	根岸弘正君	企画調整課長	谷田謙一君
税務課長	大浦泰夫君	住民生活課長	植田和夫君
産業振興課長	高倉敏勝君	建設課長	原芳美君
福祉子ども課長	木村潔君	教育総務課長	屋中茂夫君
上下水道課長	星光美君	生涯学習課長	島田龍郎君
健康保険課長兼津島診療所事務長	紺野則夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口勝美	書記	瀧美佐江
書記	鈴木清水		

-
- 議長（吉田数博君） 東日本大震災以来195日となりました。
9月定例会開会に先立ち、今回の災害により亡くなられた方々に対し、皆様とともに哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。
ご起立をお願いいたします。黙とう。

[黙とう]

- 議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は20人であります。
定足数に達しておりますので、平成23年浪江町議会9月定例会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、11番 渡部貞信君、12番 鈴木辰行君、13番 佐藤文子君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、本日より10月4日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日より10月4日までの14日間と決定いたしました。
会期中の会議についてお諮りいたします。
21日、22日、10月3日、10月4日を本会議、26日、27日、28日、

29日、30日を議案調査及び委員会等のため休会といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、以上のように決定をいたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますの
でご了承願います。
-

◎行政報告

- 議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告につ
いては町長からお願いいたします。
町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

- 町長（馬場 有君） おはようございます。行政報告を申し上げます。
議員各位にはご多用中にもかかわらず、平成23年9月浪江町議会議
定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
国政においては、8月26日、菅首相が、退陣の条件としていた「第
2次補正予算案、再生可能エネルギー特別措置法案、特例公債法案」
の成立を受け辞任を表明し、8月29日執行された民主党代表選にお
いて野田佳彦氏が代表に選出され、9月2日正式に首相に就任、野
田内閣が発足しました。

まさに非常時中のトップ交代であり、新内閣には、東日本大震災
からの復興、原発事故の収束、被災者支援対策、脱原発依存に向けた
エネルギー政策の見直し、円高対応を始めとする経済対策など緊急
に対応しなければならない課題が山積しております。

野田首相は「福島再生なしに日本の再生はない。」として、原
発事故の収束を最重要課題に掲げておりますが、1日も早く政権を
軌道に乗せ、政局混迷で遅れた震災復興事業、原発事故収束の対応
に早急に着手していただき、特に、大規模な除染など避難住民の帰
還に向けた取組みを積極的に推進していただきたいと考えていま
す。

8月11日、16日、27・28日に浪江町の新町商店会主催による「浪
江町の盆踊り」が開催されました。これは、浪江町の文化である「盆
踊り」を通して、ふるさと浪江町へ思いを寄せ、離れ離れに暮ら
している町民の絆をつなぐことを目的に開催されたものです。

8月11日は二本松の夏祭り会場内にて盆踊りを開催するとともに、「浪江町相馬流山踊り保存会」の皆さんにより、相馬流山踊りが披露されました。当日は、およそ2,000人にお集まりいただき、町民の皆さんの久々の再会、二本松市の皆様との交流と共に「夏祭り」の雰囲気味わっていただきました。

8月16日には、福島市内の仮設住宅内にて盆踊りを開催しました。福島市内外からおよそ600人の町民の皆さんが集まり、ふるさと浪江町へ思いを一つにしました。

また、8月27日、28日の「岳温泉観光仮装盆踊り」では、岳温泉のお囃子と浪江町のお囃子を交互に演奏する形で参加させていただきました。会場で行われた。YOSAKOI演舞では、浪江町の「ワンダーなみえ」が参加し、二次避難でお世話になった岳温泉へのお礼も込めて、多くの町民が参加しました。

今後とも、このような文化芸能活動等を通して「浪江町・浪江町民」として絆をつなぐことができるよう町としても、積極的に支援していきたいと考えております。

次に、平成22年度決算についてご報告いたします。

平成22年度は、国による経済対策交付金を活用した地域スポーツセンター建設事業を始め、小中学校太陽光発電施設整備事業、地デジ対策を兼ねた地域情報通信基盤整備事業、携帯電話基地局整備事業や町営住宅建設事業など、20億円を超える公共施設整備事業に取り組みました。

しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災、翌日の原発事故による全町避難により、年度末における事務事業の整理ができず、多くの繰越事業や収入未済金が発生することとなりました。

歳出においては、多くの事業において事業継続が不可能となり、年度内に完了することができないため、当初より繰り越しを前提としていた繰越明許事業と併せ、43事業（総額9億1,365万4千円）が翌年度へ繰り越しとなりました。

また、歳入においては、町税や各種使用料等の収納事業が滞ったことや、国県補助金の精算事務が行えなかったこと等により、多額の収入未済が発生しました。

このように、通常とは状況が大きく異なる中での決算整理であるため、今年度の決算における各種計数については、前年との比較増減等について適正な対比ができないことをご了承をお願いいたします。

一般会計の決算額についてですが、歳入決算額94億8,822万6千円、前年度比16.7%増、歳出決算額88億3,388万円、前年度比15.7

%増となりました。歳入歳出差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、2億1,150万2,000円の黒字となりました。

歳入が増加した主な要因としては、公共投資臨時交付金や安全安心な学校づくり交付金など国庫支出金が14億302万5,000円増加、地方交付税が、国の経済対策による追加交付等により2億15万5,000円増加したことなど、政策的な要因によるものであります。

一方、町税につきましては、東日本大震災及び原発事故の発生による全町避難により、年度末における収納事務が滞り、全ての税目の合計で前年度比6.0%の減収となっています。

歳出が増加した主な要因としては、地域スポーツセンター建設事業や小中学校太陽光発電施設整備事業の実施により教育費が16億5,885万7,000円と大幅に増加し、さらに子ども手当の支給増等により、民生費が1億8,092万1,000円増加したことなどによるものです。

財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、特に実質公債費比率については、今後とも、地方債発行の許可基準である18.0%以下を堅持していくため、引き続き地方債の適正な借り入れに留意する必要があると考えています。

また、10の特別会計の歳入決算総額は48億9,176万9,000円、歳出決算総額は46億7,642万3,000円となり、すべての特別会計で黒字決算となったところであります。

現在の当町の財政状況は、原発事故による全町避難に伴い、町税をはじめ自主財源の確保ができず、国県からの財政支援に頼らざるを得ない状況となっております。

そのため、避難生活を強いられている町民の皆様に必要な行政サービスが提供できず、ご不便をおかけしていることに対し深くお詫び申し上げます。

明確な原発事故の収束が見えない中、町民皆様方の不安解消、生活支援等に取り組み、「浪江町」を維持していくため、国県による財政支援、さらには東京電力への賠償を強く求めながら、できうる限りの政策を行ってまいりたいと考えております。

次に、災害対応業務について報告させていただきます。

まず、被災者の捜索活動等についてでございますが、東日本大震災から半年が経過したものの、東京電力福島第一原発事故により、見えぬ放射線との戦いの日々が続いています。

南棚塩、請戸、中浜、両竹地域における行方不明者捜索でありま

すが、9月14日現在における遺体発見者数は151名であり、いまだ33名の行方が分かっていない状況となっております。

そのため、県警による重機を伴う陸上捜索に併せ、漁港内の重機捜索、海上保安庁による港内及び港付近の潜水捜索、それから漁船による海上の網引き捜索等を実施いたしたところであります。

津波の被害で流出した写真や賞状など、いわゆる「思い出の品」については、旧針道小学校体育館で縦覧を行っていましたが、7月22日からは、会場を二本松市上竹にある「上竹倉庫」に移し縦覧を行っているところであり、8月末までに約2,800名の方々が思い出の品々を持ち帰りいただいております。

次に、避難区域の防犯対策についてですが、計画的避難区域における防犯や安全確保の強化を図るため、町、双葉警察署及び津島地区部長会と協議を行い、8月1日から津島地区の町道9路線の一部を通行止めとし、その計画的避難区域への一時立入のための「計画的避難区域通行証」を区域の全世帯に交付いたしております。

次に、放射線管理についてですが、9月6日より町独自による放射線空間線量調査を仮設住宅26カ所及び、二本松市内の浪江小学校、浪江中学校2カ所について実施いたしており、その線量調査結果につきましては、仮設住宅の掲示板や町ホームページ等に掲載し、情報の提供を行っております。

避難所の状況についてご報告いたします。

体育館等の一次避難所への避難についてであります。町が管理している。一次避難所は8月末で閉鎖しました。その他県内の一次避難所では9月14日現在、3施設に6名が避難している状況です。

次に、ホテル、旅館等の二次避難所への避難についてであります。9月14日現在、62施設に475名が避難している状況となっております。

猪苗代、磐梯、裏磐梯及び新潟県に避難している町民との懇談会について、ご報告いたします。

7月13日に、猪苗代、磐梯、裏磐梯に避難している町民との懇談会を、猪苗代町体験交流館で開催し、町民約300人が集まりました。

懇談会では、仮設住宅への入居や一時立ち入り、損害賠償などについて意見の交換を行いました。

また7月21日には新潟県に避難している町民との懇談会を柏崎市産業文化会館で開催し、町民約200名が集まりました。

懇談会では、放射能が怖くて新潟まで避難していることや、町からの情報が少ないこと、内部被ばく検査、損害賠償、一時立入などについて、意見の交換を行ったところです。

所在確認状況と避難者への情報提供について、ご報告いたします。

9月14日現在での避難者の所在確認状況ですが、県内居住者14,034人、県外居住者7,311人、計21,345人で、3月11日現在の住民基本台帳人口21,434人に対し約99.6%の確認状況となっています。

町では、避難者への情報提供及び所在確認等のため、町民専用の総合コールセンターを設置し、電話での受付・情報提供業務を行っていましたが、8月末でコールセンターを閉じ、総合情報班で対応することとしました。

現在、「みんなでがんばろう日本プロジェクト」の支援を受け、散り散りに避難している町民への情報伝達のツールとして「フォトビジョン」を配布しております。このフォトビジョンは、小型の画面に浪江町からのお知らせを表示することができるもので、インターネットや携帯電話で町のホームページが閲覧できない方への情報提供手段として非常に有効なものと考えております。

5月頃から二次避難施設に配布を始め、8月には県外に避難しているおよそ1,400世帯に配布を行いました。今後、県内の借り上げ住宅や仮設住宅に入居している町民の方へ順次配布を進めてまいります。

出張所の開設について、ご報告いたします。

避難住民の便宜のため、かねてから要望のあった福島市、桑折町及び本宮市に出張所を開設しました。福島市とは7月14日に避難住民の支援に関する協定書を締結し、福島市役所内においては8月1日から出張所を開設しております。また、桑折町、本宮市とは9月1日に協定書を締結し、桑折町については桑折町役場内に、本宮市については本宮市白沢総合支所内に出張所を開設しました。

出張所においては、職員を常駐させ、仮設住宅内避難住民との連絡調整・緊急対応のほか、避難先自治体との連絡調整及び本庁で発行した各種証明等の交付等の業務を行っています。

今後とも、避難先住民の居住動向に配慮しながら出張所の配置を検討していきたいと考えております。

応急仮設住宅等の支援について、ご報告いたします。

応急仮設住宅は、26カ所2,754戸全戸完成となり、9月14日現在、1,928戸の入居している状況で、入居率は、70.0%という進捗状況です。

市町村別で申し上げますと、桑折町が71.7%、福島市が67.6%、二本松市79.6%、本宮市52.0%となっております。

また、相馬市と川俣町から浪江町民のために、93戸と30戸の仮設

住宅の提供があり、7月29日入居したところであります。

次に、民間借り上げ住宅の通常型における入居決定戸数は235戸、特例措置型では3,096戸となっております。

仮設住宅の自治会設立について、ご報告いたします。

今回の災害により、避難生活も長くなり、地域のコミュニティが崩壊するとともに町民同士の絆までも失われていくことが大きな問題になっておりまして、仮設住宅で新たな地域コミュニティをつくる自治会組織の結成を進めております。

8月28日には、桑折町の仮設住宅で設立総会を行い、今月15日には福島市の笹谷東部仮設住宅、20日には二本松市杉田住民センター仮設住宅で設立総会をしたところであり、他の仮設住宅で立ち上げに向けての懇談会を行っております。

警戒区域への一時立入について、ご報告いたします。

立入りに関しては、5月26日に実施した1回目の立入後、現在まで町独自の取組みを含んで27回実施しました。1回当たりの立入者数は平均で304人、総数は4,812世帯、8,218人でした。

車の持ち出しについては、9回実施し、1回当たりの持ち出し台数は、平均で102台、総数で939世帯、916台の持ち出しを行いました。

8月いっぱいまで1巡目の一時立入を終え、現在は9月25日実施予定の2巡目立入に向けて意向調査を実施しております。2巡目については、1巡目同様のバスでの立入、車の持ち出しに加え、マイカーでの立入も認められることとなり、1巡目の反省点を踏まえ実施することとしております。

農畜産物の損害賠償関係について、ご報告いたします。

農畜産物の損害賠償の説明会については、双葉地方の全農業者を対象とした説明会が7月9日より7月16日までの7日間の日程で、県内各地の8会場で開催され、浪江町の農業者を含む双葉地方の農業者1,375名が参加しました。

また、浪江町では、農業者数が他の市町村より多いことや、説明会までの周知期間が短期間であったことから、双葉地方の説明会に加え、浪江町の農業者を対象とした損害賠償説明会を7月19日から7月21日の3日間で実施しました。こちらの説明会においては浪江町の農業者、626名が参加しました。

農畜産物の損害賠償請求書の受付につきましては、JAふたばに賠償請求の委任状を提出した農業者に対して、8月23日から8月26日までの4日間、JAみちのく安達支店2階「レポートあだち」にて受付が行われ、浪江町の農業者、約300名が損害賠償請求書を提

出しました。

なお、受付期間終了後も J A ふたばサポートセンター（県内外の 8 J A の 10 支店に開設）にて継続して損害賠償請求書の受付を実施しており、現在まで郵送での申請を含めて約 500 件の請求書が提出されております。

災害給付金等の状況について、ご報告いたします。

初めに義援金 2 次配分についてであります。配分については世帯人数の違いによる不公平感や、世帯に対して一律の金額を支給することの妥当性の低さを考慮して、1 人当たりの配分額を決定し、世帯人数を乗じた額を、原則 1 次配分時に指定された口座に振り込んだところです。また今回は、世帯の事情により希望があれば 1 世帯 2 口座まで口座を分離できることとしたところであり、希望者は約 147 世帯となっております。

支給額であります。1 日当たり 25 万円でありまして、対象者が約 2 万 2,000 人、9 月 14 日現在の支払者数が 21,794 人、約 99% の支給率となっております。

なお、3 月 11 日現在住民登録があった世帯で、9 月 14 日現在の 1 次義援金未申請者が、約 50 世帯ほどありますので、こちらにつきましても引き続き移転先住所の調査等を含め再度申請書を送付するなど、作業を進めてまいります。

次に被災者生活再建支援金の支給状況について申し上げます。

この制度は、地震、津波等、自然災害により住居が全壊又は大規模半壊した世帯等に支給されるもので、主に航空写真等により全壊が確認できる大字請戸、中浜、両竹、さらには南棚塩地区及び北幾世橋の一部を特定し申請を受け付けていたところであり、津波により対象となった 583 世帯についての申請は、すべて完了いたしました。

また、地震により全壊又は大規模半壊した住宅については、現在 47 世帯の申請を受けております。これにつきましては御承知のとおり、現在、損壊した住宅の多くが立入禁止区域内にあり、詳細な調査ができないため、写真または本人の申告により、月 1 回程度現地を確認し対象になる世帯に連絡し請求をいただいているところでありまして、今後 2 回目の立入等により判定の依頼があった場合は、引き続き現地調査のうえ、対象となる世帯については申請書を送付するなど、対応してまいります。

次に、災害弔慰金について申し上げます。

災害弔慰金等の支給に関しましては、3 月 11 日の津波及び地震により直接死亡された方が 184 名でありまして、死亡届等により死亡

が確認された方から順に、申出書等関係書類の提出をいただき、審査のうえ支払を開始しております。

9月14日現在、121件を受理、うち110件の振込を終えておりまして、引き続き早期の支払に努めてまいります。

また、災害関連死に関する弔慰金につきましては、8月12日に双葉地方災害弔慰金審査委員会を7名の委員をもって設置したところでありまして、9月9日に第1回目の審査会を開催いたしました。今回、審査会に諮られた件数が35件、うち浪江町に住所を有するもの8名が対象と認定されたところです。

なお、災害関連死に関する基準が必ずしも明確なものでないことから、個別に判断することになること。さらに1回の審査会において審査できる件数が限られることなど、今後長期にわたる事務事業となることが想定されます。

内部被ばく検査実施状況について、ご報告いたします。

千葉市の放射線医学総合研究所において、6月27日から7月16日まで、計9回にわたり先行検査が実施されました。対象は0歳から3歳までの母親及び4歳から69歳までの各年代層から抽出し、延べ91名の方に検査いただきました。

続いて、東海村日本原子力研究開発機構において、7月11日から8月31日まで、計32回にわたり検査を実施したところです。対象は高校生までのお子さん及び妊婦で、県からの2,000名の枠に対して実施人数は2,392名であります。

検査結果につきましては、直接父兄等に伝えられたところであり、いずれも健康に直接影響がある方はいないと聞いております。

なお、県より140名の追加枠の連絡があり、キャンセル待ち、妊婦、4・5歳児を対象として通知したところでありまして、本日及び27日に実施する予定です。

保育所の広域入所について、ご報告いたします。

3月10日時点での保育所入所申込者は、町立コスモス保育園が159名、津島保育所が23名、私立なみえ保育園が60名、計242名でありました。広域入所申し込みであります。前回報告時の6月21日現在では129名でありましたが、9月9日現在では151名、22名の増となっております。今後もさらに増えることが想定されます。

内訳は、県内がいわき市16名、福島市8名、二本松市、南相馬市4名など、計44名。県外が新潟県25名、千葉県16名、埼玉県12名、群馬県8名など、計107名となっております。

今後も、避難先において適切な保育サービスが受けられるよう、対応してまいります。

介護保険業務について、ご報告いたします。

介護保険部門では、町内でデイサービス事業を行なっておりました、社会福祉法人博文会と特定非営利法人J I Nの2事業者が、桑折町、福島市、二本松市、本宮市の仮設住宅内にデイサービスセンターを設備する予定であります。

また、本宮市の仮設住宅内に、グループホーム1カ所を、立野にありました「虹の家」が設置予定であります。

工事も順調に進んでおり、開所に向けての準備をしているところであります。

津島診療所の運営について、ご報告いたします。

4月18日から二次避難先の岳温泉あづま館内に診療所を移し、避難町民の診療にあたってまいりましたが、二本松市安達運動場内に建設しておりました仮設診療所の完成に伴い、9月14日をもって岳温泉仮設診療所を閉鎖し、9月15日から、安達運動場内の新仮設診療所において、常時3名の医師による診療体制を維持し、また、新たに医療機器等を導入するなど、避難住民の方々に対し、医療の提供を開始したところでございます。

さらに、往診車輛を配備し、患者の要望に応えるべく、往診、健康相談等、避難住民の要望に沿った診療体制、医療の充実に努めているところであります。

教育行政について、ご報告いたします。

7月23日から30日にかけて、浪江小学校6校の卒業証書授与のための式典が避難先の二本松市内及び福島市内で行われました。

平成22年度の卒業生は男子115名、女子115名、合計230名です。被災から4カ月遅れの卒業の集いに臨んだ子ども達は、友達との再会を喜び合い、卒業の区切りをつけられたことに安堵の表情を見せておりました。

このあと、保護者を交えた集いや1泊2日のキャンプをするなど、学校独自の工夫を凝らした催しの中で、別れ別れになっていた4カ月の日々の思い出を語り合い、絆を深めました。

次に、原発事故で避難生活を送る浪江の子ども達に、鹿児島県の自然に触れ、夏休みを満喫してもらおうと、歌手の長渕剛さんが企画した、「シンガーソングライター長渕剛 TRY AGAIN for JAPAN福島っ子 鹿児島サマーキャンプ in 霧島」が8月1日から6泊7日の日程で行われ、招待された小学4年生から6年生の20名が参加し、マリンスポーツや磯遊び、ホームステイを体験してきました。

長渕さんは、7日間の内6日間同行し、最後に生で歌った「乾杯」の歌、そして「夢は叶う」のお話には、皆が大変感動したというこ

とです。

滞在期間中、長渕剛さんはじめ霧島市長さん、霧島市おやじの会スタッフの皆さん、そして多くの霧島市民の皆さんには大変お世話になりました。

また、8月6日（土）から13日（土）の8日間、「Wonderなみえ」の小学生ら22名が高知・土佐山サマースクールに参加しました。高知県の土佐山アカデミーと（財）夢産地とさやま開発公社の主催、高知市やオーベルジュ土佐山などのご協力のもと、「Wonderなみえ」が招待を受け、土佐山地域の大自然の中での体験学習をしてまいりました。さらには、本場の「よさこい祭り」にも参加させていただきました。

今後、これらを機会に霧島市、高知市との親交が一層深められることを期待いたします。

次に、8月25日に浪江小学校・浪江中学校を開校し、小・中合同の開校式を行い、多くに来賓の方々とともに、新たな出発を祝いました。

3月11日の被災以来、散り散りになった児童・生徒を呼び戻し、元の仲間達と一緒に勉強をしたいという切実な願いにも答えるために、浪江町独自の学校を二本松市内に立ち上げたもので、浪江小学校は旧下川崎小学校で、浪江中学校は旧針道小学校でそれぞれ教育活動を再開し、浪江町復興に向けた第一歩となりました。

なお、2学期からの開校に先立ち、7月には放射能に対する不安を解消するため、放射線量低減化に向けた校庭の除染工事を行いました。

次に、心のケアに関する対応ですが、長期にわたる避難生活で環境が大きく変化し、いろいろな問題を抱えている家庭も多く、児童・生徒は大きな不安やストレスを抱えています。

こうした問題の解決に向けた支援を行うために、県の事業を活用して、スクールカウンセラー2名と、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー1名を浪江小・中学校に配置することができました。

最後に、復興ビジョンの検討状況について、ご報告します。

浪江町の今後の復旧・復興に向けた取組みとして、現在、浪江町復興ビジョンの策定作業に着手したところです。7月29日に第1回の庁内ワーキンググループを開催し、現在まで6回の検討作業を行っております。庁内において復興方針（案）を作成の後、町民との協働による浪江町復興検討委員会（仮称）を10月上旬頃設置し、ご議論をいただき、それらの意見も踏まえながら、年内に一定の方向

性を示すことができるよう、努めてまいります。

また、現在、福島大学によるアンケートが実施されているところですが、町独自によるアンケート実施、懇談会等の開催などにより、町民の皆さんの思いを受け止め、復興の方向性をお示ししたいと考えております。

以上、6月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件が2件、条例の制定及び一部改正案件が5件、平成23年度の補正予算案件が9件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については質問・答弁合わせて60分となります。一括方式は慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。

また、通告された一般質問の中で、同様の内容と思われる事項が、2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上また円滑な議会運営をするため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したならば、その件について撤回するか、または、不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

◇山崎博文君

○議長（吉田数博君） 2番、山崎博文君の質問を許可します。
2番。

[2番 山崎博文君登壇]

○2番（山崎博文君） 2番、山崎博文です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきますが、まず、質問の前に改めまして、3月11日の大震災以降、亡くなった方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、避難生活を余儀なくされ、6カ月が過ぎ、いろいろな面でご苦勞されている町民の皆様にお見舞いを申し上げます。そして、この半年間、連日過酷な業務遂行にあた

られました町長はじめ職員の皆さんには敬意を表したいと思いを
す。

さて、8月30日に野田佳彦新総理大臣が誕生し、9月2日には野
田内閣が発足しました。震災後、菅政権は「脱小沢」をめぐる党内
での対立を重ね、衆議院の解散に追い込みたい野党も巻き込んでの
権力闘争が続き、国は被災した皆さんのために、さらに被害にあっ
た県や市町村のために真剣に議論を展開していなかったと残念なが
ら言わざるを得ません。野田総理は、2日の就任会見で、東日本大
震災からの復旧・復興と福島第一原発事故の収束を最優先課題に掲
げ、原発事故については「国は東日本の大規模な除染の先頭に立つ。
福島の再生なくして日本の再生はない。」と述べました。私はこの
力強い言葉を信じ、野田総理にはリーダーシップを発揮され、与野
党一致した最優先課題との共通認識のもと議論をしていただき、被
災者のために、さらには被災地域のためにスピード感を持った対応
を期待しているところです。

それでは、質問に入りますが、我々議会はご周知の通り、8月下
旬から9月初旬にかけて議会懇談会を開催しました。本日はこの懇
談会でいただいた意見などを自分なりに踏まえ、さらに一般質問通
告書受付開始の初日の2日に通告書を提出したため、きょうまでタ
イムラグがあります。また、ただいま行政報告がありまして、重複
する点がありますが、この点についてはご理解いただき、町長に震
災後の町政全般の現況とその対策について、今後の町の復旧・復興
策について、さらに第4次浪江町長期総合計画後期基本計画につい
ての3点について質問させていただきます。

なお、質問方式は一括質問方式とさせていただきます。また、私
は、今回は質問の答弁に疑問な点などがありましたら、その答弁を
持ち帰って精査し、災害対策特別委員会にて自分の課題として議論
を展開したいと思っておりますので、再質問・再々質問はいたしません
のでよろしくお願いいたします。

さて、冒頭にも申し上げましたが、本当に町長はじめ職員の方々
は次から次と新たな課題やその対応で、末端の自治体として大変ご
苦勞されていると私は思います。これも国県がスピード感を持って
対応してくれるならば、町民の要望や意見などに迅速に町行政は答
えることができたわけです。そういった背景を理解した上で、町政
全般の現況とその対策についてご質問いたします。

県では8月末を目途に避難所を原則閉鎖、そして10月には完全閉
鎖するという方針を出しています。町では、8月末に2次避難所を
閉鎖予定で進めていると7月下旬にお聞きしていました。今日は9

月21日ですが、まだ1次避難所や2次避難所に避難されている方はいるのか。いるのであれば、避難地区別の人数などの詳細を教えてくださいたいと思います。また、避難されていない理由、さらにはその対応と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、3月11日の地震、さらに津波により本町は多大な被害に見舞われました。町民の皆さんの一時帰宅がほぼ一巡したのを機に、私達議会は先月22日に町内の現地調査を行いました。正式な調査方法ではありませんでしたが、バスの中での放射線量調査による比較的高い線量の地域の把握や町内の民家や道路の被害状況、そして特に、瓦れき撤去後ではありましたが、請戸や幾世橋の津波による被害状況を目の当たりにし、私は復旧・復興をどう進めていくべきか、本当に課題山積していることを実感いたしました。そこで、6月定例会では12月末までには道路や上下水道等のインフラ及びライフラインの被害調査を実施したいと一般質問での答弁であったと記憶しておりますが、その後、今日までに被害状況をどこまで調査したのか、お聞かせいただきたいと思います。

後の質問にも関連しますので、もし被害調査がまだならば、年内と言わず早急に実施すべきであると思いますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

さらに懇談会で出た質問なので、本日の質問要旨には書いていませんが、被害状況に関連したことなので追加で質問したいと思います。津波によって半壊状態になった家、あるいは車の所有者からの質問でしたが、撤去について、行方不明者捜索のため、仕方がなかったのかもしれないが、被害に遭った私達への作業内容の説明がなかったのが大変残念で、配慮に欠けたと思います。こういう場合、撤去の許可はどうなっていたのですかという質問がありました。この点についてもどうであったかお答えいただきたいと思います。

次に、県選出の国会議員の荒井広幸参議院議員が決算委員会での質問で、「原発事故の収束なくして復興はない、除染なくして再生はない。徹底した除染を進め、全員が帰郷できる態勢をつくるのが県民の願い。」と述べております。全く私も同感であり、まずは帰町にあたっての最優先の取り組みは除染作業だと思います。そのためには、国の指示を待つばかりではなく、前提として作業や調査の報告をいただくのは当然ですが、当町に申し出があった線量や除染調査のための研究機関などに全面的な協力をすべきである、と考えます。そこで、現在何チームが当町に入って、どのような調査等の実施をしているか、町での把握について教えてくださいたいと思います。

次に、町全域の放射線量、土壌や水質の汚染度など町では今回の原発事故による影響をどこまで実態把握しているか、教えていただきたいと思います。さらに、国の原発事故の収束に向けた工程表によると、ステップ2が終了する、いわゆる冷温停止状態になる1月末から本格的な除染を実施する、となっています。一昨日の19日にウィーンで開催した国際原子力機構の年次総会で、細野豪志原発事故担当大臣は、ステップ2を年内に完了させると演説し、初めて年越しをせずに原発を安定化させる強い決意を示しました。私はこの発言に非常に期待するわけですが、いずれにしましても1日でも早く帰るために今からでも町独自の除染作業に取り組むべきだと思います。富岡町では同じ警戒区域ながら、秋以降、遅くとも年内に町内での除染実験を行う方針を固めた、と報道されたことはご周知のことと思います。

原子力災害対策本部の資料によると警戒区域の市町村が希望する場合には、安全性が確保されている前提で、「市町村自らが除染計画を作成し実施することも可能であり、国は財政支援、専門家派遣などを通じて全面的に協力します。」となっています。町では除染に関する取り組みについてどのように検討しているかもお答えいただけます。

次に、町では情報の共有化を図るツールとして、ソフトバンクモバイルのご協力のもと、フォトビジョンの貸し出しを行っています。パソコンがないなど町民の皆さんから町の情報を得るのにとっても助かる、という声を数多く聞いています。「フォトビジョンの貸し出しについては県外に避難している1,400世帯から貸し出しをはじめ、8月以降、仮設住宅や県内の借り上げ住宅などに避難している世帯に貸し出しをしたい」と町の7月下旬の報告ではありましたが、今日現在までの貸し出しの進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

質問事項1の最後に雇用対策について質問いたします。被災して半年になります。被災者が受給した失業手当の支給終了は、今月と来月にピークを迎える見込みだと思います。それを受け、17日の新聞によりますと、厚生労働省は、東日本大震災の被害の大きかった福島、岩手、宮城の3県の沿岸部と、福島第一原発の周辺地域に限り、再就職が難しいため、失業手当の給付を90日間の再延長に踏み切るという報道がありました。しかし、また90日後には多くの求職者が予想されるわけです。そこで、町では今後の雇用対策について、どのようにお考えかお伺いいたします。

次に、質問事項の2に移ります。町民との懇談会で感じたことが

2つあります。1つ目は、半年が過ぎ、町民の皆さんは非常に精神的に疲れていることです。2つ目は町に戻りたいという強い意志を持ちながら、現実的な話になると「帰れる」と思う人と「もう帰ることはできない」と思う人と2分していることです。町に帰れるか帰れないかは議員間でも意見が分かれているのも事実です。しかし、町も議会もまずは帰ることを前提に最大限の努力をし、町民の皆さんに帰るための復旧・復興策をお示しすることが必要であり、そういったことにより、精神的疲れも、ある程度払拭できるのではないかと思います。そういう考えのもと、町の復旧・復興策について質問いたします。

町では、7月下旬に職員を構成員として復興ビジョン策定ワーキンググループを設置し、政策課題ごとに議論を深めていると思います。そこで、現在までの会議の内容をお聞かせいただきたいと思います。

次に、復旧・復興に向けて現実的な問題では、質問事項1で申し上げましたが、インフラ及びライフラインの被害調査を早急を実施することによっての道路や上下水道等の復旧計画に関する問題、請戸・棚塩で津波により家が流失した方々の住宅建設地問題、放射線量の非常に高い地域の除染作業及び土壌改良作業の問題、また、雇用の問題、学校教育問題、病院や福祉施設の問題、農林水産業の再生及び商工業などの再開問題等々、さらには、中長期的な問題では、被災町としての更なるあるいは新たな復興策の策定、例えば、県の復興ビジョンの素案にもありますが、今後成長が見込まれる医療機器産業の復興や原子力発電に代わる新たな産業の創出に向け、再生可能エネルギーに関する最先端の研究拠点の誘致等々、復旧・復興については非常に課題が山積しています。近隣の富岡町、川内村、南相馬市、相馬市はすでに過去に復興計画に携わった有識者などに委員を委嘱し、復興ビジョンの検討を行っています。当町でも復興へのスケジュールでは8月中旬に仮称ではありますが、復興ビジョン検討委員会設置予定となっていました。現在どのように進んでいるのか、お答えいただきたいと思います。また、会議では最悪を想定し、町に戻れない場合についても、例えば集団で移転なのか、もしその場合の移転先なども議論が必要ではないかと思いますが、戻れない場合の町の方針・方向性についても議論すべきと考えますが、町長はどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、第4次浪江町長期総合計画後期基本計画について質問いたします。3月11日の地震、津波、そして翌日の原発事故がなければ、開会中の3月定例会も23年度予算審議など活発な議論を交わさ

れ閉会し、そして23年度を無事迎えることができたわけです。23年度は基本理念に「なかよく みんな えがおで とともに築こう安心のまち」を掲げ「豊かな自然と共生するまち」など7つの基本目標のもとPLANつまり立案・DOつまり実施・CHECKつまり評価・ACTIONつまり改善のP・D・C・Aサイクルにより「第4次浪江町長期総合計画後期基本計画」がスタートし2年目の年でした。人口の減少・少子高齢化の進展や社会経済情勢の変革期を迎え、これらの変革を的確にとらえた施策を目指すため、現行の基本構想に基づきながらも、町民の皆さんから数多くのご意見をいただきながらの後期基本計画策定でした。特に、町長の町政の最も柱と私は言うて良いと思うのですが、町づくりの手法としての「協働のまちづくり」の実践スタートの年でもありました。津島地区を皮切りに、数多くの町民の皆さんと「協働のまちづくり」について意見交換をし、担当課内で精査し、具現化する施策づくりの段階にあったと思います。そういった意味では町長のお気持ちを代弁するならば、「原発事故という人災事故により至極残念で遺憾である。」の一言だにご推察いたしますが、町長の第4次浪江町長期総合計画後期基本計画についての現在のお考えについてお伺いいたします。

また、計画には数値目標も設定されており、議会で議決した経緯もありますので、総合計画の全体的な見直しが必然的に必要であり、見直し作業では先ほども申し上げましたが復興策との整合性も図らなければならないと思いますが、併せてこの点についてもお伺いいたします。

最後に、当然復旧・復興策の策定が優先するのは言うまでもありません。第4次浪江町長期総合企画見直しの時期の質問については、本音を申し上げますと、町長の進退について、間接的に伺ったのですが、後で同僚議員の一般質問の質問事項に直接ありますので見直し時期に対するの答弁は結構です。

以上で、質問を終わりますが、端的な答弁と数字や地区などの詳細についてはゆっくりと答弁するようお願いいたします。以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは8月末の避難所閉鎖による現況、そして未避難者への対応についてお答え申し上げます。

避難所の閉鎖についてであります。福島県がロードマップを示しておりまして、8月末で県内の大部分の避難所を閉鎖、10月末で避難所の全面閉鎖となっており、このスケジュールで取り組んでおります。

体育館等の一次避難所への避難についてであります。町が管理

している一次避難所ではピーク時は16施設に約2,900名が避難しておりましたが、8月末で最後のあだたら体育館を閉鎖したところでございます。その他県内の一次避難所では9月14日現在、3施設に6名が避難している状況です。方部別では南相馬市となっております。

続きまして、ホテル、旅館等の2次避難所への避難についてであります。ピーク時は220施設に約5,500名が避難しておりましたが、9月14日現在、62施設に475名がまだ避難している状況でございます。方部別では、猪苗代町に222名、北塩原村に141名、二本松市（岳温泉）に52名、磐梯町に41名、福島市（土湯温泉）に11名などとなっております。なお、これらの方々につきましては借り上げ住宅などが決まっていますが、家電製品が届いていないなどの理由で残っている方が多く、家電製品が届けば移動することになっております。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 2点目のインフラ、ライフライン等の町の地震及び津波による被害状況の把握をどこまでしているかご質問にお答えいたします。

今回の震災後におけるインフラ、ライフライン等の被害調査の実施についてであります。現在のところ調査は一時帰宅等により目視による概略的な状況は把握しております。その状況については、道路は地震による地割れ、道路の状況については段差がかなりついております。それから下水道はマンホールが浮き出ております。現在のところ、特にこの地域は、警戒区域に設定され、立入禁止区域であり、被害調査の実施に関してはなかなか難しい状況にあるものと判断しておりますが、いずれにいたしましても今回の震災により道路や上下水道などのインフラの損壊状況は、かつてない甚大な損害になっていることの認識はしております。

それから、行方不明者の捜索についてであります。原発事故の関係で当町の捜索は、他方部より1カ月以上遅れの4月14日より開始されました。当時は、家屋などの廃材が一带に散乱しておりましたが、現在は瓦れきが道路沿いに仮置きされており、廃材などが除かれた宅地や農地には雑草が生い茂っている状況にあります。

議員お尋ねの震災後に残っていた個人の家屋が承諾なしで取り壊されたということですが、その家屋がどのような状況に、あるいはどのような状態で残っていたのかにもよりませんが、なにぶん、あの大量の「がれき」の中からの行方不明者の捜索であったため、やむを得ず行ったことだと思っております。

大変申し訳ございませんが、なにとぞご理解をいただきたいと思
います。

3点の線量または除染調査のための研究機関等は、現在何チーム
と町では把握しているかについてご質問にお答えいたします。

現在、線量や除染調査のため浪江町に入っている研究機関は、3
大学と企業1社になります。その調査内容を簡単にご紹介しますが、
植物の栽培による除染調査、それから特殊浄化液散布による除染調
査などが主であります。

なお、議員お尋ねの研究機関などへの協力ではありますが、その研
究機関の除染調査の目的など、いわゆる実施計画書（案）などをよ
く精査しながら対応していきたいと考えております。

続きまして、4点目の町全体の放射線量等の実態把握について教
えていただきたい。また、町独自の除染対策等の取り組みについて
検討しているかについてご質問にお答えいたします。

9月1日に内閣府と文部科学省が福島第一原発事故に伴う警戒区
域と計画的避難区域の計2,700カ所、浪江町においては警戒区域245
カ所、計画的避難区域188カ所の放射線量調査結果が公表されて
いますが、警戒区域においては毎時0.1～72.3マイクロシーベルト、計
画的避難区域においては毎時1.4～41.3マイクロシーベルトが計測
されております。

それから土壌調査につきましては、8月29日に、文部科学省が福
島第一原発の100キロ圏内の約2,200地点の土壌を採取して測定した
放射性セシウムの濃度マップを公表しております。

その中で、浪江町の高瀬地区水田では、1キログラム当たりセシ
ウムが12,140ベクレル、立野地区水田では1キログラム当たりセシ
ウムが16,263ベクレルとなっております。

なお、9月6日より町独自による放射線空間線量調査を仮設住宅
26カ所及び二本松市内の浪江小学校、浪江中学校2カ所において実
施いたしており、その線量調査結果につきましては、仮設住宅の掲
示板や町ホームページに掲載し、情報の提供を行っております。

また、除染の取り組みであります。国はこのたび原発事故によ
る放射性物質の除染で直接実施する「除染特別地域」を11月に指定
し、年明けから本格的な作業に入るということでもあります。

そのスケジュールであります。年間20ミリシーベルトを超える
区域は、警戒区域や計画的避難区域などとなっている12市町村で除
染のモデル事業を11月まで実施しながら、地域ごとの除染方法を検
証し、11月の除染特別地域の指定後は、モデル事業の結果をまとめ
国の除染ガイドラインに反映させ、来年1月の除染に係る特別

措置法の完全施行にあわせ、その地域にあった除染の方法や目標などを盛り込んだ除染計画を策定し、本格的に除染作業を進めるということであります。

当町におきましても、今後、伊達市や南相馬市などの除染モデル事業や現在、大学、企業が行っている除染調査を踏まえながら、国の「福島除染推進チーム」と調整し、町内における除染のモデル事業などの取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 続きましてフォトビジョンの貸し出しの進捗状況についてお答え申し上げます。

フォトビジョンは、小型の画面に浪江町のお知らせを表示することができるもので、インターネットや携帯電話で町のホームページが閲覧できない方への情報提供手段として非常に有効なものと考えております。

5月にはホテル・旅館などの二次避難施設に設置を行いまして、8月には県外に避難しているおおよそ1,400世帯に配布を行いました。県内の借り上げ住宅などに避難している方には、現在希望調査をしており、調査が終わり次第随時発送をしてまいります。

また、仮設住宅に入居している方につきましても、10月頃から配布を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） お答えいたします。

失業手当との関係、雇用関係のお尋ねでございますが、議員おただしのよう、まず90日の延長が新聞等で発表になっておりますが、町としては現在、ハローワークとともに各仮設住宅等を巡回して、就職相談を行っております。これは8月から始まっております、現在も9月13日から9月15日。それから9月20日からまた各仮設住宅のほうに出向きまして、就職相談を行っているところでございます。

現在、雇用対策でございますが、二本松・福島・大玉・本宮周辺の事業者様からは浪江町民を対象にした被災者雇用の求人をお願いしておりますが、なかなか求人がないということでございます。そうした情報を基盤的に仮設住宅等、それから各地域ごとの出張所にも回しながら周知をはかっておるわけですが、今後自治会が組織されておりますので、回覧板等によりまして周知を図るとともに、今後関係機関と協議しながら、仮設住宅等を巡回しながら求人のご

相談をさせていただきたいと思います。

なお、今年いっぱいについて最低でも各仮設住宅を1カ所は最低月1回は回るということで、現在計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 大きい2番、町の復旧・復興策について、（1）職員復興ビジョン策定ワーキンググループの会議内容についてお答え申し上げます。

職員による庁内ワーキンググループについては、復興ビジョンの策定準備を行うことを目的として開催しており、約15名の職員で構成し、原則で週1回開催しております。

町といたしましては、町の将来復興を成し遂げるための復興ビジョンをお示しできるようにしてまいりたいと考えております。

また、復興以前にこの避難時期に実施しなければならない事項を当面のアクションプランとして整理していく考えでもあります。

次に、庁内ワーキンググループの検討の内容でございますが、現状に対する認識の共有を行った上で、町民の不安材料、1つは放射線に対する除染の実現性、除染後の町の居住可能性、町の将来性などを検討、その上で放射線の専門家を招いた学習会を通じまして、放射線への理解を深めてまいりました。

現在は、非常に困難な課題を踏まえた上で、戻りたい町の将来像を検討するとともに、その実現のための短期・中期・長期的な取り組みを議論していくものでございます。

次に、検討委員会の設置時期についてでございます。先ほど除染でも説明いたしましたが、当町では有識者とともに町民と一緒に（仮称）復興検討委員会で検討している状況でございます。第1回目の会合を10月中には開催したいということで進めております。

復興ビジョン策定にあたりましては、大きいところからの視点と専門性も必要であることから、有識者には政府からの人材とか大学の先生、県の幹部なども検討しているところでございます。さらに町民の代表といたしまして、町内の各種団体の関係者なども考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 戻れない場合の町の方針・方向性についても議論が必要と考えるが、どのように考えるかというご質問にお答えいたします。

現在、国と県においても除染を最優先事項として、ようやく取り組み始めたところであり、町としては現段階においては、世界の英知を集めていただいて除染を最大限に実施して、町に戻りたいと思っている方々が戻れるような状態としていくことを最優先事項として考えております。

戻れない場合の町の方針、あるいは方向性については、今後の除染により、どの程度居住環境が改善されるのかといった推移を見守ってから、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、第4次浪江町長期総合計画後期基本計画についての、数値目標の見直しが必要ではないかというご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、原発事故によりまして後期基本計画を推進できないことは慚愧に堪えないものであります。策定時点と現在の町の状況が大幅に異なっておりますので、数値目標の進行管理については非常に困難な状況にあり、具体的な施策の実施が困難であるということから、数値目標のシート管理については、本当に残念ながら困難な状況であるということをご認識していただきたいと思っております。

さらに、策定時と全体が大きくこのように変わりました。そういうことから見直しの必要性が生じたということは理解をしております。

ただ、浪江町に帰還できない状況においては計画の見直し、どこの計画を見直しするのか、具体的に困難かという認識をしております。

しかしながら、後期基本計画で掲げた浪江町の将来像「海、山、川、森、人」をつなぎ緑と水で美しい豊かな「な・み・え」、基本理念「なかよく みんな えがおで とともに築こう安心のまち」、さらには地域経営、行政経営、協働のまちづくりといった基本方向については、今も変わっておりません。その実現を引き続き目指してまいりたいと考えております。

今後の復興策の検討においても、後期基本計画の基本的な考え方を踏まえた上で、検討にあたらせていただきたいとこのように考えております。

○議長（吉田数博君） 以上で2番、山崎博文君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時30分まで休憩いたします。
(午前10時10分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時30分）

◇紺野榮重君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

14番、紺野榮重君の質問を許可いたします。

14番。

[14番 紺野榮重君登壇]

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重です。議長の許可をいただきましたので、3点について質問をいたします。

第1点は、東日本大震災、原発事故の件。第2に、町に戻るための具体策。3番目に合同慰霊祭の件であります。質問方法は、一括質問方式であります。

質問する前に、今回の震災でお亡くなりになりました方々にご冥福をお祈りいたします。その中で、消防団員4名の行方不明、現在確認されているのは2名。避難広報をして溺れた人を助け、後で行くからと行って別れたのが最後だった団員もおります。

平成23年3月11日午後2時46分、震度7、マグニチュード9の大地震。約45分後には大津波発生。東日本大震災と名付けられました。さらに私達は原子力発電所の事故により避難民となり、6カ月と10日になりました。自然災害は容認せざるを得ませんが、原発事故による放射能汚染で、家があっても自宅に戻れない悔しさはどこにぶつけていいのか、悔しい限りであります。今回の大地震、津波、1000年に一度とも言われるわけであります。原子力発電所は、安全に対して幾重にも安全対策を施しているのです大丈夫だと信じております。想定外の事故であったとはいえ、放射能汚染がまだ収束されていないのが残念でなりません。中部電力浜岡原発では耐震評価、そして経営判断で2基の原発は廃炉となりました。今、考えるに、第一原発でも35年以上経過しているわけですので、廃炉にできなかったのが残念でなりません。今回の地震、津波、そして原発事故、何回にもわたる避難場所の変更、町民の方はもちろんですが、町長はじめ役場職員の皆さんには、誠にご苦労さまでした。今回の大震災、原発事故、我々はこれを検証して後世に伝えることが大事であると思います。そして、日ごろの災害に対しての心構え、災害に対しての防御、我々は受けた現状を後世に伝えていかななくてはならないと思います。そして我々は再び浪江町に戻り、再生復興をする希望を持つことが大切であると思います。

それでは、東日本大震災、原発事故の件から質問をいたします。

原子力発電所は町挙げて賛成しておりましたし、建設で働く場所の確保、交付税の確保、豊かなまちづくりに大変必要でした。ところが、今回の事故で多くを失ってしまいました。私自身、脱原発の考えに変わりました。原子力発電所の事故に対する反省、町長の原子力発電所誘致の考えに変わりがあるのかお伺いをいたします。

今回の地震、津波で184名の行方不明者。まだ30名以上発見されておりません。どうしてこのように多くの不明者が出てしまったのか。このような多くに犠牲者が出てしまったことをどのように検証するかが大事だと思います。地震、津波の広報がされて一斉に避難をされましたが、車での避難により渋滞となり、逃げ遅れて車ごとさらわれた方が多くあります。地震、津波に対しての町の防災訓練は行われておりました。避難場所等において、指定されているところ、避難されて一定の成果があったことも事実だと思います。問題となるのは早めの避難ができなかったこと。車による渋滞で犠牲になった方々がおられたのが残念でなりません。聞くところによると、浜街道から6号線まで渋滞で、消防は自動車ポンプを置いて走って逃げた状態だったそうであります。この件では道路網の問題があったと思います。請戸の場合、6号線に結ぶ道路が2カ所だったことも要因の一つだと思います。

原発事故との関係でも、もう一つ大平山を縦断して6号線に通ずる道路と、河川堤防の請戸川の道路幅を広げて車が交差できるくらいの道路にすべきだったと反省するところでもあります。これらのことを検証して今後に生かさなければなりません。

11日夜、深夜までかかり12日の対策を考えました。報道では11日、午後9時23分、3キロメートル避難指示。12日、午前5時45分、10キロ圏内避難指示、20キロ圏内避難指示、15日には30キロ圏外への避難と次々と避難していくわけですが、町当局では、どの時点で確認され、どの時点で町民に広報決定されたのかお伺いをいたします。

また、東京電力との関係での協定違反と言われているのは、どのようなことなのかお伺いをいたします。

町民の方々は、一両日中に戻るつもりで避難をいたしました但今日に及んでおります。12日から食料、燃料が不足いたしました。炊き出しのおにぎり1日1個の方もあり、不満続出でありました。3日間は続いたと思います。災害に備えての非常用の水に3日分の食料、水と言われることが反省させられます。災害訓練の際に、リュックを背負って食料を持参して訓練していれば、おおかた防げたのではないかと反省するところでもあります。これらいろいろな反省に立って、町として今後検証をどう進めるのかお伺いをいたします。

避難場所の選定ですが、浪江町は全く放射能の高い地域を避難してきたこととなります。どうしてそのような経路になってしまったのかお伺いいたします。

国、県、電力会社、警察と協議をし避難場所の指導を仰ぐことができなかつたのかお伺いいたします。

原発事故の際、避難先を決めておかなかつたことも大きな混乱の要因かと思ひます。決してこのことを責めるのではないわけでありまして、避難先を見つけるのに町長、議長、東奔西走まことにご苦労さまでした。二本松東和支所、二本松市に仮の浪江町役場をおかせていただいて、大変お世話になりました。炊き出しをしていただいたり、風呂をいただいたり、ボランティア団体、地域の方々、消防団、婦人会の方々、大変お世話になりました。今回の大震災で、遠くの親戚より近くの他人が大事という言葉が身にしみました。

今回の災害で、興化市から災害に対するメッセージはあつたのでしょうか。今回の災害でつくづくと国内に姉妹都市、あるいは災害の際の援助協定を結んで、お互い災害の時、助け合える状態を作っておくべきではなかつたかと反省するところでもあります。

3月15日、消防団は二本松市東和支所に移動して、16日、男女共生センターで放射線の測定。法被、帽子には放射能がつきやすく、帽子を脱いで頭髪の洗浄、あるいは法被はナイロンに包んで処分するようにとも言われた団員もおりました。外での仕事が多かつたせいもあつたと思ひます。ぜひ消防団員の体内被ばくに対する検査を早急をお願いをいたします。

また、夏休み前まで18歳までのホールボディカウンター検査をされました。検査結果で異状のある方はなかつた。平常との違いはどうかお伺いをいたします。

避難状態の中で、卒業式があげられなかつた小学生は、先生方、PTAの協力で、避難地で遅れて卒業式、私も出席させていただいて感動いたしました。あの避難時期の新学期に向けての親御さんの心配は、計り知れないものがあつたと思ひます。町立の小中学校を開設できなかつたのかと思うところがございます。

今回、8月25日、浪江小学校、中学校の合同開校式が行われました。小学校28名、中学校33名、当初の予定よりは少なかつたようですが、式典の中で子どもがまっすぐ前を見て非常にりりしい態度で式典に臨まれている態度に感慨無量でした。思わずがんばってくれと涙いたしました。

町の小中学校が開校されたことによって、もし子ども達が困つたときに、浪江町の町立の学校に戻れる場所はできたことは非常に良

かったと思います。今後は、どのようにして他町村に行かれた子どもを戻れるように考えているのかお伺いいたします。

次に、町に戻るための具体策を質問いたします。東日本大震災、原発事故発生以来6カ月となりました。一次避難で約1カ月、二次避難約4カ月、仮設住宅、借上げ住宅と移り、現在に至っております。いろいろな面で不便さを来しておりますが、何とか落ち着きを取り戻した状態だと思います。役場自体も8月から日曜休日体制となり、平常に近い勤務体制になってきました。今、浪江町の願いは将来に対しての見通しであります。故郷浪江にいつ帰ることができるか、いつ元の生活に戻れるのかということであります。まず大事なことは、交通機関の整備だと思います。幹線道路、鉄道の被害を受けましたが、今後どのような計画になるのかお伺いいたします。

町長は、緊急的な町の取り組み、町の復興に向けて「暗中八策」を出されました。その中で、浪江町に戻るための具体的準備を進めるとあります。

(6) 環境モニタリングの実施、産業再生を目指すための基礎データとして取り組みを開始します。

(7) 社会インフラ復旧のための調査実施。

「暗中八策」の(6)、(7)の項目。このことで結果が出ていればその結果を。また、これからであればどのような方向で対応されるのかお伺いをいたします。

浪江町に帰る前提の中で、まずは津波で流された地域、約560戸。復興のために請戸、中浜、両竹、南棚塩をどのような地域、まちづくりをするのか。この災害を機に津波の心配のない高台に移住するのか。元の地域に部落を作るのか。町としての構想はあるのか。町としてどのような方向で再生していくのか、町の方向性をお伺いいたします。

町長は、みんなで浪江に帰りましょう。集まりの度に話しておられます。その気持ちはわかります。大賛成であります。大ざっぱでよいので、その期間は何年になるのか目標を示していただきたいと思います。

富岡町長は2、3年は無理だと。そのため、郡山市に仮の役場建設を発表されました。飯舘村長は2年間頑張ってくれと言いました。浪江町民の多くは、町長の考えを聞きたいわけでありまして、目標設定をしていただかないと頑張りが利かないわけでありまして、計画を示していただくことによって、示された方向に向かって進んでいくわけでありまして。帰るためには、放射能が基準以下になること。インフラの整備、道路の整備、水道、下水道が大事なわけであ

ります。放射能の測定結果と水道、下水道の回復の見通しはどう考えておられるのかお伺いをいたします。

浪江町に戻る計画、方向性を決めていただくことによって、帰るまでどのようにして地域の道路、家を維持していくか。田畑をどのようにして維持していくかが課題になると思います。一時帰宅でそれぞれの地域が、2時間でどれくらいの放射能を浴びるのかはおおよそわかったわけでありまして、車での持ち出しを進めるとともに、家の中の手入れ、周辺の手入れ、そして部落の整備、維持をしなければなりません。すべて町でできるわけではないわけですので、旧町村単位で、行政区単位でやれることをやるべきだと思います。農林漁業、商業、工業それぞれが浪江町に戻って頑張らなくてはならないわけですが、例えば農業をするにすれば、平地の田の水は大柿ダムの水にお世話になり水を引いているわけですので、ダム本体は地震の影響はなかったのか。また、その水系を管理している土地改良区は現在どのような状態で活動しているのかお伺いいたします。

そのほか、帰るまで継続していかなければならない期間が多くあるわけですが、どのように継続していくのかお伺いいたします。

例といたしまして、土地改良区請戸川水系、2番目に広域圏、消防、ごみ対策、どのように存続していくのか。行政区長との関係で、町と話し合いはされているのか。社会福祉協議会は大丈夫なのか。避難者に対応していけるのか。農協、商工会、漁協、それぞれの現況と将来についてお伺いいたします。

放射能測定には、町自身でも測定をされております。水道水源に対しても調査して移り変わりのデータをとることも大事だと思います。

最後に、合同慰霊祭についてお伺いいたします。東日本大震災、浪江町における行方不明者184名、いまだに収容されない方三十数名と公表されております。原子力事故がなければ、地域、部落総出で不明者の捜索、片付け等するわけですが、町に入ることができない中、自衛隊、警察、常備消防、建設組合が中心となって捜索、片付けをしていただいております。公務とはいえ、雨の降る中、もくもくと作業している姿は感謝に堪えないところであります。不明者捜索の予定はどうなるのか。一つの区切りができたとき、町主催の合同慰霊祭を開催すべきではないかと思っております。住宅が流され、家族を失った方々。合同慰霊祭を催すことにより、亡くなった方々のご冥福を祈り、地震、津波災害に対しての一つの区切りをつけて復興に向けて頑張るべきかと思っております。町主催の合同慰霊祭を催すべきかと思っております。お伺いいたします。

以上でございます。なお、再質問、再々質問はさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 東日本大震災、原発事故の件の1点目でございます原発事故に対しての反省について、ご質問にお答えいたします。

平成20年・21年と津波を想定した防災訓練を実施してまいりました。その中では、避難誘導訓練、炊き出し訓練等を実施してきたところでございます。しかし、防災訓練では、避難が長期化した場合の想定はしておらず、食料や飲料水を3日分など各自確保し、避難するなどの訓練は、実施しておりませんでした。

また、今回の地震発生直後、町内の各店舗等から食料の確保に努めてまいりましたが、店舗におきましても地震の被害を受け、食料の十分な確保が困難でした。

その後、津島地区に避難したわけですが、食料確保もままならない状況の中で、津島地区の皆様方から食料の提供等をいただき大変助かったのを覚えております。

今後につきましては、震災及び原子力災害における食料不足等の実態も把握検証し、今後の地域防災計画などに盛り込んでいきたいと思っております。また、同時に町民の皆様への防災対策の意識付けもより一層強化していくことが大事だと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 原発誘致に対する考え方について、ご質問にお答えいたします。今回の東京電力福島第一原子力発電所では、全町民2万1千名が、県内はもとより全国各地に避難を余儀なくされ、いつ我が家に戻れるのか帰還の目途が全くつかないなど大変な苦労を強いられております。

浪江・小高原子力発電所の誘致については、雇用面や地域振興を図る上で重要なものと考え取り組んでまいりましたがけれども、今回の事故により原発の安全神話が崩れ、多くの住民が大変な目にあっている中で、原発の新規立地は世論上大変難しいと考えております。

野田総理も原発新設は困難で、寿命が来た原発は順次廃炉にする方針を表明しており、福島県の復興ビジョンにおいても脱原発を目指しておりまして、国あるいは県とも流れは同じ方向になっていると思っております。

ただ、昭和42年に浪江町議会で誘致を議決しておりますので、新立地の是非そのものは議会とともにこれから議論する必要があると

考えておりますし、さらにはこれまで長期間にわたって地権者、あるいは多くの関係者からのご協力をいただいておりますが、これらの方々とも話し合う必要があると考えております。

次に、東京電力との協定違反についてのご質問でありますけれども、避難指示の確認と広報については、大震災直後より町災害対策本部を設置し、地震・津波の被害状況の把握、事故対応など対策等を協議しておりました。3月11日、19時3分に国からは原子力事故に対する緊急事態宣言を発令されました。このことについては、私ども町のほうには報告がございませんでした。その後、11日の21時23分に10キロ圏内の屋内退避、これについても連絡はございません。翌12日、5時44分に10キロ圏内の避難指示が発令されました。その情報については、先ほど来から申し上げておりますけれども、連絡等が全く私どもの対策本部には届かなく、連絡がありませんでしたが、テレビあるいはラジオの中で情報を取得いたしました。

その後、即座に行政防災無線等により広報を実施いたしまして、まず10キロ圏内に避難をしてくださいということで行政無線あるいは消防の広報、さらには警察官の誘導、あるいは自衛隊にも誘導をお願いしたところでございます。

そういうことで、町対策本部自体を3月12日、午後3時に町役場を閉鎖して津島支所に役場機能を移そうということで津島支所のほうに避難指示の連絡をしたところでございます。避難してきた避難所への連絡でありますけれども、職員を派遣し、さらには自衛隊の支援を受けながら20キロ圏外に誘導避難を指導したというところでございます。

東京電力の協定違反でありますけれども、平成10年3月26日に、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る通報連絡に関する協定書」を、東京電力、浪江町、福島県生活環境部長の3者で協定書を結んでおります。この協定書は16項目ございますけれども、内容は核原料物質及び核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項に基づいた、保安規定の緊急事態が発生したときには、このように連絡するとなっております。

これは先ほどお話し申し上げましたように、「3月11日の14時54分地震発生プラント状況、さらには同16時から16時50分までに原災法第10条通報及び同法15条通報等の通報連絡を発電所側は実施したものの通信手段の不調により結果として着信に至らなかった」と発電所側からの回答がございました。

これは後から聞いた話でありますけれども、今月上旬、富岡町の土木事務所の所長が私のほうに、これから一時帰宅の2巡目に入る。

道路が非常に損壊しているので修理にあたって、帰宅する方々にけがなどないように道路の整備をしたいということで道路の整備をしたいということで私のところに9月上旬まいりました。その中で出た話でありますけれども、3月11日夜中にかけて3月12日朝明るくなったら道路の損壊をしているところを各業者さんで整理をしていこうということで職員の方々が建設会社の社長さんを個別訪問したそうなんです。電話が通じなくて。そして個別訪問をして明日の朝7時30分に富岡土木事務所に集合しましょうという連絡をしたというんですね。そういうことを考えれば、この協定書に書いてあるこの連絡の協定については、やはり通信手段が不調であったとすれば、やはり我々のところに役場に歩いてでも来て、こういう大変な状況になっているということを連絡するのが普通、最低限の義務だと思っております。

そういうことで、この協定違反については今後とも協定違反ということで申し入れをしていきますし、さらには損害賠償補償も、この協定違反に関連してくるものもあるのではと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 4点目の避難先が放射能が高かった理由について、ご質問にお答えいたします。

日本原子力研究開発機構が6月13日発表した解析結果によると、今回の福島第一原発事故に伴い、飯舘村など原発の北西や、郡山市など西側の地域で特に空間線量が上がったのは、3月15日から16日の放射性物質の流れと降雨が、この地域で重なり、地表に沈着したためということが大きな要因であると判断しておるようでございます。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） ホールボディカウンターの検査結果についてお答え申し上げます。ホールボディカウンターの検査結果についてであります。町長からの行政報告にもありましたけれども、今まで県指導により該当者並びに人数の割り当てを受け、妊婦を含む0歳から18歳までの2,483名に対し検査を実施いたしました。実施機関からの報告に基づく検査結果は、1マイクロシーベルト未満2,476名、1～2マイクロシーベルト未満7名でありまして、全員が健康に影響を及ぼす数値ではないと県から報告を受けております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 浪江町に戻る年数と今後の計画についてお答えいたします。

一刻も早く町に帰りたいとの町民の切なる願いは理解しております。町としましても極力早く、そして安全な状態としてまいりたいと考えておきまして、国に強く求めてきております。

しかしながら、現段階では除染の具体的な効果、実施規模、タイムスケジュールが国から示されておられません。現段階では残念ながら町としても帰還の年数をお示しするには至らないということでもあります。

今後浪江町においても、国の除染モデル事業が実施される方向となっていることから、それらの状況とステップ2の進捗状況を勘案しながら、引き続き帰還可能な時期の提示を国に求めてまいりたいと考えております。

次に、「暗中八策」の結果、あるいは進め方についてお答えいたします。環境モニタリングについては、町独自で町内17カ所の調査を実施しているほか、町の求めにより、政府においても広域モニタリング、土壌モニタリングが実施され、少しずつではありますが、放射能の汚染状況が把握できるようになりつつあります。

放射線量の調査結果を踏まえると、常磐線より東側が比較的低線量に留まっている一方で、西側については、全域ではないものの比較的高い状況が確認されています。

町としましては、多くの方々が帰還するには、徹底した除染が必要不可欠と考え、国に早急かつ徹底的な実施を求めているところであります。

また、インフラ復旧のための調査につきましては、現在、仮設住宅入居支援、支援物資の配送の緊急業務があったことから、現段階では着手に至っておりませんが、一時帰宅業務の実施に合わせて、通行不可能箇所等に留まっております。上下水道、道路等のインフラについては帰還の前提となることから、仮設住宅関連業務が一段落した後に、速やかに着手してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（星 光美君） 水道、下水道の回復の見通しについて、ご質問にお答えします。

目視によりますと、上下水道ともに相当の被害があるものと思われます。これらの復旧には、正確な被害状況を把握しなければなりません。そのためには、施設及び埋設管の調査に多くの時間と人員

が必要であります。人員確保、特に長期にわたる場合、作業体制について検討が必要となります。また、応急復旧への取り組みが本格化していくにつれ、必要な材料の迅速な確保が重要となってまいります。

いずれにしましても、警戒区域内の立ち入りに積算線量による時間の制限がある状況では、本格的な復旧に手をつけられる現状になく、除染により線量を下げなければ、効果的な調査も非常に難しいものと考えております。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは津波で流された地域のまちづくり方針についてお答え申し上げます。

請戸、中浜、両竹、南棚塩地区につきましては、津波により甚大な被害を受けております。現状のままでは、元の地区に住宅を再建することは困難な状況と考えられます。地区住民の意向調査を踏まえていくことが必要と考えておりますが、津波被災の現況を踏まえると、高台移転等も含めた検討が今後必要になるのではないかと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） それではお答えいたします。

土地改良区、J Aふたば、商工会の現状についてでございますが、はじめに請戸川土地改良区ですが、福島市内の県土地改良区事業団体連合会内に仮事務所を開設しております。職員1名、事務補助員1名でやっております。諸経費について、通常賦課金・償還賦課金等の徴収は困難なため、土地改良区の事務事業について、非常に苦慮されていると伺っております。

農業水利施設の応急的な維持管理については、東北農政局、福島県の協力を得てゲート等の点検調査を行い、機能保全と二次災害防止及び各施設の機能維持に努めております。

今後は理事会、総代会の開催も予定しているということでございますので、土地改良区の将来に向けた協議がされるものと考えております。町としても南相馬市、双葉町と連携しながら、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

続いてJ Aふたばでございますが、本店機能を福島市内のJ A福島ビル内に移行し、現在は総務をはじめ金融・共済、指導経済、さらには農畜産物損害賠償請求の業務を行っております。

また、各事業の問い合わせに対応するためにコールセンターを設置するとともに、県内に避難する農業者の各種事業の手続き等の窓

口として、県内の各 J A の支援によりまして 8 J A、10 店舗（仮店舗）に組合員サポートセンターを、また、各町村の対策本部の窓口に対しては J A 相談窓口を開設しまして、被災者等の相談等を行っております。

今後は、各事業の拡充を図るために、引き続きコールセンター、サポートセンター等によって避難先における農業者の支援をするとともに、9 月より本格化する農畜産物損害賠償について、賠償金の支払いが執行されるよう東電に対して請求行為を進めているとなっております。

次に、商工会であります。現在、商工会は二本松市あだたら商工会（安達振興センター）内に双葉商工会と合同で臨時事務所を開設しております。職員は 7 名でございます。うち、臨時職員を 2 名使っております。県内外に避難されている会員の皆様の所在確認等を行い、全会員 600 名の所在を把握しているとのことでもあります。

また、震災被害や原発事故の収束を見据えての、事業再開に向けたアンケート調査を実施しております。これらについては 8 月末までに報告をいただくということでございますので、現在その集計が行われている段階だと思っております。

これから生活設計をどのように立て直すのかということを検討しますとともに、国、県への要望活動や、各種災害助成事業及び原子力発電所の損害賠償関係の相談窓口として活動しております。これにつきましては、会員のほか、一般事業者の受付・指導も行っております。

それから漁協でございますが、漁協につきましては、相馬双葉漁協の中で業務を行っていると同っております。事務員もそちらのほうに伺っております。7 月には請戸の支所長はじめ役員の方が事務所に戻りまして、現地等を確認した経過もでございます。

町としましても、地域経済や雇用を支える重要な役割を持つものと認識しておりますので、その取りまとめ役としての商工会の維持、それから J A、それぞれ維持発展に寄与するために、補助金等の助成を行い、復旧・復興に協働で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 広域圏組合の件についてお答えいたします。

双葉地方広域市町村圏組合は、仮事務所を郡山市日和田地区にある県中浄化センターにおいて、現在組合業務を実施しております。

現在行っている業務につきましては、南部衛生センター焼却施設

を7月6日から運転稼働し、ピット内にあるごみの焼却と緊急時避難準備区域、広野町、川内村が中心になりますが、これの事業者からの依頼による事業系一般廃棄物の焼却処理や緊急時避難準備区域内のごみ、し尿の収集運搬、警戒区域内の災害復旧作業用仮設トイレのし尿の収集運搬を行っています。また、9月からは介護認定審査会を立ち上げまして、審査会の運営等を行うこととしているということになっております。

消防本部につきましては、現在、川内村コミュニティセンターに事務所を置き、川内村・大熊町を管轄する川内村出張所、広野町・楢葉町・富岡町を管轄する楢葉分署、浪江町・双葉町・葛尾村を管轄する葛尾出張所をそれぞれ拠点として活動しているところです。

特に、福島第1・第2原子力発電所において、多数の作業員等が原発事故収束に向けての災害対応にあたっていること、また、緊急時避難準備区域の広野町ではライフラインの復旧も進み、在住人口が増加しつつあることから、南双方部の活動に重点をおいているところでもあります。

今後の消防活動につきましては、乾燥時期を迎え火災の発生が危惧されること、特に浪江町などの警戒区域内は、雑草等が繁茂しており、何らかの自然現象により、一旦火災が発生すれば大災害に繋がる危険性をはらんでいることから、北双地域での防火活動・巡回活動にも、より力を注いでいただくよう要望してまいりたいと考えております。

また、警戒区域内の放射能を含んだがれき・ごみ等の撤去・処分については、今後検討しなければならない課題が山積しておりますが、当然、広域市町村圏組合が担う役割も大きくなると考えております。

組合の業務については、これらの諸課題を踏まえながら、適宜弾力的に事業計画を見直ししていただく必要があると考えています。

次に、行政区長との関係でございますけれども、3月11日以降、町内は現在も警戒区域、計画的避難区域内にあって、行政区の活動はできない状況にあります。現在平成22年度の行政区長も町民同様、全国に散在している状況であります。行政区長の任期が平成22年度で終了していることから、できれば早めに行政区長の委嘱及び区長会総会等を開催したいところですが、距離的な事情もあり、行政区長全員を集めるのは現状では困難かと考えております。

このようなこともあり、7月27日理事会を開催し、今後の行政区長及び区長会のあり方について協議をもったところでもあります。

理事会においては、年度末総会未了の行政区がかなりあり、大字

役員会等が選任されていない状況から、行政区の活動が困難であるという認識に立ちつつも、今後の活動の方向性について、地域住民の所在状況の確認や復旧・復興に向けた町への協力についてご意見をいただいたところであります。

また、全行政区の役員の選任状況等について把握するため、平成22年度の行政区長に対して照会したところですが、ご回答いただいた調査票の内、総会が終了していると答えた行政区は5地区でありました。ただ、7月頃から徐々にではありますが各行政区の役員会や旧町村単位の区長会も実施されているようであります。

いただいたご意見の中には、行政区長の任期は終了しても、総会が未了で地区の役員が選任されていない以上、自治会の長としての区長の役割は継続しているというご意見や、復旧・復興アドバイザーとして協力するというご意見もありました。また「区だより」を発行する、区内の放射線測定を行うなど、今後行政区独自の活動を活発化していきたいというご意見をいただいておりますので、町として必要な支援をしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁、福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村 潔君） 社会福祉協議会について。社会福祉協議会につきましては、町災害対策本部を二本松市に設置以降、本部と連携を取りながら、高齢者を中心に避難生活の支援活動を行ってきたところであります。

現在は、本来の法人業務であります福祉サービスの窓口として、さらに介護保険における居宅介護支援事業の運営と、震災前の事業形態を取り戻すべく努力しているところであります。

また、今回の震災による避難者支援事業として、生活支援相談員を仮設住宅設置地域に配置し、町民ニーズの把握、相談に対応しているところでありまして、現在は桑折町に2名、福島市4名、二本松市4名、本宮2名、事務局に1名、計13名を配置しております。

なお、9月中旬には9名増員し、支援充実に努めてまいります。

将来につきましては、まずは震災前の業務形態に限りなく戻すとともに、避難時である現在は、仮設住宅生活など実情に合わせた事業展開をしていきたいと考えているところであり、浪江町に帰町後も継続した福祉サービスが提供できるよう、町民の身体及び生活状況の把握に努めてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 町立小、中学校の生徒に関してお答えいたします。

現在、小・中学校の全てが本来の場所で教育活動が出来ない現状

は極めて遺憾であり、一日も早く浪江町に子ども達の笑顔と歓声が戻ることを願っております。

それまでの間、子ども達には避難先で元気に楽しく学んでほしいと思っているところがございますが、そのための選択肢を増やすことと、町立学校復興への足がかりともするために小学校、中学校のそれぞれ一校の教育活動を二本松市で再開したわけがございます。

開校式当日の児童・生徒数は、小学校が28名、中学校が33名でしたが9月21日現在の生徒の数が、小学生29名、中学生が38名となっております。

わずかではございますが、増加しております。これは学校開校によりまして、皆様の関心が高まったものと思われれます。今後もこの傾向は続くものと予想されます。ある程度の人数を確保すれば教育活動の幅も拡大できますし、浪江町の教育復興の推進力も上がりますので、今後とも校長会あるいは教職員との連絡のもとに児童・生徒の適切な受け入れに努めてまいります。

具体的には、浪江小学校・中学校の教育活動を充実させること。その小・中学校の魅力ある情報を積極的に発信する。さらには相談の窓口を拡げまして、きめ細かで親身な就学相談に努める。

以上のような対応を考えておりますが、子ども達の学習環境を安全なものにしていくことが何よりも前提でありますので、勿論放射能汚染の除染もいたします。

また、浪江町に多くの子ども達が戻ることをできようにするためには、浪江町の9つの小・中学校すべてにつきまして、所属しておりました学校との結び付きを途切れさせないことが大事でございます。

そのために、各学校の教職員が兼務校等で各学校に散っておりますが、これの仕事のほかに元の学校の児童生徒や保護者との接触に努めたり、具体的には「学校だより」などを届けることにしております。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 合同慰霊祭の件について。合同慰霊祭開催の予定はあるのか。開催となればその時期は。ということでご質問にお答えいたします。

合同慰霊祭の開催についてであります。行方不明者の捜索状況にもよりますが、今回の大津波による犠牲者のご冥福と行方不明者の一日も早い発見をお祈りするため、まだ流動的ではありますが、10月の中旬以降を開催予定とし、現在、準備を進めておるところであります。

○議長（吉田数博君） 14番。

○14番（紺野榮重君） 再質問をいたします。原発事故に対しての反省ということでありますけれども、いろいろな食料問題で苦労されたと、そういう中で避難訓練の問題、避難道路、避難経路、食料いろいろな問題がありました。これらはやはり検証をして後世に教訓として伝えていかなければならない部分に思います。

それで、第1点で時間がたたないうちに検証していただきたい。

第2点は、町長が発令したこと、役場において記録案そういうものを設けておったのか。それから写真等を写して置いたのか、これは検証するうえで大事なことだと思えます。そういうことがなされていたのかどうかお伺いをいたします。

原発誘致に際しましては、国の方針、県の方針というなかで心境は難しいということの答弁ではありましたが、私自身も絶対安全だと思っておりましたが、この事故で非常に失うものがあまりにも多すぎて、本当に原発の誘致ではなくてそれに変わる火力発電所でも変えてはどうかと、軌道修正するべきではないかと提案を申し上げます。

東京電力の協定違反ということでありますけれども、協定違反であるということは由々しき問題だとは思いますが、相手が相手でそれなりの通信手段がとれなかったということもまた理解しなければならないこともあろうと思えます。

役場の所に歩いて来られるべきだったと言われましたが、逆な立場で我々がそういう所に行けなかったのか。そういうことで知らせて貰えなかったから被害が出てしまった。避難方法を誤ってしまったではすまされないと私は思います。

こちらからコンタクトはとったのか、努力はなされたのかお伺いをいたします。

それから、放射能が高かった理由であります、3月15日、16日に放射能が大量に落ちたということでありますが、私が言いたいのは、どうして結果的に放射能が高い所に本部を置いてしまったのかと、浪江町は残念ながら2日間放射能が高い所に本部を避難してまいりました。

こういう中で、逆の立場、先ほども申しましたが、県、国、警察、東電、さらには東北電力の指導を仰ぐことができなかつたのかと、避ける事ができなかつた理由はどうしてなのか、お伺いをいたします。

それから、興化市とのことでありますが、友好都市を結んでおりますが、災害に対するメッセージはあったのかどうかお伺いをいた

します。

ホールボディカウンターの検査結果でありますけれども、全員が健康に異常を及ぼす数値ではないとそういうことではありますが、直ちに健康に及ぼす数値ではないということであれば、これはある程度長期間では影響があると考えられるわけでありますので、そういう中で今後どのような人体に影響をしていくのか、町で調査していくべきだと思いますし、そのためには町で検査なされた、そのデータそういうものを保存しておくべきだと思います。

そのようなことをやられているのか、それから今後のことを考えますと、町で被ばく手帳等を配布して、それぞれ町民にも記帳していただくということが大事ではないかと思えます。

それから、もう一つ疑問なことは、私も検査された人に聞きましたが、セシウム134が4,600ベクレル、137が5,500ベクレル、合計1万500ベクレルで、70歳までの積算でここに被害はないという、現在もないということを言われたそうであります。半信半疑だったそうであります。そういう中で正常の値はどのぐらいなのかお伺いをいたします。

それから、町に戻る具体策ということでは、現段階では示せないという答弁がありましたけれども、これは町長に私は答弁をお願いしたいと思います。

帰る帰れないということは、私は国が決める問題だと思います。やはり町長が浪江町としての目標を町民に示していただきたい。3年あるいは2年、これだけ戻るために努力をされる。そういうことを示していただきたい。これはぜひ町長に何年という一つの目標を答えていただきたいと思えます。

「暗中八策」の結果ということでは、いろいろ町でも線量の調査をされているということ、土壌調査もやっているということで、特に私は町で調査をしているということが、本当にありがたいなど。文科省では土壌も調査されておるということではありますが、町独自でも調査をされるべきだと思います。そういうようなことで予定がありましたらば、答弁を願います。

水道下水道の回復の見通しでありますけれども、細かい点はいろいろ大変でしょう。できないでしょうけれども、大雑把なことを私は教えていただきたい。生活をしていくには上水道、下水道大事なわけであります。

心配するのは、水源の上流、泉田川の上流、高瀬川の上流は線量が高いわけでありますので、そういうことを多くの町民が心配していると思えます。

ここまで結構です。次に質問いたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えをいたします。原発誘致に対しての考え方については、今紺野議員からおただしがありましたように、火発に変換できないかというのが、私の提案ですということがございます。この提案は、提案として尊重して先ほども答弁申し上げましたように、浪江町に帰るとの議論というのにも必要になってまいりますので、その点ひとつご理解をいただきたいこのように考えております。

それから、いつ戻れるかという時期の明示でありますけれども、非常に難しい問題でありまして、やはり除染が先ほどらいから答弁しておりますように、除染が一つのキーポイントになっている。除染である程度線量が軽減化してくれば、居住環境もできてまいりますし、あるいは産業の活動もできてまいりますし、そういう社会的なインフラの整理ももちろん必要になってきます。

さらには、一番大事な水の問題、これ水の問題もある程度概括的には調査をしていますけれども、今後詳しい調査をしながらどういう影響があるのか、それを見定めることが必要だと思います。そういうことで復旧をしながら戻れる環境づくりをしてまいる。そのためには、どのぐらいの時間がかかるのかというのは、非常に明示するのは大変難しいところではありますけれども、私の希望的観測としては、3年ぐらいで何とか戻っていきたい。できれば2年ぐらいで戻りたいというのもやまやまではありますけれども、今のいろんな状況から考えていけば、そういうことだと思います。

これは、私のまとまった考えではありませんけれども、何とか希望的観測としてなんとかしていきたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 原発事故に対しての反省ということで、再質問にお答えいたします。

この中で、まず検証するには記録とかそういうものが必要だと、その件につきましては、いわゆる災害発生日から避難こちらに来るまでの間、時系列をつけてその記録はとっております。

それから、東京電力の協定の違反の件でございますが、町としてコンタクトはとれたのかという質問でございますが、町長のお話のとおりいろんな通信手段網、こちらの方から通信はとっております。

ただ、事業者としては、協定のとおりどのような手段をとっていかなければならないと私は考えております。

それから、放射能が高かったというその件については、国で示すスピーディー放射能の流れ、それがまったく公表されていなかったということで、浪江町まで20キロ圏外で津島地区の公共施設があったということでそこを避難所として、また本部としてさせていただきました。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 続きまして、興化市からのメッセージについてお答え申し上げます。

興化市よりは、御見舞のメッセージを5月26日にいただいております。その後、8月にも興化市のほうで市民から義援金を募ったということで、その義援金をお届けしながら時期を見てお伺いしたいというメッセージをいただいております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） ホールボディカウンター検査結果についての再質問にお答えをいたします。

長期間での影響はどうかということでございますが、津島診療所の先生方にこういう問題についてどうなんでしょう。ということで今でも再三再四協議をいただいております。

先生方のお答えによりますと、影響がある、それから影響がないというような答えはでない。いわゆる長期間にわたった健康管理が大切なんだということでございまして、影響があるとか、ないとかというのはなかなかここで申し上げるのは難しいのかなと考えております。

それから、町で検査データを押さえているのかという話でございしますが、これにつきましては、県と県立医大でデータを区分いたしまして、今後追跡調査をしながら健康管理に努めてまいるということでございます。

それから、被ばく者手帳でございしますが、これは国で対応するものと考えております。

放射線量平均の値はいくらなのかということでございますが、年間の自然環境から放射線の被ばく量と言いますか、年間1.5マイクロシーベルトでございしますので、直ちに健康には被害がないということでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今度のモニタリングでありますけれども、除染も大変重要になってきます。

そのため、町内のモニタリングあるいは今後の除染対応に向けまして町内に放射線管理班を選任いたしまして、今後もモニタリング

に努めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 14番。

○14番（紺野榮重君） 津波で流された地域のまちづくりの方針でありますけれども、津波で流された地域のまちづくりはどうかという大雑把なまちの方針を説明していただかないと、流された方々が今後どうしたらいいかということが大変だと、意向調査を早急にされるように、そして町の方針を早く示すべきだと思います。

それから、ダム本体に地震による影響はなかったのかということをお伺いしておきます。

それから、小・中学校の生徒の導入の方法ですけれども、生徒数が少なければ少ない中でのメリット、デメリットがあるわけでありまして、学校の中で団体競技ができるようなそういうことになればいいわけでありまして、そういう中で親御さんが心配するのは、校舎校庭の線量そういうものが非常に心配されている部分ではないかと思っております。そういう中で除染をされていると思っておりますが、そういう所はどのような状態になっているかということをお伺いしていただければ有り難いと思っております。

合同慰霊祭の予定ということではありますが、近い所では相馬市でやられます。この前は警察のほうでの5名の方々、1名不明でもやられたわけですが、双葉郡の状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

また、町の大きな行事になるわけでありまして、1カ月前ぐらいにはやはり周知をするべきだと思います。この辺もよろしくお伺いします。

町長に3年、できれば2年という言葉をお伺いしました。本当は私はどちらかにしていただきたかったわけです。

その理由は、帰れるか帰れないかというのは国が決められるべきで、やはり町長の目標ということを決めていただくことによって町民は安心すると思っております。

その一つに2年、3年ということになったわけですから、その間自宅を守る。あるいは地域、部落、そして村、浪江町を2年、3年維持していかなければならない。そこに行政区長という重要な役割が出てくると私は思います。最低限でもパトロールをするような組織を作って、地域を維持していかなければ帰っていいと言われた時に、家に入ることができない。あるいは地域が草だらけで入れないと、そういうことにならないようにしなければならぬのではないかと私は思うわけでありまして、みんなの力、行政区の力を結集できるように、この行政指導をお願いしたいと思います。

そして、浪江町に戻るための方策を具体的に示すことが町民の不安を解消することに繋がることだと思います。

以上で再々質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 津波で流された地域のまちづくり方針なんですけど、現在はいつ町に戻れるか、現状ではなかなか確定できない状況でございますが、ある程度目処が立った時点での意向調査を実施してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。子ども達の数を増やすということにつきましては、先ほど一部お答えをいたしましたけど、今後とも先ほどお話した方向をさらに進めてまいります。ご報告の1つとしては先週のことですが、浪江中学校ではバドミントンの部活が始まりまして30名の子ども達のうち、20名ほどが生き生きと参加しておりました。こういったことを増やしてまいりたいと思います。

もう1つの除染の問題ですが、これは来週になりますが、火曜日27日に小・中学校それぞれPTAの方々、業者の専門家、それから職員も加わって最初の除染活動をするということになっております。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 合同慰霊祭の件でございますが、双葉郡の状況については、双葉町、大熊町、富岡町が一時帰宅に合わせて、災害の現場で慰霊祭を行ったということが報道されております。

慰霊祭の日にちでございますが、先ほども答弁の中で申し上げましたが、今現在行方不明者の捜索活動を行っております。その状況に応じて早急に周知できるよう努力してまいります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） ダムの本体の影響ということでございますが、事務局のほうからも報告いただいておりますが、若干上部のほうに亀裂が見られましたものの、本体そのものには影響がないというふうに聞いております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 行政区長のあり方でありましてけれども、行政区長として、地域の区長としての役割、非常に重要だと考えております。

それに対しての支援、これらの活動に対しての支援は平成23年度においても引き続き行っていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（星 光美君） 上下水道の主な被災状況についてというのですが、先ほど町長も水の問題に触れましたように、現在水源地が室原、小野田、大堀に水源がありまして、その動力はほとんど電気でやっているものですから、停電となっている現在の状況では調査できない状況です。

現在の水量は、当時のままとなっています。問題は水の量が多量におり出るかどうかもまだ本格的に調査していない現状ではわからない状況です。

○議長（吉田数博君） 以上で、14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のため、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時47分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後1時30分）

○議長（吉田数博君） 13番、佐藤文子議員より午後欠席の届け出がなされております。

◇佐々木 英 夫 君

○議長（吉田数博君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

19番、佐々木英夫君の質問を許可いたします。

19番。

[19番 佐々木英夫君登壇]

○19番（佐々木英夫君） 19番、佐々木英夫が一般質問をさせていただきます。

町長、疲れたでしょう。そう思います。でもあなたは高校生の時に野球部で365日泥にまみれて体力をつくってきたのだから、まだまだ私はやると思っています。だから最後の力を振り絞ってやるべきだと思います。

そこで、最後にと行ってとっていた言葉を最初に持ってくるのもったいないと思ったんだけど、町長のために持ってきます。人命にかかわる重大な問題の時、その時こそ危機管理に対処する決定権は町長にあるということから、このような時期なんだから最悪の事態を想定して勇気を持って決断するべきである。これが町長の

力であるということです。ぜひ大きくかじをきるときが来ているのではないかと、私は思います。

そのために9月議会やりますが、職をかけて信念を貫き通してほしいと私は思っております。私はあなたの親父さんと選挙応援して歩いたことがあります。そのうちの親父とおじいさんとも選挙を一生懸命応援したということもありました。だからこそ、あなたがもっているものが、必ずあるはずです。ぜひスケールの大きさをみせてほしい。

これまでいったのは、三原山噴火の時に後藤田さんがやったんです。百年に1回、千年に1回の必ず三原山の噴火というものがあるはずだと、その時に今言ったような決断力がなくてはだめだと。全ては最悪の事態を想定して進めば心配ないと言っておりましたので、これをあなたに贈ります。

ぜひ、自分の信念でもって進んでほしい。町民の支持なくして町の再生はないと私は思っておりますので、そう思って頑張ってください。

これからは、ちょっとエールになるかどうかわかりませんが、ところどころかいつまんで、まず2番目の今後の浪江町の進むべき道についてただしたいということでもあります。

このことは、先ほど2番議員、14番議員も質問いたしました。浪江に帰れるか。帰れるという町長、先ほど2年か、3年と。1年という期間は大変長いんですけども、その違いはありますけれども、帰れる。それは確かに町民に対しては良いことかもしれません。しかし、私は国は信じない。なぜ信じないか。随分ばかなことを簡単に言ったなと思っております。

首都圏も避難対象になったかもしれない。3,000万人の事態を想定していたこれは大したものです。最悪の事態を考えるんですから。

それから、3月15日だと思います。午前3時ごろ、東電が第一原発から撤退したいということを書いてきた。撤退すれば、事故を起こした原発を放置するということになるわけです。100キロから300キロまで全部高濃度の放射能にやられ、日本という国がなくなっていたかもしれないということまでやっている。こんな馬鹿な国に任せられるかと私は思います。

そこで、先ほどから出ている除染をすれば帰れると思いますが、では、帰れるということであればどういうふうにして帰るのか。あるいは私は帰れないのではないかとということについては、こういうことだと思います。町民を国は騙している。細野さんという方はまじめな人で、冷却すればということ、前倒しして100度ぐらいま

で下がったからいいのではないかと書いていますけれども、あとで言いますけど、帰れない。本当に帰れないんです。なぜかという、浪江町の広大な土地、津島も含めてすべて除染できるとは私は考えられないと思っております。

一部の除染だけでは私は絶対納得しない。あるいは町内だけで大丈夫だということではない。放射能の恐ろしさを知らない。放射能の恐ろしさを本当に知っていないという気がするんです。

第一に母親、そしてまた子どもは絶対帰れないと思います、今の状況では。除染をしたとしても。老人だけ帰って町の行政はやっていけないと思います。なぜかという、税金の上がない人達ばかり集まっても財政的には大変だと思っております。

それから、浪江町の駅はどうするの。常磐線はどうするののかといった時に、それも通らないうちは町の人達は帰って来ないです。だから2、3年ということでは、思いは確かにそうだと思いますが、私はそこまでいったら常磐線も、浪江駅もせつかくの高原の駅なんて意味なくなりますよ。こんな悔しい話はない。

そこからいくとまだまだ期間はかかる。かかるとすれば今遠くに散らばっている人達は、帰るかもしれないという希望を出すも雇ってもらえないそうなんです。あなたはここに定着するのですか、だったら使いますよということを書いているそうです。私、連絡来たら、子ども達は困っている。再就職したくてもそのようなことがあってできない。佐々木さんなんか決断してもらいたいという連絡があります。

そこで、最悪の事態を考えてやってみたらどうだということが、先ほど述べたとおりなのです。

国はこれまで何の計画も6カ月示して来なかったわけです。できたのは、中間貯蔵施設の方針を示した。ここに知事は回答を保留にした。保留というのは受け入れる可能性もあるということなのです。もともと話し合いは、あそこまで発表するということは下地ができているはずなんです。外交もそうだと思いますが、下地の中でいろいろ構想しているわけです。表に出て来るときには大体決まっているんです。先ほども議員が、人の町には汚れた物を持っていけないということだから、浪江町の物は浪江で処分しなくてはならないということは、これは分かります。だけれども、知事が保留したということは、もう既に受け入れはあらかじめ決まっているのではないかとということだと思います。

もし、普通知事だったら受け入れなかったら「とんでもない、こんな物を受け入れませんよ」と、あの時言ったはずなんです。言わ

ないということは、もう受け入れが確実に決まっていると私は断言しておきます。なぜかというと、先ほども言ったように、国は本当のことを言わない。我々を騙しているということだと思います。そのことについて、町の見解をお聞きしたい。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 知事の発言でありますけれども、直接聞いたわけではありませんが、新聞等を拝見しながらその言葉を聞いておりました、私自身としては、最終処分場をまず決定して、そして中間処理施設をお願いするというのが筋であると思いますので、知事はその辺を踏まえた中での発言だったのかという思いであります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 知事の発言はいいとしても、先ほどから10番議員、14番議員が帰れるということに、私は帰れないという考えを持ったのですが、出た言葉が除染すればということを書いてますが、除染して戻れるということであれば、後は同じになってしまう。いつ頃帰れるかということ。いつ頃帰れるとは言わない。では請戸地区の住宅はみんな流されました。これからどこかに建てなくてはならない、戻るとすると。どういう想定をしているのか。場所とか、ライフラインもこれから新しくすれば心配ないでしょうけれども、どこに請戸地区もって行くか。それはなぜかということ、これから子孫、子ども達、子孫、孫いろいろありますよね。この子達が羨望はまったくいいところで、戻って来てくれたなというような町をつくらなければならない。

ということは、今の請戸のあそこには私は無理だという気がするのです。少なくともある程度高い所でないと、安心して眠れない。地震が来るたびに吹っ飛んで歩いていたのではしょうがないということだけど、戻れるといういろんな考えをしているようですが、どこに請戸の人達を連れていくつもりですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） これはいろいろ利害関係者と当事者の方々とこれから話し合いをもっていきたいと思っておりますけれども、私の私案としてあくまでも私案ということで、ご披露申し上げさせていただければ、請戸あるいは南棚塩地区の方、海の見える所がいいというような話も耳にしております。

そういうことで、大平山あるいは北棚塩の東北電力のサイト内の西側の高台も、ひとつの候補地になってそして居住をそちらのほうにさせていただければと思っています。

その居住をしていただく場合には、コンパクトシティみたいな街

づくりを心がけて、一通りの小さな街ではありますけれども、小さな地域、部落ではあると思いますけれども、そこで何でも用が足せる。近くに病院等も設置されるようなコンパクトシティを目指していければと、これは私の案としてご披露させていただきます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） エコタウンを造るということについては、賛成だと思います。学校もできるでしょうし、幼稚園もできるでしょうし、病院は浪江町ができあがれば、こちらのほうに通っても大した時間ではないと思う。すべてのものがあそこに揃っていますので。スーパーもありますし、そういう方向で進むのはいいのですが、反面だから前に戻りますけれども、津島の放射能なんか、木は切らなくてはならない。土は剥がさなくてはならない。あれをどうするかと思ったら、なかなかほど遠い話だと私は思っています。

国はただ除染すればいいんですよと言葉だけで、本当のことは言っていないような気がします。だからこそ、あとは町長の決断力、舵を大きくきる。そのほうが町民は方向付けをすれば安心するのかなという気がします。

それはなぜかという、浪江町の人1カ所に集まると。こういう造成して部落を造った。ここに集まれと言ったほうが安心して住めるんです。放射能がない所になれば。除染なんて高圧でやっていますが、そこだけきれいになったとして仕方がない、放射能というのは水で流しても消えませんか、どこかに行っているんです。そしてまた同じように放射能を出しているんです。よそに吹き飛ばしただけであって、あんな除染なんてはとんでもない話だと私は思います。

だから、学校の生徒が歩くために、今、一時的にやっているだけであって全部なくしましよなんて、例えば農作業の噴霧器やったとかで消えるものではないと私は思っております。

そこで私が調べたのは放射能は大変な心配があるのです。甲状腺がんになる可能性があるということは、大人の5分の1から10分の1で子ども達はがんになる。甲状腺がんになる。子ども達が少なからず放射能がゼロになったわけではないので、心配しているのはそこなんです。

私が言いたいのは、予想外の深刻な被害が起きている。国は今すぐ直ちに人体に影響はないというけれども、10年後あるのではないかと言ったとき誰が補償してくれるんですか。そこまで町は心配して、10年後に必ず来る。甲状腺がんの年数が来るということを想定しておく、先ほども言ったように最悪なことを考えて私は進めてい

っていただければなという気がいたします。

チェルノブイリの事故がありました。その事故後、大したことないんだと安心させるために言ったソ連の話があります。日本も先ほども言ったように、直ちにということは、国が押さえよう、押さえようと、直ちにありませんよと。まったくそれと同じなのだ。だから先ほど言ったように、政府は信用できないというのは、そこだと思います。だからやはり浪江町は独自にやる。これを出来るのは町長しかいないと思っております。

できるだけその辺を含めると、町長の力が大切ではないかと思っております。少なからず、子ども達のことを今後どういうふうに進めていくのか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員おただしのことですが、政府のほうは直ちに健康に影響がないという言葉、これはその言葉が本当にふさわしいのかどうかと思えますけれども、ある方に言わせますと、直ちに影響がないということは、いずれかに影響が出てくるだろうというふうにとられてもおかしくないという発言にとられるというような話をなさった方がおまして、まさにそういう意味合いも含めていいのかと。これはやはり政府が言葉の使い方、非常に放射能に対して子ども心理的に圧迫しているようなことを言っているのかなというふうを考えております。

そういう意味で、マスコミ等を含めて言葉の、風評被害もそうですけれども、それが一つ大切なことだと最近私自身も思っております。そういうことで、子ども達の放射線の影響、これは私のほうにも連絡が来ておまして、特に県外に避難している親御さんから、幾ら放射能が低減化しても、放射能があるということの実態についてはわかりはない。したがって、次代の子どもを担う親としては戻すわけにはいかない。いくら町長と一緒に戻りましょうと言っても戻らないという町民の方が非常に多いのは確かです。そういう意味で、将来の子どもに対しては慎重に事を運んで、これはちょっと酷な言い方かもしれませんが、もとに戻った浪江町になれば、そこにふる里として戻っていただくような環境整備をしていきたい。ですから、いますぐ戻ってくださいということは、なかなか言えないということです。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） そのとおりなんです。今すぐ帰れと言っても母親、子どもは帰って来ない。そうすると浪江町には老人ばかりの町になってしまうということが考えられます。

先ほど言ったように、ヨウ素131が甲状腺に集まってくる。幼児の場合は、成人の5分の1から10分の1でがんになる。だから国がいうまったく影響がない、ただちにないと言っていることは、私は正しくないと思います。放射能の影響の敷居はどこにあるかという、誰もわからない。日本で初めてのことですから。

つまり、安全だとか、これ以上は危険だというのは、何をもって言っているのか。誰も知らないんだから。そういう意味ではメルトダウンとかメルトスルーとか言っていますよね。あれ中に入っても誰もわからない。想像で言っているだけです。

今回の甲状腺がんなんか子ども達のはまったく誰もわからない。これから出てくるんだという、先ほどの弟さんが言った最悪のことを想定しなくては駄目ですよと、トップの人が。町長は最悪のことを想定しなさいということをして私は思います。

そこで、どんな微量な被ばくであっても、それに見合った影響は覚悟しなくてはならない。線量が大きければ危険率も高い。つまりがんになる確率があるということです。

それから、ヨウ素剤が町にもありました。それぞれ使えなかったということも致し方ないと思います。あれもヨウ素剤も3日、4日も過ぎてから飲ませても駄目だそうです。私は2、3日前、県立図書館に行っているいろんなチェルノブイリの本を読んできました。そう書いてありましたから。だからもう終わったことだからヨウ素剤のことは言いません。

でも、あのとき飲んでいればなど。誰か1人でもいいから気が付いて「町長、ヨウ素剤あります。」という言葉があって、1人が気が付いて、「あっ、そうだ。それをやろうか。」ということになったら、大した職員だと誉めてやりたいけれども、誰も言わない。残念だと思います。

そこで、先ほど職員の話が出ました。一般質問には書いていませんでしたけれども、時間あるとすれば。

請戸の児童館についてです。あの先生方は大したものだと思います。なぜならば当たり前のことをしたんです。先生だから当たり前でしたよというけど、もしあそこで2人、3人、5人でも流されたら町長こんなしてられませんよ。あの人達が当たり前のことをしただけに、こうして安心して答弁できているんです。これは大変なことをしたと私は思っております。万が一の事がなかったということはこんな良かったことはない。表彰しろとは言いません、当たり前の事なのだから。しかしこの当たり前のことが、せめて感謝状、こんな紙1枚だけですが、ありがとうございますだけでもいいで

す。これ私はやるべきだと思う。あの子ども達を救ったということは素晴らしいことだと思います。真似できない。たまたま大堀、津島にもいろいろ児童を預かっている所はあったかもしれませんが、この請戸の先生がとった行動は、私は賞賛に値するのではないかと思います。

町長室に集めて、「あなたのお陰で助かった。ありがとうございます。感謝の意を表してもいいかという気はいたします。その辺、町長どうですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お説のとおり、やはり児童館の職員ばかりではなくて、また別な消防と一緒に活動していた職員もおりましたし、あるいは避難所についての的確な判断をしながら、避難を一緒に助けてくれた職員もおりますので、これはぜひ機会があれば賞賛してあげたいとこのように思っております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） ぜひ町長にやっていただきたい。私は今朝ここにきて思いついたもので、前もって書いておかなくて申し訳ありませんでした。

それから、今後の進め方については、早く町長に決断力を示してほしいと、町民はあらかじめ思っているんです。どっちかに決めてくれと。除染できればということで、除染というのは私が思うにはなかなか難しいという気はいたしますが、その方向で持つことも悪いとは言わないけれども、では今言ったように年寄りしか、若い人達は帰って来ないのではないかと言われました。

この前、双葉病院の院長に会って伺いました。そしたら町長は、涙流したって言ってたんですよ。町長も今度で辞めるのかと私は思いました。やはり人間涙流したら終わりですよ、政治家は。だから私も終わりだと思っています。私も1年あるか、ないかです。ただ一生懸命その間はやっていくつもりです。町長に、その話を双葉病院の院長に聞いた時に、もしかしたら私の間違いであってほしいけれども、そんな気がいたしました。これはこの辺でとどめないと申し訳ないです。

次に、町長の方針としては東北電力を進めるのか、止めるのか。前に6月議会で聞きました。この時も、まだ止めますという言葉は聞けませんでした。今回の14番議員の質問で、脱原発の方向で行くのでということで、他人任せのような気がいたします。私も前回質問した時も、町長はこれからのエネルギー政策は、脱原発の方向に向いていくと思いますので、これを注視していきたいということは、

国ありきな話ですから、町長自身はどう思っているかということ。

先ほど、感情をはっきり、前に聞いたとおり、俺はもう原発は危険だと思うから、舵をきっていきたいという方向なのか。やるのか、やらないのかはっきり聞きたいんです。

ということは、町民はもう浪江には原発いらないとやっているんで、町長の意向を聞きたい。そのためにあなたが代表して聞いてくれないかという声がいっぱい来ました。町長の意向を聞きたい。前回やったときもはっきりしていなかった。やはり私自身は止めるべきだと思います。こんな危険な、国がはっきりしないようなものを我々の所に置いていかれても困ります。

それからもう1つ、東電の職員が、東電と同じ体質まったく変わっていないという感じなのです。電力は俺達の特権だという考え抜けないんだね。そこで今はっきりと町長にどっちに進むのか聞きたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先ほど14番議員にお答えしたとおりでありまして、昭和42年に伝統ある浪江町議会で誘致決議をしております。私も議会人出身ですので、議会を尊重する立場であり、42年の誘致議決をしからばどうするんだという形を、手順を踏まえながら皆さんとの議論をたたき合わせながら決断をしまいたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 同じような答えがまた来たのですけれども、町長は原発を進めないという方向で解釈してもよろしいですか。そこをお聞きしたい。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） そのとおりであります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） それを聞いて多くの町民は安心していると思います。

私も約26年の政治の中で決断を下したということで十分いつ辞めてもいいような気がいたします。でもまだ残っておりますので、精一杯頑張っていきます。

それから、次に行きたいと思います。避難者への生活支援についてであります。大部分の町民は仮設あるいは借上げ住宅に移っている所であります。今後、精神的な苦痛が出ると私は思っております。町民の支援についてお尋ねします。

1カ月前に、私、相馬のお医者さんの所に行きました。東北大の

研究室とか何かで、大体人間頑張れるのは6カ月だと、それ以上は大変苦痛になると言われたんです。そういうふうに学会の話で出てきたと。あんたどうだと言ったら「私も疲れました。」そんな状況で町長も疲れているんだと6カ月目だから、頑張ってきた人は6カ月以内に疲れがくるんです。疲れしない人は頑張っていないという気はするんですけど。大体の人は疲れてくる。

そこで、孤独ですか、こもりつきりになる。それから運動不足。糖尿病が出てくるそうです。これをなくすために町はどういうことを考えているかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 避難者への生活支援についてお答え申し上げます。

被災半年を経過して、なお原発事故の収束の目処も立たない中、いつ戻れるかの見通しも立っていないなど、避難されている方々の精神的な苦痛は相当なものであります。

そのような中で、ただいま議員おただしのとおり仮設住宅での一人暮らしの方や高齢者の方の孤立化することが懸念されており、これらの方々に声をかけることが大切であります。また、入居者がどのような支援を求めているのか吸い上げる仕組みも必要であります。

町では、8月1日に福島出張所を開設、さらに本宮市、桑折町にも出張所を開設、さらに二本松避難者支援班を開設したところでございます。

県の絆づくり応援事業を活用しながら、仮設住宅の巡回訪問を行っているところでございまして、入居者の悩みや相談にあたっているところであります。

また、浪江町社会福祉協議会でも生活支援相談員を配置して9月6日より仮設住宅の巡回訪問を始めております。

さらに、県のほうでも仮設住宅等入居者支援連絡調整会議を設置し、高齢者の医療や児童の心のケア、孤立化を防ぐためのコミュニティづくりなどの支援に取り組むとしておりまして、これらと連携しながら避難者の支援にあたってまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 精神的苦痛について衛生面のほうからお答えを申し上げます。

仮設入居後に保健師、看護師による巡回健康相談を各世帯ごとに実施いたしまして、健康状態等の把握を現在行っております。

その後、定期的に経過を見る必要がある場合については、1週間

に1回、それから2週間に1回の割合で精神保健師等のご協力をいただきながら健康のケアに取り組んでいる次第でございます。

今後につきましては、借り上げ住宅に住んでいる方々に対して、順次訪問を行い、心の健全化に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 私達も懇談会をやったときに言われたのは、「なんであっちはばかりやって、私のところではやってくれないんだ。」と、それは皆さんの思うとおりやったらなかなか大変だと思います。

それから、町側のほうでは遠慮しながら計画をしているんでしょうけれども、提案良いか悪いかわからない。さっき同僚と話した時に、町民号というの昔ありましたよね。どこかの温泉でもいいよ。お世話になったところがあるでしょう。猪苗代でもいい、若松でもいい。バスを貸し切って町民号、別にこれは希望者だけです。全町民をすぐに集めて絆を深めてみたらどうですか。宴会をやることによってほぐされる、今までいろんなストレスがたまっていたものが、一晩で一気に全部消えるとは思わないけれども、それ相応になつかしいこともあればいろんなことがあると思います。こういう行事を催してみてもどうですかという、これは私の考えですから、町はそんなことをしたら町民から袋たたきにあうのではないかということもあろうと思います。自治会ができるわけですから、自治会ごとに内々に相談するのはどうでしょう。やはり田舎の人間うつぶんばらしは宴会で「わっ」とやるのが一番なんです。これは私も経験があります。そうすると、いろいろ6カ月間たまったあかが全部洗い流されるんです。ということは精神的なあかです。そのぐらい思い切ったことを、あるいは観光しながら巡っていく、これはやはり町民の絆ではないかと思います。私の言ったことは決して正しいとは思いませんが、ただそれらしきことをやるのはどうですかということです。

そこを含めると、十日市もあるという話でしたが、我々も応援しようと思っております。応援というのはいろいろな形があると思いますけれども、私達ができる範囲で、去年の十日市でやったようなことを考えております。多少金がかかるということになると、引込んでしまうかもしれませんが、頑張ってみようと思います。

今、町民を少しでも勇気を出すということから集めることであります。少しでも役に立てるよう頑張ってみようと思います。

それから損害賠償、マスコミでも承知しているし、マスコミでも

いろいろ言っていたみたいですね。こんな厚いのが来ました。若い人の頭なら、私も30代ぐらいならなんとかなると思います。70歳になると理解するのになかなか難しい。これはどうですかと聞く。これはこうだと分かれば、一つ一つ解決していけば進んでいけると思っています。

そこで今、東京電力では説明している窓口があると思いますが、町のほうから町民に対してこんなことをしたほうがいいですよと、これはこういうことを言っていますよということを、今手が足りなくてできないのかな、無理にとは言いません。でもそのぐらいのことをしないと大半の人はわからない。本人もわからないで終わらせたくない。ただ、私どもに教えてくれると思っています。個人で仕事やらないぞと言われますから、私は仕事がほしいからできますよと言ったけれども、昨日、一昨日見たらわからないところがある。

だから、町が指導する立場、指導というよりも、このケースはこう捉えられますよということ、職員も先に勉強していただきたい。今度教えていただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 補償金の請求でございますが、議員おただしのように、非常に他方面に渡っておりまして、高齢者だけではなく他の方についても非常にわかりづらいというものです。

町としても疑問ですとか、理由内容については電話等でもかなり問い合わせがあります。窓口においでになる方もいらっしゃいます。それについては、我々できる範囲で時間の許す限りお答えをしていく考えでございます。

なお、東京電力では12日から市内の若宮町に仮相談事務所を構えまして、これにつきましては、まず委員会で皆様に地図をお示いたしましたでしたが、その後、町のホームページにも掲載をさせていただいております。そちらのほうに行って頂く方、たまたま昨日ご相談がございましたけれども、我々職員で損害賠償担当3名でやっておりますが、なかなか手がまわらないのが実情でございます。ただ、出来る限り町民の皆様に対しては、お答えできるような体制を我々産業課、損害賠償班9名おりますので、9名で勉強会しておりますので、できるだけその中でお答えできるように、ご指導できるように進められよういたします。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） こんなときこそ、絆づくり県の職員をそういうところに充てればいいんです。あの人達カウンターのところにおいて、脇の方において見えない時があるから、だからこそ、このことだ

ったら町民わからないと思う。県の職員から応援を受けて、あなたたちはこのことについて、町民に教えてやってくれたほうが町民の感情も薄れると思うし、いいことではないかと私は思います。ぜひそのような県から応援を受けてやってみたほうがいいと思います。

やはり本当に今、仮設に入ってなんにもしないで、ぼっとしてきました。昔のように頭が回転しているときだったら、立地の話もすぐわかるんです。ところがもうお休みになっているんです。職員が先頭に立って教えてくれないと、いい方向に向いていかないということですから、何も皆さんがやれとは言わない。先ほど言ったように県から来てもらって、このことについて一生懸命東京電力と勉強し合って教えてやってくれませんかと言ったほうが、町の職員も楽でないでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） まず県からの配置ですが、以前町長から県に対して法律に詳しい職員を派遣することができないとかということは、お願いしております。

町としても、我々細かい相談といいましても、なかなか職員で対応できかねますので、弁護士会のほうにお願いをしまして、内容は相談的になってしまいますけれども、今弁護士会のほうにお話の相談に出向いて、できる限り早い時期にそういう相談の日を設定して、町民の皆さんが相談できる場の提供をしたいということで準備を進めているところであります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） それはあなた方にお任せしますので、相談して進めてください。とにかく早く方向性を打ち出してほしいです。そうでないと町の消滅の危機が訪れてきていると思います。

今、浪江町の方向性が間違ったら浪江町に住む人、誰も集まらなくなってくると思う。そこをよく職員の方が心してかかってもらいたいと思います。

また、同じことを言いますが、最悪の事態を想定して勇気をもって決断をしてほしい。これが私のはなむけの言葉です。職をかけて信念を貫き通すということが、あなたの勇気だと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、19番、佐々木英夫君の一般質問を終わります。

◇愛 澤 格 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

1 番、愛澤格君の質問を許可いたします。

1 番。

[1 番 愛澤 格君登壇]

○ 1 番 (愛澤 格君) 1 番、愛澤格です。議長の許可が出ましたので、通告してある、町長選について、警戒区域指定の長期化についての意見について、一括方式で質問いたします。

原発事故による全町避難が 6 カ月を越えました。一向に収束の気配がない中で、避難が長期化しており過酷な行政執行をされている町長はじめ職員の皆様には敬意を表したいと思います。

去る 9 月 16 日の町選挙管理委員会で 12 月 15 日で任期が満了となる浪江町長選が 11 月 10 日告示、20 日投票で、4 月から延期されておりました県議会議員選挙と同日に実施されることが決定されました。残すところ 1 カ月、60 日間。私は浪江全町が県内外に避難している現状から、有権者の把握や選挙の公平性や活動に疑問をもっておりましたが実施されることになりました。

町長は 4 年前の就任以来、公平公正な行政運営をされていると思っており、特に平成 22 年度につきましては、国の経済対策交付金を活用した地域スポーツセンター建設事業をはじめとし、20 億円を超える公共施設整備事業に取り組みましたが、その実績は評価できるものと考えております。

しかしながら、現在は未曾有の原発事故による町民の不安解消や、生活の支援に専念せざるを得ない状況にありまして、浪江町を存続し、浪江町に帰るために、国県に財政支援や除染のため方策、施策を求め、また東京電力に対しては損害賠償を求める立場で執行されていると思っております。

しかしながら、先行きは不透明な部分が多く課題は山積しておりまして、まだまだ町長が目指すところにつきましては、道半ばであり、途中で辞めるわけにはいかないという状況になっていると考えております。

このようなことで、私は現在の困難な状況からいっても、引き続き馬場町長に町政執行にあたっていただき、浪江町を存続し、浪江町に帰るために、さらなる努力をお願いしたいと考えておりますが、再度町長選に立候補の意思はあるのかお伺いいたします。

次に、国が 8 月 21 日、原発事故による警戒区域のうち、放射線量が極めて高い地域について、長期間にわたり居住は困難であるとして、警戒区域の指定を解除せず、立ち入り禁止措置を継続する方針を固めております。本措置は数十年続くとの見解もある中で、浪江町はこの特定地域に入るのではないかと不安が町民の中に増大し

ているということをご承知かと思えます。町では、このことについてどのように考えているのかも伺いたしたいと思います。

指定は、国が行うもので町として決定できるものではありませんが、現在町長は、町の存続と一刻も早い帰還を目標としていることは承知しておりますが、町民の不安、本当に帰れるのか。あるいは新天地を求めなければならないのかという声が不安の解消のために、何か対応を考えていらっしゃるがあれば、伺いたしたいと思います。

以上、2点について簡潔にお伺いたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 愛澤議員のご質問にお答えいたします。

まさかこのような被災地で任期を迎えるとは予想だにしておりませんでした。

この4年間、議員がおただしのとおり、公平公正な目で、そして町民の目線、そして町民の方々が主体になる行政執行これを心がけてまいりました。

特に、この4年間は町民の皆様、議員各位にはご協力をいただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと考えております。

特に、行財政改革、子育て支援の充実強化、医療、福祉の充実、今後の国のあり方であります地域主権に対する協働社会のまちづくりの礎の形成、さらには地域格差是正のための情報通信網の整備、地域活性化のための産業づくりなど推進してまいりましたが、これらの施策が結実をする前に、この大震災によりすべてがゼロになりました。

今後は、議員おただしのとおり課題は山積しておりますけれども、この事実には折れることなく、逃げることなく敢然と挑み、営々と築かれてきた豊かな浪江町の復旧、復興に向けて立ち向かうことが、私の使命と思っております。

険しい道のりとなると存じますが、町民の皆様のお許しをいただければ、不退転の決意でこの難局に取り組む覚悟でありますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 警戒区域指定の長期化について、一刻も早い帰町を目指し、種々の対策や要望活動を行っている最中に、国は警戒区域の中でも放射線量の高い地域では、長期に渡り指定は解除しない方針を明確にした。町民の不安は増大している。どのような対応策を考えているのかというご質問にお答えいたします。

警戒区域の設定の考え方については、避難のための立退き指示された区域内の現状として、同区域内に残留したり、立ち入ったりする居住者等が多数確認されており、これらの人達の安全を確保することが困難であるほか、同区域外への影響も懸念されることから、新たに同区域を警戒区域として設定し、居住者等の生命または身体に対する危険を防止することとされたものであります。

東日本大震災から半年が経過したものの、原発事故はいまだに収束せず、放射性物質による汚染によって、多くの方々は、不便な避難生活、不安な日常生活を強いられています。

議員お尋ねのように、当町においては帰還を目指し、現在、種々の対策や要望活動を行っております。

しかしながら、前段申し上げましたように、原発事故は収束に至っていない状況にあります。特に、本町においては、警戒区域と計画的避難区域に設定されており、全面解除にはなかなか時間的に難しいものと判断しているところであります。

これら原発事故の対応策は、やはりモニタリングや除染が大事になると考えておりますが、町の復興や町民の帰還を実現するためには、一刻も早い原発事故の収束が大事であります。

引き続き国や東電に原発事故の収束や除染を強く求めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番。

○1番（愛澤 格君） 町長選につきましては、町長より逃げることなく臨んで行きたいと、そして復旧、復興に立ち向かうという不退転の決意で取り組むという決意が表明されました。町民の期待はかなり大きなものがありますので、引き続き頑張っていただきたいと思っております。

それから避難の長期化、警戒区域指定の長期化についてでありますけれども、町長の考え方はマスコミを通してかなり表明されている部分はありますが、私は直接町民と対話をすることが、町民の不安解消には一番ではないかと考えております。

行政報告の中でもありましたけれども、猪苗代、裏磐梯あるいは新潟県で2回ほど懇談会をやっているということでもあります。このことについては、もっときめ細かに町民との懇談会をやる必要があるのではないかと思っておりますが、今後そのような考え方はあるのかどうか再質問いたします。

それから、先ほど質問いたしました、警戒区域の長期間の退避措置の該当する地区に浪江町は入るのかどうかについて、どのような見解をお持ちか。この点についてお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは町民懇談会についてお答え申し上げます。

現在、自治会設立に向けまして懇談会を行っております。また自治会設立総会では、町長もしくは副町長が町民との懇談会などを実施しているところでございます。

なお、各仮設住宅等での町民懇談会につきましても、なるべく早い時期に計画してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 再質問にお答えをいたします。

長期にわたり指定は解除しない。今地域の指定になるのかということでございますが、まず警戒区域、先ほど申し上げましたとおり、線量がかなり高い、人命にかかわる。それから計画的避難地域も同様でございます。ただ、浪江町はかなりの面積がございます。それを除染していくのには長期化になると考えています。

○議長（吉田数博君） 1番。

○1番（愛澤格君） わかりました。以上で終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で1番、愛澤格君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで、午後2時45分まで休憩といたします。
(午後 2時29分)

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。
(午後 2時45分)

◇勝 山 一 美 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

17番、勝山一美君の質問を許可いたします。

17番。

[17番 勝山一美君登壇]

○17番（勝山一美君） 議長のお許しを得ましたので、事前に通告しておりました案件について問いただしたいと思っております。

「万機公論に決すべし」これは御存じだと思いますが、五箇条の御誓文の第1章にあります。戊辰戦争がまだ終わらない中で明治天皇が出した5つの中の第1条であります。明治政府の心意気というもの非常に表れていると思います。

また、もう一つあるのですが、「夫れ事独り断むべからず。必ず衆とともに宜しく論ふべし」、これは十七条憲法に記載されている。

御存じ1400年以上前の聖徳太子の心意気であります。「和を以て貴しと為し」が一番最初であります。

私は、こういったことを皆さんによくかみしめていただいて、これから私の質問に入りたいと思います。

議会は、合議制のもとに成り立ち、議決権を有し、行政執行部が持っている執行権、二元代表制と言われるゆえんであります。今回の未曾有の困難に共に取り組もうとしておりました。

3月30日の全員協議会において、臨時議会の話は出ました。その中で、予算執行については、緊急必要な手当ては、避難されている町民のためやむなしと、専決やむなしいうことを総務課長に伝えた経緯があります。これらの経緯がありましたが、議会に関わる条例の一部改正2件、役場の位置変更、地元浪江町から東和、東和から郭内へなど専決され、6月定例議会に一気に提出され承認を求められました。大事な事案であり、これらは執行部の説明責任を果たすべきと考えます。

説明責任で言えば、役場の位置に関する事、出張所設置に関する事。これらは、我々は新聞等で知るという事態であります。大変な状況の中ではありますが、議会軽視と言わざるを得ない。議会をどのように考えておられるのか。

また、6月定例会議会開催中に行われた全員協議会の中で、議長は「臨時議会開催の申し入れはしたのだけれども」と発言しました。この発言を審議中に私が答弁は求めませんでした、審議でありましたので。ここであえて答弁を求めます。執行部が無視したとすると、法に抵触するおそれがあります。お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田敦博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 3月11日の震災及び原発事故につきましては、全くこれまで経験したことのない大災害でありました。避難指示による全町民の避難、そして役場庁舎の移動により行政機能はまったく麻痺していたところであります。

議員御存じのとおり、3月15日に役場機能を二本松市役所東和支所内に移し、東和地区等を中心に設置した1次避難所の設置及び運営、避難されていない住民の救援活動、避難住民の安否確認の業務にあたってきたところであり、現状の職員のみでは対応できず、他自治体の応援、あるいはボランティアなど数多くの人的な支援をいただいて避難者対応にあたってきたところであり、通常の行政事務を執行できる状況ではございませんでした。

4月に入りまして、5日からは、岳温泉、土湯温泉等の2次避難所への避難誘導、11日からは義援金の配分開始、18日からは仮設住

宅・借上げ住宅への入居申請受付開始と、避難者の生活支援が本格化した。4月22日の警戒区域及び計画的避難区域の設定によりまして、新たに警戒区域の立入業務が発生し、これら災害対応業務に全職員が不眠不休であたってきたところであります。

5月23日に役場を二本松市郭内の福島県男女共生センターに移設した頃から、ようやく通常の行政事務を執行できる環境が整ったものと考えております。6月定例会まで議会が開催できなかったことについては、非常に申し訳なく思っておりますが、事情をご賢察いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） もう1つあったんですが、要するに議長からの議会開会の要請があったのかどうかということも問い合わせているんですが、それについては答弁がありませんが。

○議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 文書での議会開催の要請というのは私は見ておりません。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 確かに3月、4月は皆さん不眠不休、要するに生活をしているということで十分理解しております。

しかし、5月の初め、東和に移る前ですか。その辺でなんで状況のきちんとした全員協議会で何回かは承りましたが、正式な場できちんとした形で議論したかったと思っております。過ぎ去ったことですから、これ以上は言いません。

それから、文書についてはなかったということなのですが、自治法101条、これは議長が議会運営委員会の決定に基づいて執行部に議会臨時議会の要請をすることとなっております。それについては、執行部は20日以内に臨時議会を開かなければならないということになっていますが、言葉ですから、きちんとした正式な会議での議長の発言ということだったので、これも過ぎ去ったことですので、やはり言葉を発する時の資料がいまいち疑問視されるところと考へます。これは、当議会の中でも問題になろうかと聞いております。ということは執行部は、法に抵触することはしなかったということの理解で再確認になりますが、そういうことですね。

○議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 要請がどんな形であったか私もわかりませんので、そういう答弁にとどめたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） それでは次に移ります。先ほども触れましたが出張所設置について。すべての町民が県内県外に過酷な避難生活を強いられております。そんな中で、行政サービスの充実をはかるため、出張所を開かれることは評価いたしますが、桑折町、本宮市、福島市等については、これは同じく新聞で我々は知ったということでもあります。特別委員会で報告がなされましたが、事後報告であったということでもあります。

その中で福島市と取り交わした協定書が提示されました。それぞれ今日の行政報告を聞きますと、それぞれ協定書を取り交わしたということでもあります。出張所であり、条例改正は必要ないのかというお話もあったかと思えます。

まだ細部について決めていないから報告できなかったというお話がありましたが、私が問題にするのはこの協定書の取り交わしです。先ほど東京電力と県と本町との協定書の取り交わしが問題になりました。協定違反。しかしこの協定書は、町と市あるいは町と町の約束事、国で言う条約だと考えます。法的責任が発生するのではないかと考えます。この法的効力が、責任が発生するのかどうかお尋ねします。

町が約束事を取り決めるわけでありますから、事前に議会と十分議論、検討が必要ではないかと考えますが、事後になってよろしいのですか。条例設置、条例をつくらなくてもできるからいいというだけで、流されても、中には大きな問題が含んでいるんですよ。そういう重要な案件を、議会を無視して事後報告だけでよろしいのですか、お答えください。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず福島市の出張所関係でありますけれども、これは議会のほうからも申出書が6月12日、議長名で町長宛に申出書があります。その中で6月16日から17日、これは産業建設常任委員会のほうから、福島市の町民との懇談会での話で、福島市方面にも町役場の窓口が欲しいという要望があったようであります。これについて設置できるよう町当局に要請しましたということでもあります。こういうことがありまして、町民との連絡調整には出張所があったほうがいだろうという形で開設したわけであります。

協定書につきましては、法的には拘束力はないという理解をしております。避難先自治体と避難自治体の首長が、出張所設置について施設の提供承認したうえで、避難先の避難者に対する現況について協定書を締結したという認識でございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 議会でそういった出張所、事務所あるいは支所等について多くの町民から言われましたので、それは当然申し上げたと思います。

しかし、我々も単純に考えておった部分があるのですが、今の協定書は、ただ単なるということでお話しているようですが、文書上は東京電力等々と結んだ名前が同じ協定書になります。ですから、こちらは軽いから法的な根拠がない。先ほど町長も東京電力に対しては、協定違反ということで賠償等も考えておられるような発言がありました。

そうすると、これは町と町、あるいは町と市での協定書の取り交わし。ましてや避難、今回こういった緊急の避難のためであるからさっさと。そうしたら文言は、覚え書きとか何かでなければならぬのではないのでしょうか。

表題として協定書と、こっちに持って来ましたが、「東日本震災に伴う浪江町避難者支援等に関する協定書」となっております。この協定書の成立を称するため本書2通を作成し、両自治体が署名、捺印の上、各1通を保有するという事まで文言として、第5条までありますが、あまりにもこういったものを取り扱う時に、我々避難だから、なににな大変だからといって安易に取り扱うことがいいのかどうか。そして協定書を結ぶということが、我々もそこまで至らなかった議会の責任もありますが、執行部は当然プロなんですから、協定書が必要であるということになれば、やはり議会に事前に報告あってしかるべきではなかったのかという疑問がふつふつとわいております。もう一度明解にご答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 協定書の中にいろんな避難先、避難元でのサービスもあります。その中で、経費負担であるとか、どういう事業に対してとりかかるとかということで、一応文書等で交わしておくということで、これは我々も深く考えなかったというのが事実であります。

というのは、南相馬市も福島市に出張所を設けております。その先例に従って、それと同じく福島市に浪江町も出張所を出すということでの協定書の締結ということで、南相馬市の前例にならって協定書を結んだというのが事実でございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 私みたいに疑問に感じる方も多々いらっしゃると思うんです。これ第1条、第2条、第3条という、法律的な文言で、覚書だったらわかるんですが、やはりこういうことをする時に

は、一瞬立ち止まって私なんかにつつかれない程度のきちっとした形でやってほしいと思います。これは両町の判こがありますから、どうこう言いたくないのですが、今後やはり何でも震災、何でも町民のためという理由で、安易に物事を取りはからってほしくないということをお話申し上げておきます。

次に、同じような感じですが、福島市、桑折町、本宮市に出張所がおかれました。今後いわき市、南相馬市等々予定しているとの報告がございました。福島市といわき市に関しては、支所の設置が妥当ではないかと。支所というのは、津島にもともと支所がありました。そこで、整理するために支所と出張所のまず違いをお話ください。まずそこからお話していきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） これは地方自治法に関わってきますけれども、支所といいますのは、特定区域の管理に主として町の事務全般にわたる事務をとる事務所であります。出張所は、住民の便利のため、町村役場に今出向かなくても済む程度の簡易な事務を処理するために設置されるということになります。

ただ、自治法上の155条の第1項による支所及び出張所でありませけれども、これは権限を与える。出張所管理で処理する権限を与えるということが必要というふうになっております。

今回、今、開設しております出張所については権限を与えていないということで、自治法上の出張所にはあたらないという解釈をしております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 自治法155条にあたらない出張所という総務課長の答弁だったと思うのですが、要する名前だけと思ってお話しします。

役場の仕事ってどんなに忙しくても、我々議会もそうです。法的裏付けがなければ、なんの根拠もないんじゃないですか。皆さん私関心していた。不休不眠で職員の方、一生懸命やってらっしゃいました。決して法から外れた行為はしていないんです。ここなんです。私も想像以外の答えだったものですから、あくまで自治法でいうものがそうなのかと。私の考えとしては、福島市といわき市については支所等の力を擁したものを置くと。これは県外等あるいは立地の二本松市からいわき市は遠いです。その割りには多くの方々がいわき市そのものにも避難しております。

それから県外、関東近辺からは二本松に来るよりはいわき市が便利な部分があるんです。あと福島市になるかというのと、要するに東北関係に避難された方は福島市のほうが、運転できる方はそんなに

大差はないと思いますが、やはり交通の便は福島市のほうが二本松市よりいいと。そうすると、サービスの提供がものすごく距離的にもできるのではないかという思いが、それがただ名前だけの出張所で、「はい、これは本所に行ってから」。早いことが全然効かない場合、いろんなちょっとした証明書、機械でできるものは出せるんだらうと思うのですが、実はある町で、やはりこういったことをなさっていて、全然早いことが効かないという不平不満が私の耳にも届いている。せつかく町が、あるいは市が良かれと思ってやったものが、住民の不満を上げてしまうということは、やろうとする心をくみ取っていただけないもどかしさが出るのではないかと考えます。この辺、今すぐ返事はできないかもしれませんが、どうでしょうか、私の気持ちをくみ上げて、前向きに検討するのか。そういったことをきちっとしていくのか。

津島に支所をおきました。この理念と理由はどういったことから津島に置いたのか。もしわかっていればお話ください。そして私の気持ちに答えられるかどうかお話ください。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 津島支所ではありますが、支所というのもいろいろ津島の支所をイメージしておりますけれども、東和の支所もあります。通常支所といいますと、ある程度の権限というものをすべて任せるといことでありますので、自治法上でいう支所というのは東和であるとか、本宮市の出張所を開設しました白沢の総合支所というものが支所ということになるかと思えます。

津島の支所の場合は、すべての権限ということになくて、ある程度一部の権限しかなかった。こういうのをつくるような権限しかなかったというようなことで、自治法上でいう支所というのは、かなり大きな、本庁と同じような仕事、業務ができるというものが支所だと捉えております。

そういうことで、確かにいろんな権限を与えてその場の限りで決裁が済んで事業が進められれば一番良いのでしょうけれども、そのためには人員配置というものが必要になってきます。そうしますと今約170人ぐらいで、やはり保健の分野あるいはいろんな分野がありますので、その職員を一通りやるといいますと、本所の機能が今度は働きが弱くなるということもありますので、そういう状況を見ながら、支所までの機能は難しいかと思えますが、そういうことで出張所、ある程度の一部の権限を持たせた出張所等については検討するべきではないのかということで考えていたところでありませう。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 本件についても言葉のやりとり出張所、支所あるいは事務所ということなのですが、やはり我々は町民がいかに避難前のような、ある程度のこと近くできるのか。やむを得ない事情でいわき市に行ったり、福島市に行ったり、あるいは東北地方、あるいは関東地方近辺という、我々が好んで逃げて避難したわけではないんです。

ですから、その辺を斟酌して知恵を使って、より町民の要望に応えられる出張所でもいいんです。支所でもいいですから、その辺は。特にいわき市、あるいは福島市については重点になるような形で、今ある従来の頭で177人張り付けるということではなくて、ある程度知恵をつけて、そして職員を育てるという意味でも、ある程度権限をもたせて、本当に難しいことは最高責任者である町長の判断を仰がなければなりませんので、そういったものを判断できる職員をつくる意味でも、ぜひぜひ前向きに検討してほしいと思います。

次に移ります。世の中に絶対はない。本来なら慎重に取り扱わなければならないことなのに、慣れ時間の経過とともに恐怖心は薄れ、慣れ、過信に変わっている。放射線も同じだと思います。避難指示後、公務のため地元に入らざるを得なかった職員はどのぐらいになるのか。年齢別、男女別、同一複数入った方もいらっしゃると思いますので、その回数をお示してください。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 回数でありますけれども、男性につきましては20歳代の職員が約80回、30歳代が約150回、40歳代が約120回、50歳代が約370回であります。

女性につきましては、20歳代が約20回、30歳代が約10回、40歳代が約30回、50歳代が約150回という立ち入り状況となっております。

なお、同一人の立ち入り回数の不明確であります。最も多数回入った職員で、50歳代男性職員、約40回程度という状況であります。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 今申し上げましたが、ものすごいですね。20歳代、特に50歳代、完全に皆さんと私との考えが同じ。そっちに集中する。ただ、今放射線量非常に高くて、どの程度が問題かというのは学説、諸処あります。

ただ、確率の問題です。1000分の1、10000分の1と言われても、その中の1人になる可能性がそれぞれ皆さんあるのです。実は1000分の1がどうだといってもそういうことになるので、公務といえども、複数回が40回にわたるといことは、相当の問題があるのではないかと思います。私は、年齢の若い人はできれば少なくしてやっ

てほしいと。公務で入ることを全体的に少なくして、1回で多くのことができるような形。ただ議会からも、あるいは町民からも線量測りに行け、何しなさいという要望がありますから、若干いろいろな問題もあるのだろうと思いますが、やはり職員といえども人間であり、親も子どもさんも奥さんもいらっしゃると思うんですね。やはり機械ではありませんから。その辺は執行部、きちっと把握して、総務課長の答弁だったので、総務課長もその辺を十分斟酌しながら、今後入る場合は、慎重の上にも慎重を重ねてほしいと思います。

何かそういったことについて、今まで対策を考えておられたのかどうか、あればお話お示してください。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） いままで、なかなか線量管理等ができない状況で入っていた。回数が多いところありましたけれども、これは請戸地区の捜索にかかわるものが多かったということで、線量的には低い場所ということであります。

そういうことで、線量管理も当然しなくてはならないということで、今は立ち上がった場合については、帰ってきてからいくらの線量を浴びたということで記録をとって管理しているところであります。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 絶対はないので、多少でもいろんな状況で職員だから割りくう部分もあるのかなと思いますが、ぜひぜひ頭に入れて、今後の管理は、慎重の上にも慎重を重ねてもらうように要望しておきます。

次は、暗中八策について大分意見が出ておりましたが、質問も出ておりましたが、8つのうちに2番の子どもさんの心のケア。あと医療、高齢者福祉の福祉支援強化でデイサービス云々というところが、新たなコミュニティーの創造で、今やれることをやっていらっしゃるということで、具体化されていていっているものが多々ありますので、それなりに評価いたします。

ただ、環境モニタリング。これも帰るためのことなのですが、その前に3番になりますか。町独自で就労の場を確保とあるのですが、これ具体的にお話いただければと。どういう格好なのか。就労の場なのか。町民の方は過酷な避難生活の中で、多くの方は職を失い、将来に対し、生活に対し、大変不安を持っております。特に、職がないということについては、本当に切実なものがあります。そこでたまたま町の施策として、「暗中八策」の中にありましたので具体

的にお願いします。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 町としては、県の緊急雇用創出基金事業を活用した雇用事業をしております。これについては、住宅支援及び避難分野をはじめとした各種業務について、臨時職員を雇用してまいったところでございます。

緊急雇用創出基金を活用した雇用事業については、現在でも事業を継続しております。9月9日現在でございますが20事業、79名の雇用を実施しております。

今後、被災者の仮設住宅入居に伴い様々な住民ニーズが生まれてくるものと思っておりますが、町としては基金事業を最大限に活用した雇用事業を展開していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） ここに平成23年6月議会資料提供、緊急雇用創出基金事業ということで3,000万円なんです。多分、県と事業会計として。これは浪江町、富岡町、大熊町、広野町、楢葉町、川内村、双葉町、葛尾村。浪江独自って書いてありましたね。これは3,000万円の経費がある。それを越えた部分を浪江独自という表現なのか。

それから、私が疑問に思ったのは、この文言で「就労」になっていきます。労働に就く。これは緊急雇用創出、雇用ってわかりますよね。町で臨時職員を雇う場合には雇用なんです。私は就職斡旋をするのかと思って見たんです。要するに就労させるために町が努力して一生懸命やっていますよと。もし緊急雇用、この地権を利用してやるのであれば、ここは「町が独自で雇用の場を確保」ということになるのではないかと。たびたび昔の浪江町議会でも国保の時間がありました。私がそういうふうに取り上げたということは間違いかもしれませんが、そういう感じだったものですからわかりました。

ただ、そうすると、この事業以外に町として、ハローワークになれとは言いませんが、どういった困っている方の相談、実行。要するに実の上がることを考えておられるのか。就職なので若い方ということは、私はずっと年上ですから、30代、40代の方々から聞くと要するに非正規雇用、アルバイトとか、一時的なものはあるんだけど、将来に渡ってきちっと勤める。いろいろなものが含まれた中で正規雇用については、非常にないという状況なのであります。

そういったものを放置したまま、浪江町だけで頑張ってもなかなか難しい面があると思いますが、全国に散らばっている働き盛りの人達を、一歩でも二歩でも進める方策を、やはり町も大変な中でしょうが、町民支援に時間を割いて議会をできなかったと言っている

のですから、町民支援ですから。どうですか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 就労の提供の場ということでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、何社か浪江町の人を正職員として採用したいのでという会社がございました。これにつきましては、まだ仮設に入る前でしたので、各避難所すべてのところに募集の案内を120カ所と記憶しておりますが、すべてに募集の連絡、案内を申し上げております。職員も避難所に出向いております。

しかし残念ながら申し出がございませんでした。そういう会社が現在まで、浪江町民でしたら正規採用でいいですよという会社が、私の記憶している範囲では5社ほど。ただ、いままで誠に申し訳ないのですが、それについて、勤めたいと言って連絡してきた方は、やはりいらっしゃいませんでした。これは、先ほど申し上げましたが、途中で帰る考えだから、1年、2年で帰るんだったら私は考えるという方が多いということも事実でございます。

今、申し上げましたように、就労の案内は何度かさせていただいております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 行政の限界ということがありますから、よくやっています。今後は実になるように、ただ町民の考えもわかる部分あるんですね。帰るという前提であれば、こちらで家族がばらばらになっている状況の中で。やれることは、まず努力してほしいと考えております。

次に、町に戻るためのということで、浪江町全域の大気、土壌、水質、これは（6）になるかと思いますが、汚染度合いの調査、産業の再生を目指すためということがありますが、データを集めるということが書いてあります。

その前に、それと同じくしてカラーコピーしてまいりました。町長の新聞なのですが、先ほど紺野議員に答弁したことと、ちょっと違う。町長は、この新聞のインタビューで「希望として2年以内で戻りたい。」と。先ほど紺野議員には3年という数字も出したようですが、希望ですから、細かいことは。「元通りにするのは難しいだろう。安心、安全な生活空間の確保、除染を徹底し」ということをお話なさっています。まったく町長のいうとおりだと思います。私も考えます。

では、まずデータ。今、いろいろなデータを放射線量とかいったものでしょうが、データはなぜ集めるのか。まず、第一の質問です。

除染、除染と皆さんが言っていますが、こういったものでは目安

がなければ、どこまで除染していくのかわからないという部分があるろうかと思えます。永遠に除染して、震災前のどれぐらいのベクレルあるいはマイクロシーベルトにするのか。やはりある程度の数値、目安が私は必要ではないかと思うのです。その辺も先ほどからなかなか結論が出ていない質問に対して。

こういったことは、要するに震災前、事故前、空中線量で言えば0.06くらいと言われております。現況はものすごく高い状況になっております。国では20ミリシーベルトと年間、これは大体1時間当たり3.8マイクロシーベルト、また東大の大学院の教授が涙ながらに訴えた子どもについては、年間1ミリシーベルトという数字を出しております。1ミリシーベルトというのは、通常我々がいて計る場合には、通常マイクロシーベルトに1時間あるいは5時間いて云々ということがあれば、0.19、0.2ぐらいの線量でないと戻れないという状況なのですが、この辺のことをきちっと決めなければ、いくらデータをとっても、データをしょっちゅう取る。あるいはいくら除染しても、なかなか目標がない仕事というのはいかがなものかと思えます。

5,000ベクレルまで土地の場合はするんだと、これは国が決めておりますので、それらが必要以下が必要かと思えますが、そういったものだけに頼って国の発表だけ、「年間20ミリですから帰ってください」と言われて帰るのか。また、本町では海のほうは空中線量が低い。だんだんと山のほうに向かっていく段階で何段階にもなっていて、津島地区については線量がものすごい高い部分があるということで、帰る場合、よその町村は、来年当たりから川内村、南相馬市とか帰る準備でわさわさとしています。我々は仮設あるいは借上げに、それを見ながら、「なんで俺は帰れないんだ。」というお年寄りも出てくるのかと思われそうですが、その中で我々がきちっとした答えを持っていないと、投資対効果ということもあります。

津島の山林、あるいはそれぞれ地区にある山林、特にスギとか落ち葉にすごい線量があると言われておりますが、そういったものをどのように除染していくのか。要するに除染の方向というのは、科学の進歩とともに変わってくると思えますが、なんぼの数値にするということがなければ、除染もないと思えます。

また、除染と言え、出たものの処分も考えなければならぬと。複合的なものになっているわけです。空気線量もそうですが、線量にしてもそうです。土地も水。水も飲料水と農業用水等の問題がありますから。だから、この辺を本能的に考えて数値をもっておられるのかどうか。持っておられなかったら今の段階で結論出す部分で

はないと思いますが、しかるべき早急に出さなくてはならないと思いますので、検討してほしいという思いはあります。これはもっておられるのかどうか。この2つ。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） なぜ、環境モニタリングの実施を町でやるのかの目的であります。あの当時独自の環境モニタリングをしようとしたものです。要するに20キロ圏内、いわゆる10キロ圏内の放射線量の値が出ていなかった。そこで6月から始まったのは。出てきたのは7月末あたりから文部科学省で出てきたんです。やはりその前に我々の、特に10キロ圏内の放射線量がどのくらいあるか調べておかないと駄目だと。特に公共施設がある所をまず調べるということで。

それから、だんだん線量がわかってまいりました。計画的避難区域、警戒区域の中で数字が高い所、比較的高い所、あるいは低線量、3つの段階に分かれております。

その中で、我々が戻るにしても、水とか、あるいは下水道、さらには学校、あるいは公民館等の公共施設が、地震でどれだけ損壊しているのかわかりませんので、それらをまず線量を計りながら、できるのであれば一日も早く復旧をしていただきたい。低線量の所は復旧に入れるような状況にもあると思います。

ただ問題は、警戒区域に指示されてますので、この問題が政府と我々被災地との問題になってくると思うんですけれども、できれば同心円で引かれたものではなくて、線量の高い所と低い所で区別をしていただいて、やはり我々が一日も早く帰還できるような、復旧作業ができる場所は、復旧させていただけないかということは今後進めてまいりたいと考えております。

数値については住民生活課長から説明をいたします。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 町独自に数値については示してはおりませんが、国は先ほどお話がありましたが、被ばく線量で年間20ミリシーベルト以上の地域を除染によって縮小し、20ミリシーベルトを下回る地域では1ミリシーベルト以下にする長期目標を掲げていますが、汚染地域が広範囲に及び、除染の手法や効果に不明確な面が多いことから、当面の目標を2年後までに汚染地域で被ばく線量を50%減少としております。この50%のうち、40%は放射性物質の自然減少分で、残り10%を除染作業で達成する見通しとするとしております。

内閣府と文部科学省が9月1日に公表した放射線量調査結果によ

ると、浪江町の警戒区域においては毎時0.1～72.3マイクロシーベルト、計画的避難においては毎時1.4～41.3マイクロシーベルトが計測されております。

この警戒区域の年間被ばく放射線量は、0.5ミリシーベルト～380ミリシーベルトになり、計画的避難区域の年間被ばく放射線量は、7.36ミリシーベルト～217.1ミリシーベルトになります。このように、当町は年間50ミリシーベルトを超える地域があり、2年後に50%となっても25ミリシーベルトであり、国が生活可能な目安としている20ミリシーベルトをかなり上回る可能性があります。ただし、この数値は基準ではなく、あくまで国の目安として出されている数値でございます。

先ほどのお話の中で、自然界における年間被ばく放射線量、毎時0.04～0.06マイクロシーベルト、全体で1.5マイクロシーベルトでございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 大変詳しく調べていただいて、私も聞いて途中で何がなんだかわからなくなりましたが、年間、要するに線量が高い所を半分にしてもものすごく高いということで、先ほど町長答弁がなかったのですが、20キロという枠組みがいずれ取り払われる情勢だと思うのです。現況に合わせてと国も言っております。

そうすると、インタビューでも言っておられる常磐線より東側は町場ですから、除染も以外と簡単なのかと。以外と言いましても大変な労力が必要だと思いますが、そうしますと東側については、ずんずん上がっていく状況であります。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○17番（勝山一美君） ごめんなさい。訂正いたします。西側は山に向かって、ものすごく高い所もあるということなので、帰る時に帰れると言った場合に、幾ら努力しても半分半分でやっていけば、年間50ミリシーベルトを超える所はある程度、政府高官のお話のとおり、何十年もかかりますよというようなこと。10年以上はかかるだろうという見通しもあります。

そうすると、一部の町民は帰って、こちらの西側の町民は避難をそのままさせておくのか。それとも多少、東側の人達に不便をかけたも、一緒に手をとって帰る方策なのか。これはいろいろあると思うんです。その辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 大変難しい質問です。帰れる所と若干遅れて帰れる所という状況になりますと、やはり同じ町民の感情からして、

なかなか難しいところがありますので、できれば一緒に浪江町で帰還したいと考えおります。

特に、時間がどうするという事になれば、やはり安定した生活住居を用意するような形も含めて考えていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 私の時間は何分残ってますか。

〔「3分」と呼ぶ者あり〕

○17番（勝山一美君） 学校関係ができなくなってしまう。急いでやります。

浪江小学校、浪江中学校の開校が8月25日行われました。大変な作業であったと推察いたします。教育長はじめ教育委員会の委員の方々、さらに関係されました皆様に敬意と感謝を申し上げます。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、教育委員会の職務権限、すべてで19項目あります。

第1項、教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び配信に関する事と明記されております。教育委員会の仕事とされております。

そこで、教育委員会所管である学校位置の変更について。本件について教育委員会は何度開催されたのか。報告書を見ると、4月21日から、本件に関する作業がはじまっております。教育長としては至極当然の作業と思っております。

平成19年、本法律の改正がなされました。これは地方分権の推進と、教育委員会の体制強化、活性化を主な目的とされております。御存じのとおりだと思います。法の精神に照らせば、5月31日、第1回目の教育委員会が開かれたとありますが、それ以前にやるべきではなかったか、所見をお聞かせください。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご指摘ごもっともであります。冒頭大変ありがたいお言葉がありましたけれども、混乱している中で、とにかく子ども達の学習機会は何とか確保したい。取りあえずは避難先で子ども達を何とか進学させる。そのことに忙殺されながら、その中で新たな動きとして、この学校の準備を始めたことはいろんな会合でご報告したとおりであります。

内容をきちんと確認していただくための臨時会議を5月31日お願いをいたしまして、ここで承認いただいたあとで、本格的な二本松市との交渉に入るといったことで進めてまいりました。その間、合議制という形ではございませんが、機会を捉えて委員の方々には逐一ご説明はしてきたところでございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 1時間という時間はあっという間に過ぎてしまいました。

今後は一問一答ではなくて、一括でやらないと。本来なら趣旨の問題で教育上どういった効果が上がるのかと聞いたかったのですが、その点については後日にしたいと思います。

皆さんが常に一生懸命町長はじめ職員の方やられているのは重々理解しておりますが、法にのっとり、施政にのっとりきちっと行うことを節に願いまして、若干オーバーしましたが、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長より訂正がございます。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 先ほど勝山議員のご質問の中で、避難所まわりで120カ所と申し上げましたが、第2次避難所等でございますので、各民宿、旅館等がございますので、実際には200カ所を越すかと思われますので、ご訂正をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、17番、勝山一美君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集をよろしくお願い申し上げます。

（午後 3時46分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成23年浪江町議会9月定例会

議事日程(第2号)

平成23年9月22日(木曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 認定第1号 | 決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第2号 | 浪江町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第44号 | 浪江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第45号 | 浪江町復旧・復興基金条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第46号 | 東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第47号 | 浪江町税条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第48号 | 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第49号 | 平成23年度浪江町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第10 | 議案第50号 | 平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第51号 | 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第52号 | 平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第53号 | 平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第54号 | 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第55号 | 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第56号 | 平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第57号 | 平成23年度浪江町水道事業特別会計補正予算(第1号) |

出席議員（17名）

1番	愛澤	格君	2番	山崎	博文君
3番	山本	幸一郎君	4番	吉田	数博君
5番	若月	芳則君	7番	渡邊	文星君
8番	泉田	重章君	9番	橋爪	光雄君
10番	田尻	良作君	12番	鈴木	辰行君
13番	佐藤	文子君	14番	紺野	榮重君
16番	小黒	敬三君	17番	勝山	一美君
18番	三瓶	宝次君	19番	佐々木	英夫君
20番	馬場	績君			

欠席議員（3名）

6番	横山	精一君	11番	渡部	貞信君
15番	佐々木	恵寿君			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場 有 君	副町長	上野 晋平 君
教育長	畠山 熙一郎 君	代表監査委員	山内 清隆 君
総務課長兼会計管理者	根岸 弘正 君	企画調整課長	谷田 謙一 君
税務課長	大浦 泰夫 君	住民生活課長	植田 和夫 君
産業振興課長	高倉 敏勝 君	建設課長	原 芳美 君
福祉こども課長	木村 潔 君	教育総務課長	屋中 茂夫 君
上下水道課長	星 光美 君	生涯学習課長	島田 龍郎 君
健康保険課長兼津島診療所事務長	紺野 則夫 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口 勝美	書記	瀧 美佐江
書記	鈴木 清水		

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、6番、横山精一君、11番、渡部貞信君から欠席する旨の届出が提出されております。なお、台風の影響で、国道等の渋滞がひどく、2番、山崎博文君、5番、若月芳則君、15番、佐々木恵寿君、18番、三瓶宝次君、19番、佐々木英夫君から遅刻する旨、連絡が入っております。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇馬場 績君

○議長（吉田数博君） 20番、馬場績君の質問を許可します。

20番。

[20番 馬場 績君登壇]

○20番（馬場 績君） おはようございます。日本共産党の馬場績でございます。

原発避難から半年が過ぎました。町民の苦しみ、悩みを共有しての時の経過を足場に、質問いたします。明日への希望に繋がる答弁を求めるものであります。

原発の現状は、非常手段で注水冷却を続けているものの、1～3号機の熔融燃料は、1,000キロワット級の崩壊熱を出し続けております。そして循環注水も綱渡りで、通常なら毎時十数トンのところ、現在では毎時70トン注水しないと100度前後に維持されないのが現状であります。異常反応、すなわち「水・プルトニウム反応」による水素爆発の危険性も回避をされておられません。核燃料科学の専門家である舘野淳氏は指摘しております。

また、注水によるタービン建屋にたまっている汚染水も膨大な量（すでに10万トン超）になり、地下漏水と海洋流出、その汚染の心配もまだ続行しているのが現状であり、循環注水冷却による安定冷

却にはほど遠いと、原子力村以外の専門家は冷静に見ております。海洋汚染の実態はというと、茨城県沖でとれたドンコウから基準値を超える放射性物質が検出され、最近発表した原子力研究開発機構の試算では、海洋への放射能放出総量は、東電発表の3倍以上になるというものですから、時間的、空間的汚染の広がり、社会的影響は依然として人々の予測を超えるものであるといわざるを得ません。問題は、爆発の危機と放射能汚染の拡散、その情報開示のあり方であります。

去る6月議会でも明らかにしたとおり、3月11日の大震災の約2時間後には第一原発において、「すべての非常用炉心冷却装置の注水機能喪失という緊急事態」が発生しました。私は、「緊急通報はあったのか」、「放射性物質放出」の情報提供はあったのか。町長と東京電力、福島県が立会人となって締結した協定第1条にある「原子炉に緊急事態発生後、直ちに連絡すること」と定めた協定は履行されたかについて、明らかにするよう答弁を求めました。町長は、「原子力災害特措法」に基づく指示はなかった。協定は履行されていないと答弁されました。今日に至るまで、東電はもとより、政府並びに福島県の原子力災害対策本部から経過説明はあったのか。また、説明責任を求めるべきであると思いますが、どう対処されたのかお答えください。

また、改めてSPEEDIいわゆる緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの情報公開と「放射性物質放出」についてお尋ねいたします。

深野原子力安全・保安院院長は、去る9月13日の県議会全員協議会で、SPEEDIの活用について、「組織として共有して活用できなかった」ことを認めたとの報道がありました。発言の詳細は承知しておりませんが、約8,000人から1万人もの浪江町民が、高汚染地区であった津島地区に最も危険な3月12日から15日まで避難していた当事者の一人でもあり、また町長と行動を共にした町会議員の一人として、深野氏の発言を認めるわけにはまいりません。何が問題なのか。その一つは、長期間に及び情報の隠蔽をしたということでもあります。スピーディーであるべき情報は、やっと3月22日と4月11日に、その拡散予測のごく一部が公開されただけであります。私たちはもとより、すべての人々に公開すべき情報であるにもかかわらず、原子力安全委員会のホームページでデータ公開されたのは5月3日からであります。政府は、情報を共有できなかったのではなく、情報を隠し続けたということに尽きるわけであります。

2つは、原子力センター、福島県原子力センターが3月11日深夜

に受信したSPEED Iの情報の共有もされていないということ。

3つは、そのたびに我々町民が無用な被曝をしてしまったということ。

4つは、その一方で、大熊町、双葉町には膨大な放射線拡散汚染情報が届くという情報差別があったということであり、浪江町民の命と健康にかかわる問題であり、放射能緊急事態における情報の徹底のあり方が問われているわけであり、それはもとより、これまで明らかにしたとおり、その行為は「犯罪的行為ではないか」との意見も寄せられております。拡散予測に関する情報共有のあり方について、国、東電、県にその検証を求めるべきではないでしょうか。お答えをいただきたい。

また、福島県原子力防災計画では、環境に放出された人工放射性核種のモニタリングを実施することになっております。その測定結果の情報提供はあったのか。なかったとすれば、その説明責任と情報共有のために町はどのように対応されたか。対応されていないとすれば、今後どのように対応されるのかお答えください。

放射能による健康被害のおそれは、原発災害で最も深刻な問題であります。取り分け子供の命と健康を守ることは、喫緊の課題であります。被曝に対する安全値、いわゆる「しきい値」はない、というのが最新の科学的知見であります。

先に発表された県民健康管理調査によれば、浪江町の7歳から5歳の児童・子女5人から、生涯内部被ばく量推計が最高2ミリシーベルトであることが明らかにされました。一部専門家からは「積算線量は極めて微量」とか、「将来のガン発症など健康への影響は心配ない」との意見がまたもや相次いで出されました。確かに急性障害の値ではないにしろ、チェルノブイリのその後や広島・長崎の被曝者のその後で明らかになったことは、5年、10年、20年、50年経ってから発症する「晩発性障害」の現実を曇りなく見るべきであります。事実は科学の母であります。しかも今現在、東電第一原発の事故は収束の目途さえつかず、生活空間の高い汚染の現実を直視すれば、被曝の安全性を宣言することは、安全神話そのものであると指摘せざるを得ません。

そこで、県が先行調査した検査結果の実態をお示しいただきたいと思っております。なお、数字をたくさん伴うとすれば、資料配付でお答えをお願いします。

外部被曝はどう評価されたのでしょうか。これもお答えください。

高濃度汚染の津島地区に多数に町民が避難を余儀なくされた浪江町の内部被ばく検査は、急を要すると6月議会でもおただしまし

たが、県の検査待ちから一步も脱していないのが現状であります。大学や研究機関との連携はどうなっているのでしょうか。お答えください。

被曝災害医療という認識をお持ちでしょうか。そう認識されているとすれば、検査の量、質の対策強化を急ぐべきであります。今後の具体方針についてお示してください。

ヨウ素剤服用と原子力災害避難指示についてであります。原災法第10条、第15条による避難行動をとった場合、外部、内部被ばくの予測線量基準がそれぞれいくらになった場合、安定ヨウ素剤を服用することになるのかお答えください。

また、県原子力災害対策本部の緊急医療の指標はどのようになっているか。浪江町における安定ヨウ素剤服用の具体的対応はどのようになされたのか、答弁を求めるものであります。

次は、中・長期、超長期の被ばく健康管理についてであります。

先ほど示した県民健康調査とは別に、飯舘村と川俣町山木屋の住民15人の尿を5月上旬と下旬の2回にわたって検査した結果は、今後の被ばく健康管理を考える上で、重要な今一つのデータであることを指摘しておきます。6月議会でもこのことは紹介したことでありますが両町村民15人の検査を実施したのは広島大学の鎌田七男教授と、NHKテレビにもたびたび出演している医療生協わたり病院の齋藤紀医師の2人です。4歳から77歳、15人の検査結果は微量ではあるが、全員から放射性セシウムを検出。放射性ヨウ素は6人から検出し、外部の被ばく推計線量は、最大13.5から4.9ミリシーベルト。内部と外部の被ばく推計は、2カ月間で14.2から4.9ミリシーベルトという結果が出ていることであります。いったいその時点で浪江町民が被ばく検査をしていたなら、どれだけの推計線量になったのでしょうか。予測するだけでもぞっとするものがあります。県の調査とは別に、浪江独自の被ばく検査を遅くはなかったけれども速やかに実施すべきであります。さらに中・長・超長期の検査は町民絶対多数の声であります。そして希望者だけでも安心して健康調査ができるように、被ばく健康手帳（仮称）の発行を求めるものであります。お答えください。

原発事故による本払い賠償請求が始まりました。町民が求める賠償の前提は、事故前の浪江に戻してください。3月11日以前の当たり前の生活、住み続けられる浪江と町民の生活を返してくださいということであります。9月2日に行われた原子力損害賠償の完全実施を求めた福島県原子力損害対策協議会の緊急要望は至極当然の中身であります。町民2万1,000人余の完全賠償は困難も予想されま

す。長期の戦いになるものと考えられます。いずれにせよ、あの事故は人災であり、事故がなかったら発生しなかったであろう損害は、全面賠償に応ずる責任と義務が東京電力にはあります。それを補償させる責任が国にあるという基本認識をお持ちかどうか、所見をお示しください。

損害賠償に関わる中心的問題についてお尋ねいたします。一つは、立証責任についてであります。今回の「中間指針の位置づけ」の冒頭に、「指針を決定、公表したが、これらの対象とされなかった損害項目やその範囲等については、賠償が可能となる」と明記されており、これは全面賠償を求めてきた我々の運動の一定の成果であり、これは今後の足がかりになり得るものであると考えます。しかし、それは被害者自身が立証しなければならないということになっており、中間指針は何の法的拘束も持たないのに、「指針に基づいて賠償する」という用語が頻繁に使われております。完全賠償の責めは東電にあるという現場からの意見を反映させ、全面早期賠償を求めるべきであります。町長の認識をお示しください。

2つ目には、精神的賠償についてであります。賠償の範囲を狭く変形しようとしている上、避難の精神的損害では、半年間が10万円、その後の半年間が半額の5万円という指針であります。菅前首相は「原発の処理に数十年かかる」とか、「除染の困難なところ、高い汚染地域は帰還するのが困難」とも発言しております。これで苦痛は減るでしょうか。減るどころか、生きる希望を失うほど苦しんでいるのが実態であります。長期避難に相当する精神的損害賠償はもちろん、避難場所に関係なく、賠償額の引き上げを求めるべきであると考えます。精神的損害賠償の考え方と併せてお答えください。

10月から賠償金支払いが本格化しますが、町民の多くは「遅すぎる」という受け止め方と同時に「ドサッとたくさんの資料が送られてきてもサッパリ分からない」、「何も準備していない」など、戸惑っているというのが実情であります。直接請求や損害賠償紛争解決センターを利用した和解仲介、民事裁判に持ち込んだの請求によるものなど、その選択は基本的には被害者の判断に基づくものであることはいうまでもありません。

同時に、未曾有の災害であり、町民も混乱の最中にあり、町としても町民に寄り添った相談に応ずる体制をとることが求められていると考えます。損害賠償という民事の問題ではあっても、避難費用から財物価値の損失、減少、先ほども触れた精神的損害などなど、多岐にわたる損害請求の判断基準など、町民の生命・財産を守り、福利向上という地方自治本来の責務を今こそ発揮すべきと考えるも

のであります。県、国からの人的支援を得ながら、損害請求のサポート体制を構築すべきだと思います。どうされるのかお答えください。

第4の質問、仮設住宅、避難者住宅の問題等、町民の生活支援についてであります。

長期化する避難生活の中で、救援・復興二本松共同センターの協力を得ながら、私はなんでも相談会、健康チェック、三度にわたるアンケート活動、トーク集会、支援物資のたびたびのお届け等々、幅広い支援活動に取り組んでいます。共通していることは、原発事故への憤りと不安、「生活が全部奪われてしまった」という苦悶、「今、私たちが何かをしなければ」という前向きな意見もあります。同時に、町民の要求は、避難生活の段階毎に変わっていることもご承知のとおりであります。議会が催した懇談会など、今寄せられている問題と要求は、補償の問題や生活と仮設住宅の改善等、あるいは原発の収束等々、住民の要求は多様化しております。

仮設居住の問題でいえば、その一番は「夏暑く冬寒い」ということであります。夏はそのままでは室温が40度にもなり、熱中症など、何人もの方が異常を訴えました。これからは冬の寒さ対策であります。

厚生労働省は6月21日、社会・援護局総務課長名で、断熱材の追加、二重ガラス化、畳や建具の後付け、日よけ、風除室の設置など、地域の実情に応じた工事など、その増加工事額は国庫負担の対象になることを明確にして通知をしていることは御承知のとおりであります。今、仮設では、風呂の追い炊きができないことに対する改善も強く出されております。

私が今、仮設居住者から出されている要求に対し、いろんな角度から県にも当然町にも届いているはずであります。県はそのことに対してどう対応しているのか。そして町の対応はどうされたのかお答えください。

避難生活を余儀なくされている町民の苦痛と願いは、こればかりではありません。そして一つ一つが限りなく重いものであります。日々の生活、雇用、医療、介護、子供の進路と学校生活、さらに1年後、2年後、将来の生活設計や復興への思いは無限であります。分散している現状で、行政の対応は困難を極めていることは私も承知しておりますが、町民の絆をとどめるためには最大限の支援をすることは、行政にとっても、我々議会にとっても共通の課題であります。そして、不自由な思いをしながら暮らす町民が安心して暮らせるように、避難先自治体との協力、共同はこれまで以上に緊密な

ものに、友好的なものにしていく必要があります。どのように構築されていくのか。これまでの成果と課題をお示してください。

第5は、復興への施策展開についてであります。復興は、町民すべての願いであります。人間として生きていく安全、安心が保障されない限り復興の第一歩は踏み出せないのではないかと私は考えます。現在のところ、浪江町のあらゆる領域において、安全性は保障されていないと私は考えます。国が示す除染で安全性が保障される見通しがあると考えておられるのかどうか。現状認識をお示してください。

2つは、原子力災害による汚染調査の公開と復興ビジョンのあり方についてであります。

町独自の調査、県、文部科学省の調査など、ある程度結果公表がなされてきております。率直にお尋ねいたします。9月16日に公表された放射線量実測値を縦軸に、「除染に関する特措法」を横軸にして、除染作業に取りかかった場合、最大公約数年間推計1ミリシーベルト以下にするために、どれほどの年限がかかると推測されているのか。最も我々議会としては、発災前の通常値に戻すべきと政府、東電に求めています。そう問われても現時点では明確には答えられないかもしれません。

今回の事故は、東電とこれまでの政府による地震、津波など自然の驚異を想定した安全対策の提言を黙殺し、最悪の原発事故はあり得ないとする安全神話をもたらした人災そのものであります。これを放置してきた政府の責任であることは明らかであります。復興ビジョンの検討は当然であります。背景の基本的視点に原発事故の本質を記すべきと思いますが、町長の見解をお示してください。

原子力災害からの復興について、5点にわたって提言をいたします。

第1点は、大気、土壌、水、山林、海洋の詳細な汚染調査をすること。第2点、原状回復を国、東電の責任で実施することを求めること。第3点、復興専門会議を、関係する専門家で設置すること。第4点、復旧・復興の主体は町民でありました。あらゆる情報を公開するとともに、幅広く町民の意見を反映させること。第5点、浪江町と復興特区に指定し、国は復興の財源を全額補償することを求めていくべきであります。お答えください。

さらに町の復興ビジョンの理念についてであります。1つは、当たり前の人間生活の復活、2つは、県の復興ビジョンにある「原発に依存しないエネルギー政策への転換」を理念の柱とすべきと思いますが、お答えください。

子供たちの学ぶ権利・発達の権利をどう補償するかは、浪江町の将来と社会の将来に関わる問題であります。開校式での横山夏美さんの生徒代表のあいさつは多くの人に感動を与えました。「どうしても受け入れることができなかつた見知らぬ土地での非日常」に苦しみながらも「止まっていた心の時計が動き出した」と、その感動を語り、そして最後に「私たちは未来への希望を胸に、今何をなすべきか自分で考え、判断し、自ら行動できる生徒になることを約束します」と結びました。遠くの人々に、この横山さんの訴えをどうしても届けてやりたいと私は思っております。そこで教育長、これを届ける術を考えておられるかどうか。

さらにこれから、障がい児も含めて全国に散らばった幼児、児童、生徒への学ぶ、育つ、守られるべき子供たちの権利を保障するために、今、何が問題で浪江町教育委員会では何を発信しようとしているのかお答えください。

最後に、第一原発10基と第二原発の廃炉、浪江・小高原発からの撤退を県、国、東京電力そして東北電力に求め、どこにあるとも再生可能エネルギー基地とナショナルプロジェクトを、そこにある浪江町に建設する。そのことを内外に発信する考えはないか答弁を求めて、最初の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 東電はもとより、政府並びに福島県の原子力災害対策本部から経過説明はあったのか、お答えいただきたい。さらには説明責任を求めるべきであるが、どう対処されるのかというご質問にお答えいたします。

この経過説明はございませんでした。

それから説明責任を今後やはり求めていくべきと考えております。なぜならば、やはりこれは公的なものに対する損害賠償の問題に関わってきますので、説明責任はきちんとやっていただくように対処してまいりたいと考えております。

最後の質問の脱原発についてでございます。議員おただしのとおり、重大な事故を引き起こした福島第一原子力発電所の1～4号機の廃炉は当然のことと認識しております。また、5、6号機、さらには第二原子力発電所についても厳しい目を向けられているという認識しております。また、福島県の復興ビジョンの基本理念でも、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」というものを掲げました。実質的な脱原発であり、政府も昨日も答弁いたしましたように、脱原発の方向で議論されておることによって認識をしております。

なお、県内新聞社の市町村長へのアンケートでも約9割の方が県の脱原発を評価しておりまして、町としましても理解できる内容ではないかと考えております。

さらに今回の事故のしっかりとした検証を求めながら、国のエネルギー政策の方向も確認していく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

県の復興ビジョンでは、原子力に代わる産業として、再生可能エネルギー関連産業、あるいは医療・福祉関連の産業など、新たな産業の集積・研究開発によって、経済的な活力と環境の共生が両立するモデルを世界に先駆けて提示するというにしておりますので、町でも産学官による研究機関の誘致、新エネルギー都市の創造に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

議員おただしのとおり、国家プロジェクトとしてこれは小さな町ではできませんので、この形のを推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは、被ばく検査の結果についてお答えいたします。

○20番（馬場 績君） 順序良くやってくれないか。今後の都合もあるから。まあ、それは答弁書の都合だから。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 被ばく検査の結果の実態でございますが、昨日、紺野榮重議員にお答えしたとおりでございます。

次に、検査の量、質の強化をどう進めるのか。

○20番（馬場 績君） ちょっと駄目だよ。昨日、紺野榮重議員に答弁したなんて言ったって、私は私なんだから。こんな答弁あり得ない。一般質問をなめてんじやないよ。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前10時33分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前10時33分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは被ばく検査の結果でございますが、0歳から18歳まで2,483名に対し、検査

を県が主導で実施いたしました。実施機関からの報告に基づく検査結果については、1 マイクロシーベルト未満が2,476名、1～2 マイクロシーベルト未満が7名でございました。これにつきましては、全員が健康に影響を及ぼす数値ではないということをお知らせを受けております。

続きまして、検査の量、質の強化をどう進めるかでございますが、検査の内容は、体表面モニターによる体表面検査、甲状腺モニターによる甲状腺部の検査、全身計測装置ホールボディカウンターによる全身検査、尿によるバイオアッセイ検査の4項目を実施したところでございます。

今後の内部被ばく検査につきましては、県が主体となって検査を進める予定となっておりますので、県と検査内容を含め、今後十分に協議し、町民の安全安心を図ってまいりたいと考えております。

次に、ヨウ素剤服用についてでございますが東電はもちろんのこと、国、県からも原発事故により放射線漏れの報告は受けておりませんでした。従って、町民に対するヨウ素剤の服用は行いませんでした。

次に、中・長・超長期の健康管理についてでございますが、県は、来月から先行検査といたしまして、事故発生時に18歳以下の町民3,636名に対し、福島医大病院で甲状腺検査を実施いたします。全県民検査終了後、平成26年4月からは甲状腺の状況を生涯にわたり見守る本格検査を開始する予定でございます。町といたしましては、県民健康管理調査が今後30年にわたり行われることから、町独自ではなく、今後も県と連携をとりながら、町民の健康管理に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） それでは3番目の賠償の問題でございますが、まず基本認識についてでございますが、当然賠償責任は東京電力にあります。それに対し、原子力発電を国策として推進してきたことから賠償の補償選任については当然国にあると認識しております。

次に、立証責任のあり方についてでございますが、指針に明確に累計がされていないその他の損害、風評被害、間接被害に、相当因果関係を個別に立証を求められると考えられますが、町としても今後さまざまな意見を集約しながら、必要事項については、県の災害対策協議会等を通しまして、最終指針を掲示させるとともに、東京電力に対しても、早期の全面賠償を求めていきたいと考えてござい

ます。

精神的損害賠償についてでございますが、今年この暑さの中で生活を強いられ、また家族が離れて暮らすなどで精神的苦痛は増すばかりであると考えております。精神的損害賠償の考え方についてですが、単に、交通事故の慰謝料を参考にすることでは当然済まされないと考えております。

また、第1期終了から6カ月間は1人月額5万円とありますが、先ほど申し上げましたように、期間が経過したからといって精神的苦痛が軽減されるとは言い難い。逆に慣れない生活によって不安は増すばかりであると。中間指針の考え方に問題があるように考えておまして、県に対しては文書を持って申し入れをしたところであります。

今後も、災害対策協議会等に対しまして賠償額の引き上げと併せて申し入れを行ってまいりたいと考えてございます。

次に、損害賠償のサポートの体制ということでございますが、ご指摘のように、賠償そのものは法人、東京電力との民事損害賠償であります。町としては、町民の方に対して窓口や電話等による問い合わせ、それから相談等についてもできる範囲で対応してまいりたいと考えております。人的支援につきましても県に対しては法律に詳しい職員の派遣を要請した経過はございますが、今後の状況により再度協議をしてまいりたいと思っております。

それから、きのう佐々木議員の中でも触れましたが、町独自に弁護士を要請しまして、週何遍になるかはまだ細かいことは決まっておりますが、町民の損害賠償請求の無料相談会を実施するべく準備を進めておまして、これについては1日でも早くできるように弁護士会のほうと協議を進めて、できれば二本松と福島、2カ所。それからできればいわきでもやりたいと考えて、現在準備を進めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 順不同になりましたが、SPEEDIによる拡散予測図、また放射性物質の放出について新たな情報は提供があったかということにご質問にお答えいたします。

3月11日の緊急事態宣言から始まった福島第一原子力発電所事故については、当初国ではSPEEDIを使った放射性物質の拡散予想を計算し、福島県に指示しておりました。しかし、その情報については、対象市町村に情報提供されることはありませんでした。情報については、議員がいうとおり3月と4月に一部の情報が公表され、その後、原子力安全委員会のホームページで公開されました。

また、県原子力安全対策課が来庁し、事故当初のSPEEDIの情報についての経過説明をしていったという経過がございます。

その情報公開後、文部科学省はSPEEDIによる放射性物質の拡散予測を計算し、一日分の計算結果を翌朝まとめて公表しておりましたが、「今日のデータを翌朝公表しても避難などの参考にならず、意味がない」と指摘を受け、9月12日より毎時の計算終了後、速やかに公表するとし、同省のホームページに掲載することになりました。

なお、拡散予測については、毎時3時間後まで計算され、公表されるということでございます。

また、放射性物質の放出量については、8月17日発表で1時間当たり最大2億ベクレルの放射線量であるとしています。この放出量については、事故当初に比べ1000万分の1に減少しているとしております。この放出量削減については、国と東京電力が作成している工程表では、新たな放射性物質の放出の削減に力を入れるとしております。

核種モニタリングについては、関係機関によって実施されており、その結果については県原子力災害対策本部により公表されております。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 仮設住宅の改善についてお答えいたします。

応急仮設住宅は、ご承知と思いますが、工期期間が1カ月で完成させたことによる不具合等などについて多くの要望や改善が求められたのも確かであります。これまで、県に対しまして、追加工事の要望など、環境改善を町として求めてきましたが、国の通知が完成後となったケースなど難しいという回答も中にはございました。ベストを求めることは当然ですが、ベターという回答もございます。例えば暑さ、寒さ対策として、後付けとなりますが、鉄骨の柱の外装、内装、露出しているプレハブ建物については断熱対策を行うという回答もございました。これからも県に対しまして、根気強く要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 避難先自治体との協力共同の協議についてお答えいたします。

議員おただしのように、避難先において町民が安心して避難生活を送ることができるようにするには、避難先自治体との協力関係が大変重要になると考えております。

町といたしましては、避難前に受けていた行政サービスを適切に避難先においても受けることができるよう関係自治体に避難者支援のお願いをしているところであります。

二本松市とは、町幹部職員が定期的に二本松市の災害対策本部に出席いたしまして、浪江町の現況報告をするとともに、仮設住宅の避難者支援、あるいは避難者のごみの受け入れ、防犯対策、公共用地、公共施設の借用協議を重ねているところであります。

また、行政報告でも申し上げましたが、避難住民の便宜のため、兼ねてから要望のあった福島市、桑折町及び本宮市と東日本大震災に伴う浪江町避難者の支援等に関する協定書を締結いたしました。協定書には、市役所等を借用して出張所を開設すること。そして避難先自治体が浪江町及び避難者に対し必要に応じ便宜の供与を行うものと指定されておりますので、出張所を通して避難先自治体との連絡調整を図りながら、避難者支援の協議を継続していきたいと考えております。

当面の課題といたしましては、仮設住宅避難者の生活支援については、ある程度出張所や生活支援相談員等の配置により対応可能と思われませんが、借り上げ住宅や公営住宅に避難している方の支援が行き届かないという面があること。特に、県外の避難者の支援については、どうしても避難先自治体の好意に甘えざるを得ない状況にあります。町としましては、できるだけ迅速に生活支援や行政サービスに関する情報を発信し、避難先においても適切な行政サービスを受けることができるよう努めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは5番の復興への施策展開について、現状認識についてお答え申し上げます。原発事故がいまだに収束してなく、放射線量が高いところも多いなど、安全性が保証されている現状にはまだなっておりません。まだ、見通しもたっていない状況であります。

帰還、復興を考える上で、すべての前提となるのが放射能の除染であり、それなくして町の復興はなしえないとの認識を持っているところでございます。

一刻も早く町に帰りたいと町民の切なる願いは理解しておりまして、町としても極力早く、そして安全な状態としてまいりたいと考え、国に強く求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 復興への施策展開についての2点目の

汚染調査の公開、前段の部分についてお答えいたします。

9月16日に公表されました、文部科学省による積算線量の推計調査であります。浪江町における警戒区域の年間積算量は3.9～222.1ミリシーベルト。それから計画的避難区域では、11.7～227.4ミリシーベルトとなっております。

国は被ばく線量年間20ミリシーベルト以上の地域を除染によって縮小し、20ミリシーベルトを下回る地域では1ミリシーベルト以下にする長期目標を掲げておりますが、汚染地域が広範囲に及び、除染の手法や効果に不明確な面が多いことから、当面の目標を2年後までに除染地域で被ばく線量を50%減少としております。この50%のうち40%は放射性物質の自然減少分で、残り10%を除染作業で達成する見通しとしております。

また、文部科学省の発表では、浪江町の計画的避難区域で毎時35マイクロシーベルトを超える場所があるということでもあります。原発事故そのものが収束しない現在、大量放出から半年以上がたち、ヨウ素130などの短寿命核種はほぼ消失していて、今後はセシウム134とセシウム137との戦いになると判断しております。

なお、1ミリシーベルト以下にするためには、どの程度の年数がかかるかということですが、除染の手法にもよると思いますが、汚染地域の除染には莫大な費用と長い期間がかかると思っております。いずれにしましても、現時点ではお答えできる状況ではございませんので、ご了承願います。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 続きまして、復興ビジョン検討のあり方についてお答え申し上げます。

これまで国及び東京電力は、原子力発電所が何重にも防護策がとられているとしてその安全性を主張してきました。しかし、今回の事故によりまして、その主張に対する信頼は根底から覆り、原子力発電を制御することの困難さ、そして一旦事故が起これば極めて広範囲に長期にわたって甚大な被害を及ぼすことが明らかになりました。復興ビジョン策定の背景にはこういうことも当然入れるべきことと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは被爆者健康手帳についてお答え申し上げます。

被爆者健康手帳につきましては、今、現在では原子爆弾被害者に対する援護に関する法律、通称被爆者援護法に基づいて交付される

手帳でございます。申請の要件といたしましては、広島市、長崎市、その周辺市町村の方々からの申請に基づいて国が交付するとなっております。

福島県に問い合わせた結果でございますが、現段階では被爆者援護法に基づく被爆者健康手帳交付の検討はなく、法的な具体案はない。健康管理実態調査票に基づく健康管理ファイルを、個別的な健康診断や、健康調査状況を平面的に把握できる体制を含む方向で現在協議されているところであると県からは報告をいただいております。

被爆者健康手帳につきましては、やはりこれから健康に対する心配事、そういう医療費も含めてそういうものが当然なされるのかと考えておりますので、今後はこういった法律を国のほうで作っていくような要望をしまいたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それではご質問の避難と児童、学校教育の問題と、教育委員会としての情報発信についてのご質問にお答えします。

本来、幼稚園を含めまして、学校教育は生活の基盤である地域に立脚しまして、住民の皆様方のご意向とそれから自治体の支援を受けて行われるものと考えております。しかし現状は、町民挙げての避難、全校の避難休業、すべての子供たちと教職員の分散、保護者の生活基盤の弱体化など、極めて異常で前例をみない状況にあります。よりどころとすべきほとんどが混乱した状況にある中での教育活動は容易ではありませんけれども、大切なことは、義務教育就学機会の保障と、それから健やかな心と体の育成という基本を見据えながら、状況の特異性にきめ細かく対応することであろうと考えております。先般、浪江小学校と浪江中学校の教育活動を二本松市で再開いたしました。このことは今申し上げたような考え方によっております。この2つの学校を充実させることにつきましては、町民の方々の大きな関心でもございますし希望でもあるかと思っておりますので、これらの学校についての情報を積極的に発信してまいりたいと思っております。

全国的に散らばっている子供たちにつきましては、受け入れ先の理解をいただきながら、私どもが必要な連携に努めました結果、避難先での就学が確保されてございます。障がいを持つ子供たちにつきましても特別支援学校、あるいは特別支援教室、あるいは普通学級でのきめ細かな対応など、それぞれの子供の状況に応じた学びの場を得ることができていると認識してございます。

今後でございますが、新年度に新たに入園、入学する子供たちの状況把握と対応が最も大きな問題となります。8月末日に文部科学省から事務連絡がありまして、避難先の市町村教育委員会で就学予定者の把握に努め、就学機会を確保する必要があるという内容でございましたので、今後とも就学先教育委員会や受け入れ学校との緊密な連携協力を努めまして、子供たちの学ぶ権利を保障するために努力してまいりたいと考えてございます。

なお、子供たちの学びと育ちの権利を保障する観点からも、今後の浪江町の教育のあり方について明確にする必要があるのだろうと考えてございます。そのことにつきましては、町の復興と教育とが同時に進行すること。地域に支えられ、地域の力を生み出す教育であること。被災経験から多くを学び、学びを生かす教育であることを重視したいと考えております。町民の皆様の理解をいただきながら、町の復興計画に理念を反映させるとともに、状況を適切に判断しながら、実効性あるものにする必要ありますので、機会をとらえてこのことについても情報を発信してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 大変失礼しました。

原子力災害からここに至る5点についてお答え申し上げます。

第1点の大气、土壌、水、山林、海洋の詳細な汚染調査をすること。第2点の、原状回復を国、東京電力の全責任で実施することについてはごもったもな内容となっております、国、事業者に要望してまいります。

第3点、第4点につきましては、復興ビジョン作成にあたりまして、検討委員会の設置を予定しておりまして、委員は専門性も高いので、大学の先生などの専門家や、政府からの人材、県の幹部、あとは町民代表者なども入っていただくことを予定しております。

また、アンケート調査やパブリックコメントなどで町民の意見も反映させていきたいと考えているところでございます。

復興特区については国に要望してまいりたいと思います。

さらに、県の復興ビジョンへの評価ということだったのですが、町長答弁以外についてのみ答弁していきたいと思っております。

県の復興ビジョンにおきましては、原発に依存しない地域づくりを計画の理念の一つとして掲げておりまして、脱原発につきましては政府でもそのような方向で議論がされております。国、県とおおよその流れができつつある状況と考えられます。具体的な脱原発の姿というのはまだ明確にはなっていない現在状況にあります、今

回の原因事故を踏まえると、脱原発の方向性となることは十分理解できる内容ではないかと考えているところでございます。

一方、双葉地方の雇用の中核となっていたのは原子力発電所であることも事実でありまして、除染が実現した後の大きな課題となるのは雇用の場にあります。そういう中で、地域の雇用の核であった原子力発電所における雇用が見込まれず、大多数の事業所が避難している状況を踏まえると、町単独ではなく、国、県の総力を挙げて新たな産業の集積、既存産業の再生を図ることが特に重要と考えております。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 馬場議員、一般質問、本当に重要な、重大な大切なことを行っていますが、馬場議員から看過できない発言が飛び出しました。要するに、一般質問をする前に、議長は、きちんと説明しているはずです。同じ質問の場合はそれで了解、前任者で了解するか、形を変えて発言していただきたいということ。議長はただ文章を読んでいるのかもしれませんが、議事整理権に基づく重大な発言じゃないですか。同じ質問で、答弁者のほうが「昨日の」ということをやることは至極当然であります。議員は、他の一般質問もきちんと聞いて、その中で形を変えて質問するかどうか。これは議長の議事整理権のつたなさが招いていることと思います。馬場議員も大変長い期間、議員をやっていますので、十分理解していると思いますが、馬場議員と議長に猛省を促すものであります。

二度とこういうことのないよう、これが公正公平な議事運営ができなくなりますからね。こういうことを看過していれば。その辺を十分認識して、今後の議事進行にあたってほしいと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前10時00分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前10時02分）

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前10時02分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前10時29分）

○議長（吉田数博君） ただいま議事整理権について、議事進行がございまして、休議をし議運で協議をしてまいりました。この件に関しましては、議会が始まる冒頭に、質問については、不足分あるいは角度を変えた質問をお願いして、議長としてお願いをしているわけですが、一般質問にあたってはなかなか質問の中身が同一と思われてもなかなか意図する、あるいは切り口の関係でなかなか整理ができない、あるいは整理をするタイミングを失うということもございまして私も反省をしているとこととございしますが、この質問にあたって質問者も答弁者も議事整理について意識をしていただきたいと思えます。

このことに関しましては、今までなかなか難しさもあって今まで整理をあまりしてきませんでした。そのことは私として反省をしておりますけれども、今後、この件に関しては、全員協議会等において協議をしてまいりたいと思っておりますので、今日はこのまま一般質問を継続してまいりたいと思えます。

一般質問の再質問、20番。

○20番（馬場 績君） 再質問に入る前に、一言指摘しておかざるを得ません。町民の代表として一般質問する権利は議員固有の権利なのです。仮に重複する問題があっても、今議長から話されたように、切り口や質問の展開はそれぞれの立場で異なるものです。まして、議事進行で一般質問に横やりを入れてこれを中断させるなどというのは、言語道断であります。私は看過できない問題だということを引きつり指摘をして再質問に入らせていただきます。

それでは、そのきっかけになった健康被害の問題であります。

正確さを欠くと、また誤解を招きかねませんので、改めて時間をもったいないのですけれども、一般質問の原稿に触れながら再質問をいたしますのでどうぞよろしくお願ひします。

私は町民の放射線被曝による健康被害のもっとも心配している一人であります。その立場から、低線量だから大丈夫だという学者もいるけれども、被ばくに対する安全値はないのだと。それが最新の科学的知見だということに触れた上で、浪江町がこれまでの先行調査で実施してきた健康調査の健康管理調査の実態について質問しました。実態ですから、もっと詳しく答弁をいただかなければなりません。これが一つ。それから、外部被ばくはどう評価されたのかということを質問しております。これについても答えがありません。

それから、被ばく健康調査に関係して、県の調査待ちから一步脱して大学や研究機関と連携をして調査を進めるべきではないかと、

踏み込んだ質問をしております。これの答弁は、県でやっている健康調査で済ませたいという答弁だったけれども、研究機関や大学との連携を模索したのかどうか。このことについても、私の質問の意図で明確でありますので、それに対しての答えがありません。お答えください。

ということで、きのうの答弁と同じだという答弁の仕方も問題だし、それに対して横やりを入れるなんて全くとんでもない。

それから、いろいろな資料を用意してきたのですけれども、やっぱり浪江町民の場合は大熊町、双葉町の場合はさっさと避難をしたわけだから。ところが浪江町の場合、15日まで津島にいたと。これは幼児、1歳未満のヨウ素131による甲状腺透過線量、3月25日、0時現在のものです。これはいわゆる浪江津島は高いところは500ミリシーベルト、黄色のところは20から50ミリシーベルト。全域がここに覆われているわけです。

したがって県の先行調査、順番待ちなんていうことでは避難の経過からしても、健康調査のあり方としては実態にそぐわないということでもあります。さらに、ついでだからもう一つの資料、これはヨウ素131の表面沈着量、これも3月25日。これは一部赤いところはあるけれど真っ黄色です。黄色の部分はいくらかというと1,000万ベクレルですよ。1,000万ベクレル。これは平方メートル当たりで汚染。こういうところに避難したわけだから、特別な対策が必要だというわけです。被ばくを心配するのが当然なんだと。このところを踏まえて健康調査をすべきだと。さらに町民が安心して健康管理できるように、被ばく管理手帳を交付すべきではないかと。これは被ばく手帳というものはいらぬという人もいるとすれば、私は希望者でもいいと思う。町長、こういう実態を踏まえて町民の健康調査、あるいは被爆手帳についてどうされるのかお答えください。

それから放出された核種、住民生活課長から簡単な答弁ありましたけれども、県の原子力災害対策によれば、緊急時モニタリングで、環境試料中の人工放射性核種濃度も調べていたということになっているんです。県からは何もなかったということだけれども、これで済ませる問題ではないと思うんです。この資料は県で、その後であっても調査しているはずですよ。資料の提出を求めましたか。これが一つ。

それからヨウ素剤の配布、放射線の放出に関する情報が県からも、東電からも国からもなかったの、ヨウ素は一切服用しませんでしたということだけれども、これもやっぱり私の調査では、富岡町と三春町では、40歳以下の人たちに町としての判断で配布しているの

です。配布はしたけれども、服用の指示があるまで待ってくれと言ったのはいわき市か南相馬市だと言われてはいますが、独自の判断でやっているところもあるんです。これはこれで情報はなくても、私もたびたび議会で原発事故による甲状腺被害を、甲状腺がんからの被害を少なくするためには、とにかく早い時間でヨウ素剤を服用する必要があった。場合によっては戸別に配布しろというところまで求めてきたわけですが、それはなかった。緊急事態だから、どういう展開がなされたかどうかわからない。本庁から津島に避難するときに、ヨウ素剤は運んだのかどうか。それから議会の座談会において、福島市における座談会で、一部町民にヨウ素剤を配布したという話があるので、実際はどうだったのかという質問も出ています。実際はどうだったのですか。ヨウ素剤の問題についてはそういうことです。

それから、仮に配布しなくてもヨウ素剤服用の基準があるわけですが、これについても質問したけれども答弁がない。お答えください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再質問に答えいたします。

まず、3月12日から15日まで、津島支所を中心にして避難をしてきたということも事実でありますけれども、その中で、いわゆるSPEEDIの報告というものについては一切なかったということで、判明したのが確か5月16日だったと思います。県の原子力災害対策本部の担当の課長が私のほうに来まして、こういうことでニュースがあったことに対し報告がなかったことについて、お詫びを申し上げるといふ返事がございました。そこで私はいろんな、総理との会談もありましたし、あるいは担当大臣との会合もございまして、度重なる会合で何回やったかちょっと記憶していませんけれども、その中で私どもの浪江町は、SPEEDIのとおり避難したと。それについて、相当なる被ばくを受けているという事実を政府として、あるいは県として、どういうふうにとらえているのかという話をたびたびしているのですけれども、その内容がよくわからないのかどうか。あるいは責任を持つのが嫌なのかどうかわかりませんが、答弁については大変なことでしたということで、申し訳なかったという話はあるのですけれども、ではホールボディカウンターについて、浪江町の町民の方を早くやっていただきたいという形でやったのですけれども、川俣町山木屋地区、あるいは飯舘村の方々も被ばくしているということで、なんか責任性がないような感じがあります。

議員おただしのとおり、この件についてはきちんともって声を強

めて、早く検査ができるような体制をとっていきたいということでもあります。それから、福島県で今長期間にわたる健康調査をするという形でやっておりますので、それを踏まえて私どもの町民の方々の健康に害しないような調査を、私どもも一緒になって手助けをしていきたいと考えております。

それから被ばく手帳の件です。これは、私の知っているお医者さんで、やはり30年、あるいは50年後に先ほど質問にありました晩発性の症状が出たときに、これは貴重な証明書になりますので、そういうことも踏まえて今、担当のほうに調査をさせ精査させているところでもありますので、もうしばらく結論についてはお待ちいただきたい。

ただ、私が懸念するのは両刃の剣にならないのかと。要するに、あの人は原発事故で被ばくしたのだという後ろめたさを社会から見られるような形にならないのかどうかということを懸念しております。そういうことで、いろんな角度から精査をしてまいりたいと思います。

それからヨウ素剤の服用の関係で、これも日にちが経って、記憶が定かではないのですが、災害対策本部を支所の中でやっております、ヨウ素剤の服用についてどうだという話、会議で出た記憶があります。それで副作用が心配だということで、関根先生の考えも聞かなくては駄目なのではないかということで、服用については見送った記憶があります。

本庁から津島支所のほうにヨウ素剤は持ってまいりました。ただ、議員の意見交換会の中で一部もらったというような話をされたということなんですけれども、それはちょっと私のほうでは情報を把握していませんけれども、担当のほうで把握しているのかどうか。それは答弁させたいと思います。

以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） ヨウ素剤の関係でございますが、今、町長がお話しした会議の中で、お話ししたという経過がございます。それで各避難所に津島にきた段階で、一応避難所の方にこれはヨウ素剤だと。それで県からの指示があってから配布するよというということで、各避難所と診療所にもおきました。ただ、今議員がお話した、一部持っていた人がいたということは私どもでは承知しておりません。

それからSPEEDIの資料提供、請求したのかという問題でございますが、5月中旬に県の担当課の方が来まして、その時、持っ

てきた説明資料に沿って町長と私が説明を受けたわけなのですが、その説明資料は請求していただいております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 実態について詳しくということですが、データ、いわゆるホールボディカウンター検査のデータでございますが、町のほうにはデータはございません。すべて県と県立医大のほうでデータを持っておりまして、今後データに基づいて検査された方を管理、それから追跡調査をしながら、健康管理に努めると県のほうでは町のほうには報告してございます。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 改めて再々になりますけれども、内部被ばく検査の必要性、重要性については、もう繰り返しません。その上で、町独自で大学とか医療機関とかいうところと連携をして、独自の検査体制を構築すると。そういう取り組みをされたのかどうか。例えば、新聞報道御存じだと思ふけれども、二本松市役所では弘前病院と連携をして、弘前病院からホールボディカウンターの無償提供を受けると。そして私は直接市役所で、この担当者に聞いたところ、その技師も2人つけて検査体制をとるという努力をされているわけです。もちろん二本松は二本松の行政だから、それは私はあくまでもこういう事例があるということを示し上げた訳だけれども、そのことは皆さんも知っていると思うんだ。私も6月議会で、独自の内部被ばく検査体制をとるべきだと。ホールボディカウンターも設置導入を図るべきだという質問もしました。これは町長だったかどうか議事録見ないと整理はつきませんけれども、県に5台ほどホールボディカウンターが来ると言われていると。そのうち浪江町に1台を申し入れしているということですが、そのことも含めてどうなったのかということをお答えください。いずれにしてもSPEDIの問題については、これはきっちり検証しておく必要があるということですので町長、これはしっかり検証作業に入るようお願いいたします。

双葉町と大熊町には3月11日の夜中に、どんどん拡散予測図が、送られて来たということがすでに報道もされています。活字にもなっています。

それから、大事なことから放射線被ばくについて、いま一言言うけれども、これは実はインターネットだから誰でも調べられるの

だけれども、今度の原発事故で放出された放射性核種について資料が出ているのです。例えば、ネプツニウム239という放射性物質が放出されたけれども、これはどういうことになるかということ、体内での動きはプルトニウムに似て胃がんや肝臓がん、白血病などの要因になると。半減期は短いですがベータ壊変、いわゆるベータ線が壊されて変化して、半減期は2万4千年のプルトニウム239になる。これが我々被ばくしたかどうかわからないけれども、こういう核種も放出されているということです。だからどういう核種がどれだけ放出されたかということ、きっちり資料の提供を求めておくべきだと思います。改めて答弁を求めます。

それから、ヨウ素剤については避難所に置いたということですがけれども、これも一つの混乱の元になったのかもしれないですね。一部町民が入手、知らない人は知らないということになったのかもしれない。だから、ちゃんと今度の教訓をしっかりと検証して、どういう時はどうするかということ、すぐ役立つような体制をとっておかないと、がんの発症を防げるのにそれも防げないということになると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、原発災害の賠償補償については、町も支援体制をとりたいたいということですから結構です。

これを資料としてお見せしたいのだけれども、東電から送られてきた資料の中に、合意書というのが入っております。これは皆さん、お読みになったのかもしれない。その中に、なお、「上記金額の受領表は上記算定明記記載の各金額及び本合意書記載の各金額について、一切の異議、追加の請求を申し立てることはありません。」と。お金をもらうのだから、領収書を出すのは当然だと思うのです。東電が支払う、そのお金をもらう。その時合意書を出す。そうすると、受け取った分については、「事後、異議申し立てはしません。」とこういったことです。まったくけしからん。私たちは被害者ですから。被害にかかわる損害について、請求期間においても、あとから追加請求することが発生するのかもしれない。したがって、これは撤回するように、町長、挙げて求めていただきたい。これが一つ。

それから、仮設住宅の後付けの問題ですが、断熱はやったといったということですが、それ以外の後付けについてできるとか、回答があったのかどうか。先ほど言ったように、たくさんの住環境改善の要求が出ております。そういう意味で県との関係でどうなっているのかということをお答えください。

それから、復興への施策、専門家会議を設けるといふところまで

は了解しました。同時に、その復興ビジョンの理念に、脱原発ということを入れるべきだと。入れることになりました。という答弁がありました。そこで町長、きのうの一般質問との関係だけれども、浪江・小高原発についても推進はしないという答弁がありました。

要するに、浪江町の復興ビジョンにも脱原発の理念を折り込むということですから、当然のこととして、これまで推進してきた浪江・小高原発についても推進しないということは、これも論理的に明確なわけです。そういう意味で、私は1回目の登壇で、浪江・小高原発の撤退を求めるべきだという質問をしましたが、町長からは明快なお答えはありませんでした。脱原発ということは国でも言っていると。それから県内市町村の9割の首長さん方もそのことに賛成をしていると。私もその立場だということは言われましたけれども、具体的な問題でのお答えがありませんでした。そのことについて改めてお答えをください。明確なお答えをいただきたいと願います。

それから最後、学校教育の問題で、教育長がいろいろ苦勞をされているということはわかりました。一つは、開校式であいさつされた小学校、中学校の子供たちのあのあいさつを、全国に散らばっている浪江町民に送り届ける必要があると思うのです。これをぜひやってもらいたいと思うのですけれども、教育長の考えをお聞きしたい。

それから、入園、入学についても、文部科学省から通知があって受け入れ先の自治体で協力することになっているということだけれども、実際問題、二本松で幼稚園に入りたいと思っても入れないということでもあります。そういう希望が叶っていない現実を把握されているかどうか。現状を把握して、その後どうされるのかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） ホールボディカウンターの件でございますが、県を通して国のほうに浪江町独自で当然ホールボディカウンターを購入し、皆さんの健康管理をしたいと考えております。この前も県の福祉部長が、津島診療所の視察にまいりました。その時にも部長に対して、ホールボディカウンターの購入に関して、補助金をいただくという申し入れもしております。

したがって、3月の震災前に津島診療所の補助金の復活はどうなんでしょうということを県に対して聞きました。しかしながら、震災前でもございましたので、診療所の設備に関しては補助金はいりま

せんということで断ってしまった経緯がございました。ところが、こういう震災が起こったわけで、再度復活していただきたいと今要望しております。

当然、津島診療所の方でホールボディカウンターを購入して、安全安心につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問の医大との連携の件です。これ県の健康調査、県立医大を中心にしてやっておりますので、我々の今まで受けてきた内部被ばくのデータも県立医大のほうにあるということでもありますので、県立医大と連携をしながら今後は進めていくという考え方でございます。

さらに放射性物質の核種ですね。どれだけ飛散したのかというデータについては、これは各担当のほうでよく調査をさせて、核種を拡散した量を把握していきたいと思っております。

さらに損害賠償の合意書の件については、先週、国の県の災害対策本部長にお会いしまして、一つは損害賠償の説明書が160ページにもわたって非常にわかりづらい。したがって簡単なものをお願いしたいということで、東京電力のほうに申し入れをしていただきたいという要請をしました。

それから、2つ目の同意書の件についても、やはり同意できない部分が各個人によってはあると思っておりますので、その件についてもよく調べていただいて、合意書については撤回するかあるいはその書類にしないようにするのかお願いしたところであります。

それから、浪江小高原発の件でありますけれども、きのう佐々木英夫議員のほうにもお答えいたしましたように、やはり昭和42年に浪江町議会が誘致議決をしております。その議会の皆様方の今後の判断もあると思っておりますので、議論を重ねていきたい。さらには地権者、今まで協力していただいた地権者の方々あるいは関係者の方々とも議論を深く合わせながら、脱原発の方向に理解をしていただくということにしていきたい。

したがって、私の考えとしては、いままでのような推進という立場をとらないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 浪江小中学校の開校式の子供たちのあいさつの件でございますが、すでにぜひ紹介したいということで2、3引き合いがございましてお届けしてございます。全国にということになりますと、いろいろ方法に工夫をしなければなりませんので、

時間が必要と思いますので検討したいと思いますが、取りあえず町民の方々には広報などを通じてお伝えする機会もあるかなと考えてございます。

なお、過日、今月17、18日に、京都で文部科学省が後援の「みらいづくりアジア子供サミット」というのがございまして、全国の中学生が百数十名集まりました。浪江町の中学生も、例のあいさつをした子供さんを含めまして2名ほど参加しまして、大変活発な意見交換をしてきたということがあります。直接の言葉ではありませんが、そういった機会を捉えて思いを伝える方法はこれからもやっていきたいと思います。

それから、幼稚園に関してですが、設置の状況が市町村によって大分違います。先ほどの私の文部科学省の説明、言葉が足らず大変失礼しましたが、小学校、中学校の就学児童生徒についてが主な内容でございました。既に幼稚園については地元の二本松市の幼稚園に入りたいんだという相談を受けていますが、今後、実態の把握に努めながら適切な相談に努めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 仮設住宅の要望の件ですが、バリアフリー仕様にしようということで4月に通知をいただきました。その中では、手すり等の設置が個別対応してくださいというようなこともございます。

また、今多いのはスロープ、手すり、それと風除室の雨漏りという部分が多くて、再度工事をせざるを得ないという仮設住宅2カ所についてはやり直しさせるという回答も得ております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 以上で20番、馬場績の一般質問を終わります。

最後に、冒頭の質問で、名前を間違えて発言しましたので、「横山夏美さん」と言いましたけれども、「横田夏美さん」にご訂正を議長をしてお認め願います。以上で質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で20番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで11時まで休憩をいたします。

（午前11時06分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前11時15分）

◇若月芳則君

○議長（吉田数博君） 一般質問を続行します。

5番、若月芳則君の質問を許可します。

5番。

[5番 若月芳則君登壇]

○5番（若月芳則君） 5番、若月であります。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問方式は一問一答でございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは始めさせていただきますが、まず冒頭に今回の大震災によりまして、さらにお亡くなりになりました皆様方に心よりお悔やみを申し上げたいと思います。さらに、ご家族の心痛を考えると、まさに残された我々、力を合わせて何とかしなくてはという思いを新たにするところであります。あの日からもう既に半年であります。この5カ月間、まさに浪江町民、対処に当たられてまいりました町長始め職員、そして全国、北海道から沖縄まで飛散している町民。みんないろんなところで、いろんな思いを持ってきょうの日を迎えていると考えております。

今、冷静にといいますか落ち着いて考えますと、私なりに最初の避難、避難所生活、これをある意味で第1ステージとすれば、ホテル、民宿、それから一部は親戚の家とかいろいろありますが、これが第2ステージ。そして今仮設、借り上げ住宅等に間借りなりにも入居は進み、なんとか落ち着いてこれからの今後、いわゆる前を考えるような状態が少し備わってきた。いわゆるこれを第3ステージと捉えて考えております。

そういう中で、いろんな場面で多くの町民の皆さん方に私なりに会話をさせていただきました。いろんな思い、考え方、ご助言いただきました。そういうことを踏まえて町民の代弁者、町議会議員でありますから、町民の声を行政につなぐ、チェックする。それが私どもの職務でありますので、その立場で質問をさせていただきます。

もう質問者も最後のほうになりますので、こういう緊急事態の原発という問題を今日の前にしての各議員の思いもおそらくそこにありますから、多少私の質問もバックする部分もあるかと思いますが、一問一答でございますから話は最後まで聞かないとわかりませんから、最後まで真摯に答弁を、町民の代弁者の質問に答えるのだという思いで、皆さん方にもお答えをいただきたいとお願ひして、質問を始めさせていただきます。

最初に、まさに町長始め職員に皆さんのご苦勞も理解しております。きのう、きょうの大雨で私も高速道路が通行止め、渋滞という

ことで遅れて来るようになり、その時間の中で、各仮設、桑折町から本宮市まで私も知っている人達が大体入っておりますから、全部連絡が来たり、話をしたりして、被害がなかったかというような話がありました。それぞれに桑折町では4棟ぐらい水があふれてきて床下に浸水したとか、風除室から雨漏りがあったとかいろいろありましたけれども、それでも皆さんの会話は、きのうから土のうを積んだり、低い所だからといってポンプとかいろいろ用意して、ポンプは使わなくて済んだけれども、役場行政も、私はどこでやったかはわかりませんが、それらにみんな対応していたと。それはやっぱり評価して私に伝えてくれておりましたから、行政、みんなもそこは踏まえていろいろやるときは頑張ってくれたということを私なりに感謝しております。

行政の役場職員始め、事に当たる人たちも町民の感謝という部分に余裕が出てきているのかという思いがあります。そういうこともお伝えしていきたいと思います。

第1問、通告したとおりでいきます。復興計画全般についてありますが、最初に、これはきのうからいろいろ議論がなされておりますから、少し切り口を変えて私なりに質問をさせていただきます。

まず、先ほど言いましたように、住むところがある程度落ち着いてまいりますと、やはりみんなが前を向く余裕が出てくるんです。そういう中で、一番に出てくるのは帰る日をいつになるんだということであります。

まさに今は新聞、メディアでありますように、いつ戻れるのと、大きく載るわけです。それからいろんな各種情報網、私ら町議会議員はそんなに情報網あるわけではありませんけれども、我々皆さん方と同じぐらいに新聞、テレビでいろんな情報が、瞬時に町民みんなに入るわけです。したがって、そういう情報量の多さもありますが、そういう中で今後どうなるのだろうかということを自分なりに頭の中で考えて来ております。

ここで、私は代表者であります町長にお尋ねいたします。

町として、これは私なりですから例えと思って聞いていただきたいけれど、5年後に焦点を当てて行政として全力を挙げてその日に向かって努力をしてまいります。それが早くなることは町民が誰も反対するわけではありません。しかし、その全力投球でどこに焦点を当てて事業を推進していくのか。そこをトップライダーとして町民全体に目途となる目標、そこは提示されるのが私はトップライダーの責任だろうと思っております。今私どもに言われておるのは、さっき言いました情報量の多さから、客観的に見てと言う言葉があ

るんです。客観的に見て、1年では帰れないだろう。2年では帰れないだろう。それに加えて、100ミリシーベルトを超える地域はどうするのだと。そういう議論はみんな自分の元の住んでいた家を頭に描いて考えるわけです。そういうことがやはりある程度、行政のトップとして目途になる文面を町民全般に示さない限り、みんな自分の人生設計をどう描いたらいいか。大きな意味ではそうです。小さな意味では、例えば白河市で農業をやっている。私白河におりますが、みんな農地を借りて農業をやりたいんだ。白河市の農業委員会とか中島村の農業委員会、みんな真摯に対応してくれる。ただ小さなことですが、何年借りるんですか。農地を借りるわけですから何年間借りるんですかという質問がある。その時、誰一人顔を見合わせて答えられない。これは小さなことですが、いろんな家庭になれば、子供は今何歳だから、今度小学校に入るなら、この学校で6年間は教育させたい。地名はどこだ。それから家だって、浪江の家は屋根からどんどん水が入っていてどうにもならない。なれば、次のことを考えて、じゃあどういうスタンスでどこに構えるのか。そういういろんな会話があるわけでありませう。

ところが、それが目途となるものもなければ、本当にふわふわした感じになって、自分たちが非常に不安感を持ってくる。そういうことがあります。そういうこといろいろあります。例えば後で述べますが、農地の汚染とか、こういうのはどうするのだ。やはり生活の糧が農業者なんていうのは農地ですから、そこがきちんとならない限り、なかなか生活基盤がそこに育たないわけでありませう。

だからそういう時期の設定とか、いろいろ現実的に難しいところはあるけれども、行政として、トップとして、これはトップの責任なんです。こういうときはリーダーの責任なんです。私は今答えろと言っているわけではありませんが、皆さん方、行政の専門職の皆さん方とさまざまな協議をして、やって示すべきだということを私はここで申し上げたいわけだ。

したがいまして、一問一答ですから今後は速やかに質問の応答をしますが、そういう意味で町長の思い。最初にそこだけお聞きしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

若月議員のおただしのおり、やっぱり日々の暮らしと生業を崩壊されて、本当に避難して、全町民ですけれども、大変不自由な生活を強いられて、非常に残念至極であります。

そういうことで皆さん考えていることは、もとの町に戻って、1

日も早く帰町、帰還したいというのは、町民の方々の思いだと私自身も思っていますし、皆さんもそういう感じだと思います。

そういうことで帰還の時期ということのご質問でありますけれども、昨日も答弁いたしましたように、なかなか大変な問題でありまして、とにかく放射能の除染をして、いわゆる除染なくして町の復興はないというぐらい、除染の問題については大変な問題だということで、できうる限り国、県、もちろん加害者である東電、その3者に強く除染をしていただきたいということを強く訴えてまいりますし、今後とも訴えてまいりたいと考えてます。

時期の件については、やはり私どもの町に戻るためには、やはり水がどうなっているのか。生活をするためには水ですね。それから下水、そして道路、あるいは今おただしのおり農地の汚染がどうなっているのか。もろもろやはりそういうことが管理しないと、なかなか戻れないというのが普通だと思います。

したがって、これからそういう調査に、一部入っているものもありますし。これから年内にかけて調査をして、そしてできうる限り早く復旧できるもの、場所、そういうものは復旧していきたいという考え方でおります。

ただ、残念なのは、警戒区域と計画的避難区域という形で避難指示が出ております。その枠を外していかないと、即工事に入れませないので、やはりそういうことを外すような形の中で要請しながら、できる限り復旧をしていきたいということでもあります。そういうことで、昨日は2年あるいは3年ぐらいを目途に帰還していきたいと考えた次第であります。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 私は3年でも目途としてそれは理解できます。

私は町民のみんなから言われているのは、目途を定めて、その間、やはり仮設とか何かの生活が耐えられないかもしれない。だから、なるべく一時帰宅のスパンを大きくして行って、今日は浪江に行つて来る、今日はこっちに行くというような会話の中で、やはり平常心を保てるように配って欲しいんだという声もたくさん最近来ているんです。無理は言っても町長だって誰だって答えられないのもわかる。だけれども、何へ今日は行って来る。1時間、2時間ではなくて、3時間半ぐらいでちょっと浪江に行つて来る。そういう会話でやれるような配慮を進めて欲しい。その辺についての考え方はどうなんでしょう。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） おただしのおり、そういうことだと思います。

ぜひそれが実現できるように、できるだけ全力投球してまいります。
よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 全力投球でお願いします。

次に移ります。今言われたように、いろんな観点から復興計画、みんなで帰れる日を含めていろんなことをみんなそれぞれが考えているわけです。沖縄に避難している人も、北海道にいる人も同じ思いで見えていますから。基本的に今、きのうからの質問等いろいろ皆さんの質問ありました。やはり放射線量とか、現実的に考えてとか、客観的に見るんだけれどもどうなんだという不安もあります。

したがいまして、それぞれがそれぞれの過程でみんないろいろ考えてあるはずであります。行政執行して方向を定めるにしても、広く町民の意向調査をやる必要が当然あるべきだと考えております。これは町民の皆さんからも私言われておりますが、個人個人、世帯主も、じいちゃん、ばあちゃんの判断でかかれるのではなく、どの辺を想定するかわかりませんが、高校生以上になれば、みんなその個人としての意思も反映できるような形の設問、いわゆる意向調査をきちんとやるべきではないか。それから地域、職業いろいろありますが、町民の意向を的確に捉える設問、それは事務方のまさに能力を発揮するところでありますから、そこは期待しておりますが、そういう意向調査を的確に行う意思があるかどうか確認させていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それではご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、今後のまちづくりを考えていく上で、町民の意向を把握することは極めて重要と考えております。

町独自で実施を検討いたしておりましたが、福島大学が双葉地方8町村全体の住民を対象に意向アンケートを実施をするという提案がございまして、双葉郡8町村において、まず福島大学の実施を行うこととなりました。町といたしましては、まずは当該アンケートを活用して、意向の把握を行いたいと考えております。

さらに、今後の検討を進める中では、議員おただしのとおり、こと細かい年代の抽出と言うことも必要と考えておりますので、町独自の調査、独自で詳細に把握しなければならない事項等も生じることが想定されますので、その辺についても、10月頃を目途に独自アンケートも実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 当面8カ町村、福島大学がやったやつだろうと

思っております。私どもに来たやつを参考にすることではありますが、まさにそれは参考にするのはいいですよ。しかし、浪江町の町民に、8カ町村の総花でやって、川内村も、広野町も条件が違うんです。だからやっぱり町。それは参考にするのは否定するものではありませんが、やはりそれをやったからこっちはちょっといつでもいいだろうというスタンスでは、やはり私は不安であります。

したがって、町民を直視して、浪江の町民の意思をきちんと確認するんだというスタンスで方向付けを考えていただきたい。どうですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） そのとおりであります。ただ、町村会の中で、福島大学の清水副学長だと思っておりますが、大学で双葉郡のアンケートを採るということで急遽入ってきました。私どもは、早めに8月末あたりで考えておったんですけれども、その前に来たものですから、これはなんともしようがないということで、これはこれとして、後は浪江独自の意向調査をするということで、大変後手に回りまして、今、若月議員がおただしのおとり、本当に事情が全く違います。いろんな各階各層、町、町になってしまいますので、やはり町に沿った形の意向調査を今後はしていきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） まさに参考にするのはそれはそれで使えるものはどんどん使えばいいわけでありますから、そこの町長が確認された点を重きをおいてお願いしたいと思っております。

次に、3問目に入ります。これは復興計画、私も農業者の一員でありますから、別に農業者に偏って聞くわけではありませんけれども、土壌汚染が数値的に非常に高い。きのうも若干出ておりますが、文部科学省の報告では、立野と高瀬が出ておりました。いろんな地点があるようでありますけれども、経度、緯度なんかで表示してありましてどこの地点といふとなかなか我々にはわからないところがあるわけですが、立野は両方セシウム134と137を足して1万6,000なにがしの数値の土壌汚染であります。

それから、高瀬は1万2,000を超える数値になっております。

ご案内のように、食料に供する農産物を育てるのは、5,000ベクレルを一つの考え方として国は統一している。そういう状況を考えているときに立野あれだけの二百何十町歩の緑がまさに今、草もうもうでありますけれども、この数字は取りあえず高いところもおそらく中山間地帯にもあるだろうと思っておりますが、こういう問題の解消。な

かなか新聞報道を見れば、ひまわりとかそんなものではどうにもなんないと。表土汚染が最高ではないかみたいな報道がなされている。私が心配するのは、こういう対応策というのはみんなが帰れる日の設定の2、3年前ぐらいから始まらないと、帰ったから、はいどうぞと言われて、昔の営農ができる農地の状態には戻せないんです。そうすると、そういう時間のタイムラグと言いますが、その差が出てまいりますから、そういうものの全体の帰還計画にも影響が出てくるのかなという思いがあります。そういうことも踏まえて、浪江町は生産量の向上とかなんかもかなり動いておりますから、若い人が帰って、若い人でなくても帰って、じゃあすぐに就業の場が確保できるかというとなかなか難しいと思います。私は、昔から農業というのはそういうときの受け皿になりうる。今までだって浪江町で定年になったからって、みんな困っている人、誰もいなかったはずです。大体農業者が多いから、農業で一生懸命やっているわけでありますから、そういう農地の保全というのはそういう意味でも受け皿として、非常に大事な一面を持っておりますので、町長の質問趣旨に書いておりますけれども、こういうのは国の判断とかいろいろありますし、支援金とかいろいろ除染対策は国が主管するところが多いと思うのです。基本的にこういう部分について、県、国等に、町民はみんなこういうこと言っているのです。議会に言えるのは町議会議員は言える。国、県のお偉いさんに言えるのは町長だと。だから町長がどういう思い出そういう場面でこういう土壤汚染について考えてものをいうのだということがあります。

したがいまして、この農地の保全、いわゆる就業の場の確保、そういうことも含めてどういう考え方で国県に対応していくのか、考えをお聞かせください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

まさに農地の保全は、やはり我々の町道を守る、あるいは一次産業での基幹産業である農地、これは非常にこれから生きていくためには大変な大切な場所なんです。

したがいまして、国に対しましては、強く除染を早くやって、元の土壤に戻るように強く要請をしております。特に、来年作付けできるのかどうかという問題も、もうそろそろ出てまいりますので、やはり早め早めに土壤改良なり、土壤汚染をしていかない、いつまで経っても手をつけられないという状況になりますので、これは強く国のほうに要請してやっておるところであります。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 町長の答弁、願わくばもっと力強く国に言うというスタンスを期待したいところでございます。

次に移ります。県外避難者に対する支援についてお尋ねいたします。ここはちょっと苦言を呈するようなこともあります。現実には今7,500人、浪江町の3分の1が県外に避難しております。まさにこの人達が浪江町の思いをなくすことなく、いつの日か浪江、そういう思いを常に継続させて帰ってきてもらう。それがなくして、元の浪江町の行政は担保できないわけでありまして。それは誰しも認めざるを得ない現実だと思います。私は行政報告を見ても、7,500人に対してどういう支援をしたかなんて言うことは一言も載っていない。フォトビジョンを送りましたぐらいしか書いていない。3分の1の町民ですよ。確かに、今仮設とか目の前の大事な町民ですから、これの対応もこれはどんどんやっていかななくてはなりません。しかし、県外にいる3分の1の人たちも、まさに3分の1の7,500人の浪江町民であります。ここについての視点、私は今までの第1ステージ、第2ステージは、まさになかなかできなかったという面もあると思います。しかしこれからは第3ステージです。この意味で私はちょっと質問をさせていただきます。私は、埼玉県に浪江ネットワークという昔の浪江中学校でソフトボールをやっていた女の子達が、今、子連れで向こうにいる人達がネットワークで立ち上げて、最初は、浪江から転校してきた子供達を学校訪問して応援したりそういうことから始まったのです。でも、その人達が声をかけたときに、まさに関東圏一帯から浪江町民がはせ参じています。この場合、その20人ぐらいの若い女の子のグループですが、埼玉県で新都心でまさに何千人です。ボランティアも百五六十人で、浪江の焼きそばとか、松永陶器店のおやじさんなんかも来て協力してやっていたが、私も雨の中でしたが、まさにそれだけいろんな懐かしい顔が、千葉から来た。みんな集まってくるわけです。支援は確かに物資を送った。広報紙、資料を送った。これでこの人達を支援したということできれるのかどうかを私は考えております。

そういう千葉に行った人とか、みんなここに来るとみんな懐かしいと顔が見えて会話ができたということを行っているのですよ。したがって私は、ある意味で県外の支援について、今度は23日、明日ですが、私は白河にいるからですが、白河にいるみんな集まろうという、白河のところの会場なんかもわかったと。浪江だったらこのぐらいですかと、結婚式場で。そこに最初集まって個人情報で、隣にいてもみんなわからないんですよ。個人情報開示しませんから、誰がどこにいるのかなんて役場に聞いたって誰も教えません。

ですから、ボランティアがそういうお世話をしてみんな集まってどうかという機会を捉えて、白河の場合は世話人を作ってこれからいろんな相談業務とかやっていこう。いわゆる新しい浪江町の住民のコミュニティをつくっていかなくてはならないだろうということで、今、あしたですから、当然そういうボランティアの人とか何かでかなり浸透しています。

そういう仮設には自治会を作ってくださいとお願いしている。そういう意味ではやっぱり県外に埼玉でもどこでもいい。ある程度地域で世話人がやってくれる、ボランティアが世話してくれるのであれば、町に物、金をお願いしているわけではない。そういう催しがあって浪江の町民みんな集まるよと。その機会をやっぱり今後もするよという支援、ある意味そういう意味の県外の人々に対する支援ができないかどうか。この質問でありますから、この辺の考え方に、ひとつお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） まさにご指摘のとおり、人と人とのつながり、絆、それが今、大切な時期であると考えております。したがって、全国各地に避難されている方がやっぱりふるさとを思い、その思いをとにかく実現したく、いろんな企画をしながら、今後は絆を深めていきたいと考えています。

本当に、いろんな関東方面に行っている方でネットワークを作ろうという話も出ていることを認識しております。そういうことで、それを我々が行政として支援できるものは支援していくと考えております。まさに議員おただしのとおり、そういうネットワーク的なものに対して、行政が手を貸していくという方向付けに持っていきたいと考えます。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） その意識ひとつ大切にしていきたいと思えます。ボランティアだって、何年も続けられる体系ありません。今はお世話をしています、そういう場面設定がボランティアの人達がやってくれているうちに、やっぱり地域の連絡網を作って浪江町のコミュニティとして立ち上げさせる。そういう努力をひとつお願いしたいと思えます。

次に移ります。時間を見ながら、皆さん12時に終わりたいということなので。選挙です。町長選挙、きのう町長の意思表示もあったようであります。県議選、併せて町長選、月が経てばおそらく私どもの改選期にもやはり今回行われる選挙にのっかっておそらく、お友達で普通のとおり選挙戦ができれば、それは私どもも期待する

ところでありますが、そういうことも含めて伺うわけですが、この現況を踏まえればなかなか大変だろうと思います。

今、選挙管理委員会等でどういうことが想定されて議論されているのか。全体像がまだ掌握できないところもあるかとは思いますが、概略でも結構ですから、ここで教えていただければと思います。

○議長（吉田数博君） 浪江町選挙管理委員会書記長。

○浪江町選挙管理委員会書記長（根岸弘正君） 11月10日告示、11月20日投票ということで、今までですと浪江町は17投票区ということでやっておりました。ただ、今回につきましては、17投票区ではなく1つの投票区で行うということになるかと思えます。そのため、通常ですと1投票区1投票所ということでありますけれども、今回につきましては、1投票区1投票所というわけにはまいりません。ですので、その投票所の数をどれだけにするか。その投票所の設置場所をどこにするかという問題が出てまいります。また、それと合わせまして、期日前投票につきましても、あれは役場1カ所で行ってまいりましたが、これも数を増やさなければならないということで考えております。

さらに先ほど議員からありましたように、県外に7,300人、有権者がすべてはありませぬけれども、3分の1の有権者が出てくるということで、かなり不在者投票も大変だと言うことであります。

したがいまして、選挙の啓発であるとか投票の方法、居所の確認について、慎重を期しながらやっていきたいということで今準備を進めているというところでございます。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 今の段階で具体的なところまでは答えられないとも思いますので、ひとつこれ以上は時間もありませんのでやりますが、ひとつ万全を期して平等、公平、きちんと支障のないように選挙が行われるという態勢を今から準備をして行っていただきたい。

次に移ります。原発の損害賠償の町支援体制と現在の状況についてであります。先輩諸兄の質問の中にも難しすぎるとか今の東電の問題については触れられております。ある意味、私の思うところは交通事故で、全くひどい加害者とぶつかっちゃったなど。普通なら加害者が「すみません。こうしてやります」というわけですが、我々頭を下げて、「ああそうですか」なんてやっているような状況になるかと迷走してしましまして、いろいろありますが、いつ帰れるのか。いろいろな問題についてくるのは、次の前置きで不安感になりますから賠償の問題なんですね、出てくるのは。今わかる範囲で

結構であります、農業とか、商工業とかいろいろ賠償で最初に仮払とか何かで請求とかいろいろやっておりますが、全体像として掌握できる範囲で個人のどうのこうのは結構ですが、全体として今、どういう賠償請求関係とか、そういう動き、流れ教えていただきたい。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） お答えいたします。

まず商工業関係、250万円を限度とした請求でございますが、9月20日現在で請求件数が508件。これは商工会の会員だけではございません。非会員も入ります。請求金額が6億644万6,000円。これが現時点での請求額でございます。

それから農産物につきましては、現時点で請求した件数ですが、8月末で20件、9,586万円です。9月12日現在ですと一気に増えまして158件、1億4,172万4,000円の請求がなされております。これにつきましては、それぞれ農産物の損害賠償につきましては水稻、それから園芸とかそれぞれございますが、それもすべて現在9月15日まで集計はできているようでございます。細かい数省きますが、9月15日現在でのすべて畜産も含めましての請求額ですが、2億1,869万7,000円が家畜、その他をすべて含んだ請求額ということにつかまえております。

なお、漁業関係につきましては、数値については相馬双葉漁業協同組合のほうなのですが、こちらについては数字については明らかにしていただくことはできませんでしたのでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） この数字、まさにこれは請求と、東電との民事の中身でありますから、私はここで質問したいのは、やはり農業関係の請求書を作る行為。これ一つでも今回収率、私も農協の役員をやっておりますから、どんどん進めるということで今進めております。

しかしながら、ちょっと面倒くさいと今、高齢者になっていてなかなか出さない。本当に今20件とか30件とか、今出たのでは150件とかその程度で、浪江町の農家世帯数は二千いくらあるはずですよ。

ですから出してないところがまだまだあるわけです。私が一番懸念するのは東電もそうであります、難しいから面倒くさいから書かないということになってきますと、基本的にかんがりの金額が浪江町民に入っていない。そういうことが懸念されます。

したがって、これは行政がどこまでできるかということもあ

りますけれども、私ども、相談室を作ったときの思い、考え方をもう一度整理して、やはりそういう行為を進めるように努力する考え、そういう体制整備があるかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） お答えいたします。

農家の方については、非常に面倒だということで、ご指摘のように申し込みが少ないような状態でございますので、各サポートセンター、JAですね。それと我々行政のほうで会合がある毎にできるだけ早めに出していただきたいというような要請をどんどんしていきたいと思っておりますし、できれば町のお知らせ版等も使って、まだ出てきていない方は早めに出していただきたいというPRをしていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 私どもも、立場の中でそういう努力はいたしますが、一つ行政としても個人個人の原発に対する部分についても、難しいから書かないとか何かではなくて、やっぱり請求行為が第一歩だということをとらえて一つそれらへのご尽力を要請しておきます。

最後の質問であります。震災後6カ月を経過して、これも先輩諸兄の質問と重複するところありますけれども、切り口を変えて質問します。

原発、東電などいろんな思いが町長はじめ町民全員が持っております。最初の私どもの町に、さっき言いましたように東電からの連絡がどうだったとか、オフサイトセンターからの連絡がどうだったとか、いろんな場面、場面でそれぞれ判断があったわけです。

ここで私は判断という言葉を申し上げますが、どの場面でも、どんな過程でも、そのときそのときこの避難先、どっちに行くかこっちに行くか、そういう判断行為が必ずあるんです。町としてもそういういろんな記録が希薄にならないうちに、検証とまではいわなくても、きちんと検討していただきたい。その考えがあるかどうか。ここで誤解しないでください。時間の経過で列記したなんていうのを私は求めているわけではありません。必ずそこには結果として、あれをこうやっておけば良かったんだな。あれがこうだったら具合悪くなった。

例えば一例です。これはきついかもしれません。ただ先ほど、ヨウ素の問題もあります。それから放射線が高い所に逃げていたというような表現もありましたが、そのときに、私たちの町は、ガイガー計測器を持って行って計りましたか、前段に。そういう行為があ

ったかどうか。ちょっとそこだけ。ガイガー線量計をして避難指示であったかどうかそこだけ。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

今お尋ねのように、ガイガーカウンターについて調査はしません。特に、私もこの原災を受けてからいろいろ考えておりました。やはり県の原子力防災計画が、全く絵に描いた餅だったということが一つです。その絵に描いた餅だったという理由ですけれども、これはやはり情報開示をして、情報公開をしながら、どういうふうにいわゆる防災計画の対象地域に、伝達手段をどういうふうにしていくのか。それは電話、あるいはホットライン、そういう電子機器なんです。これらまさに停電とか何かによって全然動きがとれなくなってしまったということで、なんらかの伝達方法、手段、無線でもいいですし、そういうものが必要だったと考えています。そういうことで、県の防災計画の中で示されているように、10キロ圏、あるいは20キロ圏、そういうところに避難して行けという指示書がありましたので、私どもは、原発の事故が起きて、10キロ圏内あるいは20キロ圏内に出ていったというのが我々のとった軌跡だと思います。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 町長からそういう思いを語っていただきましたが、私がここで言いたいのは、やはりこういうときに緊急避難するマニュアルが多分あったのだらうと思います。その浪江町民の10キロ考えてどこに逃げようとか、何をどういう諸動作をするかというマニュアルがあったんだらうと思います。あったんですかと私はそこを最初に聞いておきます。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） その計画の件ですが、一応防災マニュアル上は10キロ圏はどこにあるのかとか各避難所、それは3キロ圏、5キロ圏、浪江には3キロ圏ございませませんが、こういう鉄筋の遮蔽が強いもの、防災計画上は避難所として指定しております。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 私はここで質問の趣旨としては、そういうことを踏まえてやっぱり皆さんあれだけ苦労したわけですから、あのときこうすれば良かった。それから先も言ったように計測器を持って行って計っておれば、また判断というのは変わってくる。そういうことを、みんなの今反省を記憶で、こうすればよかったという議論を今のうちにやって検証という形に、誰が悪かったとかそんなことを言っているわけではありません。ただ、そういう場面をちゃんと

行政の中でやる考え方があるかどうか。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 今、議員おただしのとおりでございますが、その件について、非常に大事であるということは認識しております。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 認識とやるかやらないかは別ですから。そういった点、もう一度確認しておきます。やるかやらないか、認識があるかないかを私は聞いているわけではありません、やるかやらないかです。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） まさに行動するかどうかの問題です。これはきちんと検証して、そして後世に教訓を与えるような形のものの資料を残していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） まさにそこをお願いしたんです。これは町民の声だと思ってください。岩手県の津波が常襲的で、100年ぐらい前の津波があったから、ここから下には家を建てるなど大きな石を置いたというの皆さんが見たでしょう。あれが後世に残すということなのだとは私は思っております。一つ、そういう思いで、この件については対応していかなくてはならない。

これで質問を終わりますが、最後に町長に一つ、全国に飛散しているまさに北海道から沖縄まで飛散している町民が、浪江町を何を考えて、どう行動するかというのは、テレビ、マスコミのメディアでしかわかりません。

したがいまして、その代表者であるトップリーダーの町長、テレビを通じてやっぱり元気良く、一生懸命笑顔も見せて、怒るときは怒っていいんですよ。これだけ苦労しているんだから、怒るときだってあると思うんです。やっぱり喜怒哀楽はつきりさせて、全国の浪江町民に、自分の町の町長はこういう考えで動いているんだと、次が見えるようにひとつ頑張っって欲しいと要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で5番、若月芳則君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のために午後1時30分まで休憩をいたします。

（午後 0時06分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 1時30分）

◇橋 爪 光 雄 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

9番、橋爪光雄君の質問を許可します。

9番。

[9番 橋爪光雄君登壇]

○9番（橋爪光雄君） 9番、公明党の橋爪光雄です。通告に従い、「住」環境について、心のケアについて、一問一答方式で質問します。

3月11日の大震災から6カ月。犠牲となった方々に改めて追悼の誠を捧げると共に、ご遺族並びに被災された皆様に心よりお見舞申し上げます。

「住」環境について質問いたします。

岩手、宮城、福島の3県では、大震災発生から1週間後、避難者の数は36万人余に達したとの報道がありました。浪江町民もプライバシーもない劣悪な避難所生活が長期間続き、体調を悪くする方、持病が悪化し入院する方も多く見られました。連日、行政の対応が求められる毎日でした。

その後、ホテル、旅館、ペンションなどでの避難生活に移り、家族と暮らせる町民の笑顔が見られました。国は、仮設住宅の建設に着工したが、政府の対応が遅いため、建設が遅れ、町民の入居が遅れた結果となりました。

26カ所の仮設住宅2,754戸が完成し、9月14日現在1,928戸に入居され、入居率は70.0%の進捗状況が行政報告されました。私も仮設住宅で暮らしている一人ですが、決して安心して暮らせる状況とは言えません。入居者に気配りされた良い面もあります。アサガオのつる性植物で窓を覆い、緑のカーテンが涼しさを感じられ、緑に癒されます。

仮設住宅に関しては、20番議員が質問されましたが重複しないように質問してまいりますので明解な答弁をお願いいたします。

雨が降れば雨漏れ。隙間風とほこりが室内に入り環境が悪くなる。風呂場の手すりが必要な場所に取り付けていない。今年の夏は暑さが厳しく、長時間は部屋に入っていられない状態です。

木造づくりの仮設住宅は、他の仮設住宅より過ごしやすかったと伺っております。出入口の踏み台は、合板を使用しており、雨の日はずべりやすく転倒した高齢者の方もいます。カーテンレールが落

下し、安心して眠れなかったとの報告も受けております。この場所は本宮市の仮設住宅です。

応急仮設住宅とはいえ、住環境の格差があります。入居者に対しての配慮が欠けているのが実態です。敷地には細石が敷いてあり、高齢者が押し車を押すことができず苦勞しております。雨が降れば水が溜まり、長靴を履かないと歩けない状態にあります。

今朝のテレビニュースによりますと、須賀川市の仮設住宅は床上浸水したとのことでした。排水設備がきちつとなっていれば、このようなことは防げたのではないかと思うところでございます。

厳しい工程での建設は理解するが、完成検査はどのように行われたのか。町はどのような対応をしたのか伺います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 仮設住宅の検査がどのように行われたかということでございますが、福島県が仮設住宅を提供するというところで、県の検査、その他にはその施工業者であるプレハブ協会であれば、プレハブ協会のほうでの検査という形になっております。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） 確かに県の対応で建設されたのは承知しております。

しかし、住むのは浪江町の住民であります。行政としては、入居者に関しても配慮をしっかりと行うという意味から、国に関してもきちつとやはり入居者が安心して住めるような仮設住宅づくりに対して、要望をきちつと伝えることができると思われます。この点について答弁を求めます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） いわゆるクレームと言われる件数は約150件ほどにのぼります。主なものは、馬場議員にも申し上げましたように、風除室の雨漏りと敷地については排水が悪いという部分でございます。

それで、再三にわたり要望をしてきたところでありますが、通路のシルバーカーを利用する部分については、舗装をするという回答をいただいておりますが、まだ26カ所中8カ所しか工程の中では示されておりません。これからも根気強く、粘り強く要望していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） 事例では、不具合の中でカーテンレールが就寝中に落下して、実は顔に当たる寸前だったという状況です。これは、どんなに厳しい工程の中での建設とはいえ、検査時においてあるい

は完成時においてきちんと点検確認チェックしていれば、このようなことは絶対あり得ないんです。たまたまけがをしなかったから良かったと思いますけれども、けがをしたらどうしますか。この責任はどこにありますか。こういったことを、よく深刻な事態だということをよく認識して、県に対してこの中身を伝えてもらいたいと思います。

このことにおいて答弁を求めます。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） カーテンレールが顔に当たってしまったと。大変申し訳なく思っております。

それと昨日の台風15号の関係の要望としてございますので、一応取りまとめた中で県に要望してまいります。

顔のカーテンレールというのは強く申し入れていきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） これは口頭ではなくて、直に文書でこのようなことが起きたということで、早急に県に申し入れしてもらいたいです。

それから、保守・点検ですけれども、仮設住宅の不具合とか、問題等が発生した時には、すぐ対応して入居者に対して不安を与えてはならない。しっかりとした対応をとっていただきたいと思えます。

定期的に仮設住宅を訪問し、入居者の声を聞くことが必要なんです。住宅の保守・点検についてどのように取り組みをするのか、伺います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 仮設住宅、なにぶん26カ所にわたっております。それを今の体制の中で巡回するということは、なかなか困難という部分で考えております。

その中で、前から答弁にありますような生活支援員からの情報等を集めまして、対応をしていくというように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） これも整理が大変だと思います。26カ所の仮設住宅入居者の声を聞いて即対応できるかと。重要な中身でありますので、どうかスケジュールを立てて、今月はどここの仮設住宅を訪問するとして点検パトロールすれば、26カ所全般の仮設住宅に関して、きちっとした対応ができることは間違いありません。スケジュールを組んでの取り組みについて、もう一度お答え願います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 仮設住宅の所在町、市については、それぞれ出張所がございます。そういう中でそれぞれ自治会をつくっていただきますので、情報としてはいろんな形で集まるかと思えます。

その中で、それぞれの要望に対して検討を加えたり、現場に行つて確認するという事は、出張所との相談になるかと思えます。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） 満足いくような答弁ではございませんね。要は担当班として、やはりそれは責任をもってまずスケジュールを立てて、行動するという事は大事なことです。

その上で出張所がある地域、自治会も立ち上がってきたところですが、情報がスムーズに入らないのが実態だと思います。

ですから、まず担当班で行動するというところからはじまらないと、入居者に対しても対応が遅れてしまうという結果になりますので、どうかしっかりとした体制で取り組んでもらいたいと思えます。要望といたします。

結果として、県の対応が遅いということでいろんな不具合が生じているのは事実であります。しからば、県の対応が遅ければ、町独自の対応をするべきと思えますけれども、このことについて答弁願います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 仮設住宅の管理について、また詳細について県のほうと、どこまで管理するのかという部分が決まっていない部分がございます。決まり次第管理するような形になるかと思えます。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） 実は、集会所とか談話室が各集会所には設置されております。身障者の方は、スロープもあり、トイレにも何とか車イスで入って使用することはできます。

しかし、仮設住宅はもちろん出入り口は段差が多く、車イスで入れないようなトイレになっております。あまりにも身障者に対しての配慮がなされていないのが実態です。こういったところまで、しっかりと県に要望するという事で取り組んでもらいたいと思えます。ここについても答弁を求めます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 身障者の仮設住宅利用については、個別の部屋という部分で県に対して要望し、一部手すり等の設置とか、一部入っているケースもございます。

- 議長（吉田数博君） 9番。
- 9番（橋爪光雄君） 現在、身障者の方、どのような所で住まれて生活をしておりますか。答弁願います。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。
- 建設課長（原 芳美君） 1つ例を上げますと、二本松市で申し上げますと、建設技術学院跡の仮設住宅がございます。
- 議長（吉田数博君） 9番。
- 9番（橋爪光雄君） 26カ所の仮設住宅の中で、建設技術学院学校跡地の仮設住宅は、身障者が今入られて暮らしていると。この中で特に問題とか支障は出ておりませんか。答弁願います。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。
- 建設課長（原 芳美君） その方は、車イスの生活でございます。要望があった点については、お風呂のシャワーをシングルレバーにしてほしいという部分がありました。
- 議長（吉田数博君） 9番。
- 9番（橋爪光雄君） 担当課長のお話では、町としてはしっかりと取り組んでいる最中だということで、誠意に対しては私も理解いたします。しかし、まだまだ不十分ですので、県に対してはしっかりとした要望、これも迅速に時間をおかないで対応してもらいたいと思います。この点についても要望です。よろしくお願ひします。
- 次に、心のケアについて質問いたします。
- 1995年の阪神・淡路大震災では、仮設住宅で233人の「孤独死」があったとの報道がされております。当町の独居世帯はどのくらいあるのか伺います。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長兼津島診療所事務長。
- 健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 当方で把握している独居世帯につきましては、約700人前後と確認しております。
- 議長（吉田数博君） 9番。
- 9番（橋爪光雄君） 700人前後、非常に多い数ですね。この状態をどのように対応されておりますか。答弁願います。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長兼津島診療所事務長。
- 健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 現在、保健師それから看護師による巡回相談を行っております。
- その上で健康上問題ない方につきましても、かならず声かけをするようにして、今保健師や看護師が巡回相談にあたっている現状でございます。
- 議長（吉田数博君） 9番。
- 9番（橋爪光雄君） 700名前後の独居者に対して大変な作業だと思

いますけれども、どうかあたたかな、こまめな親切な対応を続けていくことが、孤独という深刻な事態から抜け出し、安心して暮らせるようになりますので、引き続き誠意ある行動を求めたいと思います。

これについてももう一度お答え願います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 対話が当然孤独死を防ぐための手段としては、これは一番効果があると考えております。

話の中で、精神的に心のケアが必要だと感じた場合におきましては、精神保健師等の専門職、そういう方に相談を持ちかけて、定期的な訪問でもって心のケアに努めておるといことでございます。

今後も、こういった訪問については、週1回、週2回、努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） 次に、父親、母親のいずれかが死亡、行方不明になった「震災遺児」、両親ともに失った「孤児」はどのぐらいいるのか、またどのような対応をされているのか伺います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 1時57分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 1時57分）

○議長（吉田数博君） 執行部側として質問の内容が把握していないといことでございますので、ひとつ別な質問に変えてください。

9番。

○9番（橋爪光雄君） 関連の中身ということで質問をさせていただきましたので、執行部に伝わっていないことに関しては反省いたします。

質問を続けます。長期間の避難生活と仮設住宅暮らしで孤独となる方が少なくありません。孤独を防ぐためにはみんなで声を掛け合うことが必要です。訪問、対話されていると伺っておりますけれども、どのような取り組みをし、どのような結果になっているのか伺います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 仮設住宅等の巡回相談につきましては、当町の保健師以外に臨時看護師、それから他

県からの保健師の協力を得まして1チーム2名で、3、4チーム体制で相談にあたっております。その中身でございますが、相談者がゆっくり話ができること。それから高齢者や独居世帯の訪問を、先ほど話しましたように頻回することが当然必要だということで考えております。当然精神面でのケア、孤独死の予防に3、4チームの体制で相談的にあたっておりますので、予防につながっているものと考えております。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） ここに持って来ましたけれども、政府広報誌として「仮設住宅暮らしの手引き」ということで、このような雑誌をいただいております。これは仮設住宅全戸に配布されておりますか、お伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 9番、通告書にそのことが記載されていないということで、答弁者が準備されていないということです。

9番。

○9番（橋爪光雄君） この冊子については、わかる範囲であとまた伺います。

施設の活用について質問をいたします。仮設住宅内に集会所、談話室が設置されておりますが、まず利用活用について伺います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 仮設の施設の活用についてでございますが、現在、桑折町、二本松市、本宮市の仮設住宅内にデイサービス、それからグループホームの設置の準備を今現在行っております。

福島市につきましては、県のほうで9月議会において補正予算で上げているということでございますので、福島市のほうについては、若干施設の工事についてかかるのかと考えております。

このサポートセンターの施設の利用でございますが、デイサービスばかりではなくて未就学児の預かり、それから放課後の児童預かり等の事業も行うような予定になっております。

事業所につきましては、社会福祉法人の博文分会、それから特定非営利活動法人J I Nが事業提供を行う予定になっております。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） 仮設住宅の集会所、談話室は、入居者が常に使えるようなそんなスペースに私は活用したいと思います。狭い部屋に閉じこもって孤独という状態になる方が多くなるとは大変なことになります。ですから集会所、談話室に集まって、いろいろ町民同士が集まって会話して交流できる場にするべきだと思っております。

す。このことについて行政はどのようにお考えかお答え願います。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは、仮設住宅の集会所並びに談話室の活用についてお答えを申し上げます。

その地区の仮設住宅の中の人々の当然自治会での利用はもちろんのこと、住民同士のコミュニティーづくりということでの活用が大変期待されている施設と思います。

その中ではサロンの活動とか、健康体操とか健康相談、あとはいろいろなイベントなどもできるかと思えます。そういう中で活用していただきたいと考えております。

なお、開放につきましては、自治会が出来次第、出来たところには自治会長のほうに鍵をお渡しして、開放するという状況となっております。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） 今、明解な答弁いただきまして、実はほっとしております。

やはり、仮設住宅ごとに集会所、談話室があるわけですから、これはフルに活用して元気な町民になっていただくために、本当にいろんな形を募ってやれることがベストだと思います。明解な答弁ありがとうございました。

それから、町民が地域の方とふれあい、絆を深めるためには、やはり公共施設、民間施設を利用して、大勢の人と交流し会話できるような場を設けることも一つの方策かと思っております。

そのような地域との交流をする場を設ける計画はあるのかどうか。公共施設、民間施設を利用した交流の場を設けることについて、伺いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

町長の行政報告でも申し上げましたが、一つの例として盆踊り大会ということを実施しております。

それは、二本松市の夏まつりと一緒になったイベント、岳温泉のイベントという中で地域等と交流を深めながら、そこの中で浪江町民も一緒に参加して強い絆をつくっていただくということで進めておりまして、機会をとらえてそういうことを設けて深めております。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） 施設の活動については、こまめな取り組みをして常に活動してもらおう。町民が元気になっていただくという目的で、どうか積極的な取り組みを今後もしていただきたいと思えます。

予定の質問はすべて終わりましたので、以上で質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で9番、橋爪光雄君の一般質問を終わります。

通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

◎認定第1号から議案第57号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。日程第2、認定第1号から日程第17、議案第57号まで一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって日程第2、認定第1号から日程第17、議案第57号までを一括議題といたします。

日程第2、認定第1号 決算の認定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第1号 決算の認定についてご説明をいたします。

本案は、平成22年度浪江町一般会計をはじめ10の特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

一般会計においては、国による経済対策交付金を活用した地域スポーツセンター建設事業を始め、小中学校太陽光発電施設整備事業、地域情報通信基盤整備事業や、携帯電話基地局整備事業、町営住宅建設事業など20億円を超える公共施設整備事業に取り組みました。

しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災、翌日の原発事故による全町避難により、多くの事業で完了することができず、多額の収入未済、事業繰越が発生いたしました。

そのため、歳入・歳出決算額とも前年度を上回ったものの、実質収支、実質単年度収支とも、前年度を大きく下回りました。

また、経常収支比率及び実質公債費比率についても、震災等の影響により町債の償還を猶予いただいたこと等により、前年度を下回る値となっております。

このように、震災等の影響により、決算における計数が大きく増減しておりますので、ご了承をお願いいたします。

その他10の特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保しております。

なお、決算の認定を求めるにあたり、監査委員の審査を受けまし

たので、その意見書及び関係書類を併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明は会計ごとに行います。

平成22年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 平成22年度主要な施策の成果によりご説明を申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算であります。まず普通会計のうち、一般会計につきましては、予算現額は各1億8,251万2千円、歳入決算額94億8,822万6,000円、対予算費93.2%、歳出決算額88億3,388万円、対予算費86.8%、歳入歳出差引残高は6億5,434万6,000円であります。

以下、文化及びスポーツ振興育成事業特別会計から、その他会計につきましては、それぞれの担当課よりご説明を申し上げます。

普通会計、事業会計、その他の会計の総額は予算現額151億2,637万3,000円、歳入決算額143億7,999万5,000円、対予算比95.1%、歳出決算額135億1,030万3,000円、対予算比89.3%、歳入歳出差引残高は8億6,969万2,000円であり、すべての会計において黒字決算となったところであります。

次のページになります。1. 決算及び決算収支の状況であります。歳入総額94億8,822万6,000円、増減率16.7%の増であります。歳出総額は88億3,388万円、増減率15.7%の増であります。歳入歳出差引額、形式収支になります。6億5,434万6,000円の黒字となっております。翌年度へ繰り越すべき財源4億4,284万4,000円を差し引いた実質収支は2億1,150万2,000円の黒字であります。

また、実質収支から前年度の実質収支3億5,044万5,000円を差し引いた単年度収支では1億3,894万3,000円の赤字となったところがあります。

さらに、単年度収支、財政調整基金への積立金2億8,347万2,000円を加え、財政調整基金取崩額8,157万2,000円を差し引いた実質単年度収支では6,295万7,000円の黒字となったところがあります。

5ページをお開きいただきたいと思います。全町避難により多くの事業において年度内に完了することができず、翌年度へ繰り越すこととなった繰越事業状況であります。継続費の通次繰越が1事業、繰越明許費による繰越事業が7事業、事故繰越によるもの35事業、計43事業が翌年度への繰越事業となり、繰越額合計は9億1,365万4,000円となり、その財源として未収入特定財源が4億

7,081万円、繰越事業繰越金が4億4,284万4,000円を財源として翌年度へ繰り越しとなります。

次に、歳入の状況、6ページになります。歳入の主なものについてのご説明を申し上げます。町税は決算額19億1,786万3,000円、対前年度比6.0%の減となっております。これは町民税3月特別徴収分及び徴収業務不能等による減収が大きな要因となっております。

地方譲与税は1億4,879万3,000円、前年度比2.8%の減であります。

地方消費税交付金は1億8,074万1,000円、前年比0.2%の減であります。

地方交付税は26億6,581万円、前年度比8.1%増であります。増減額で2億15万5,000円の増額となったものであります。増額の内訳は、普通交付税で1億6,621万4,000円の増、特別交付税が3,404万1,000円の増となりました。

国庫支出金が23億1,510万5,000円、前年度比153.8%の増であります。これは公共投資臨時交付金、安全・安心な学校づくり交付金等の交付によるものであります。

県支出金は6億3,699万9,000円、前年度比10.5%の減であります。これは繰越事業財源の二種等分によるものが主なものであります。

繰入金は、1億7,868万6,000円、前年度比36.6%の減であります。財政調整基金等からの繰入金の減によるものであります。

諸収入は1億9,436万1,000円、前年度比5.1%の減であります。貸付金元利収入の未収等による減であります。

町債は4億9,169万1,000円、前年度比20.8%の減であります。これは津島保育所建設事業の終了と借入対象事業の減によるものであります。

歳入合計では94億8,822万6,000円となり、前年度比16.7%の増となっております。

次に、7ページの財源の構成であります。

まず、使途が特定されない一般財源についてであります。決算額の合計は62億9,145万3,000円、歳入合計に対する割合は66.3%、増減率で3.2%の増であります。増額となった主なものは地方交付税、繰越金、町債等であり、減額となったものは、町税、国庫支出金等であります。

次に、使途が特定される特定財源の合計は31億9,677万3,000円、歳入合計に対する割合は33.7%、増減率57.3%の増減であります。増額となった主なものは、国庫支出金、繰越金となり、減額となったものは、県支出金、町債等であります。

その下の段であります。自主財源と国庫依存財源であります。

自主財源の合計は29億7,777万4,000円、歳入合計に対する割合は31.4%、対前年比1.3%の減となっております。これは町税繰入金等の減によるものであります。

国庫依存財源の合計は、65億1,045万2,000円、歳入合計に対する割合は68.6%、対前年度比27.3%増となっております。これは地方交付税国庫支出金の増によるものであります。

次に、9ページの第4表町税の状況についてであります。町民税決算額が7億3,983万3,000円と増減額で1億2,288万9,000円、増減率で14.2%減となっております。これは3月分の未収等の関係でございます。

次に、10ページをお開きください。歳出の状況であります。目的別歳出の状況でありますけれども、まず主な款によってご説明を申し上げます。

総務費であります。総務費の決算額は12億5,675万1,000円、対前年度比は15.6%の減であります。これは定額給付金給付事業の終了等によるものであります。

民生費の決算額は19億4,496万1,000円、対前年度比1.3%の増であります。これは子ども手当の支給等による増であります。

農林水産業費は5億1,721万円、対前年度比22.2%の減であります。これは国営請戸川土地改良負担金、町単農地事業減額によるものであります。

土木費は8億3,654万2,000円、対前年度比10.2%の減であります。これは、常磐道地方協力負担金及び町単道路改良事業等の減によるものであります。

教育費では24億2,562万1,000円、対前年度比216.3%の増であります。これは地域スポーツセンター建設事業や小・中学校太陽光発電施設整備事業の実施によるものであります。

公債費は5億8,610万9,000円、対前年度比23.1%の減であります。これは、いままで高利率の地方債の繰上償還等を行ってきたこと及び県振興基金の償還延期等によるものであります。

次に、12ページになります。歳出の性質別決算額であります。

義務的経費であります。義務的経費の決算額は27億9,524万5,000円、構成比31.6%、対前年度比2.3%の増であります。これは人件費、公債費において減少したものの、扶助費において子ども手当の増額等に総体的に増加したものであります。

投資的経費につきましては、決算額23億7,685万円、構成比26.9%となり、対前年度比132.0%の増であります。これは津島保育所

建設事業の完了や常磐道地方協力負担金の減があったものの、地域スポーツセンター建設、小・中学校太陽光発電施設整備事業及び町営住宅建設実施などによる増となったものであります。

その他の経費につきましては、決算額36億6,178万5,000円、構成比41.5%となり、対前年度比は5.6%の減であります。物件費においては小・中学校地上デジタルテレビ、パソコン購入事業終了等により10.2%、補助費等が定額給付金の事業終了等により22.5%それぞれ減となったことが主な要因であります。

なお、これらの詳細につきましては、次のページの性質別歳出の状況その2のとおりであります。

次に、15ページになります。財政構造に係る指数等であります。

まず、経常収支比率であります。これは財政構造の弾力性を表す比率であります。前年度2.8ポイント下回り、80.0%となりました。これは震災等の影響により、県振興基金貸付金等の償還が繰り越しとなり、公債費が減少したことや普通交付税及び臨時財政対策債と一般財源の増加が主な要因であります。

次に、標準財政規模であります。これは浪江町が合理的かつ妥当な水準において行政を行うための標準的な一般財源の規模を示すものであります。53億496万9,000円、前年度と比べ1億7,919万8,000円の増額となっております。財政力指数につきましては0.45と前年度を0.02ポイント下回っております。財政調整基金残高は10億9,516万1,000円で2億190万円の増額となりました。

翌年度財政負担額、地方債残高と債務負担行為額と合計になりますが70億1,300万6,000円、前年度より2億5,011万6,000円減少しております。内訳としましては、地方債現在高は60億8,968万4,000円、前年度より664万9,000円の増、債務負担行為による翌年度以降の支出予定額は、9億2,332万2,000円で2億5,676万5,000円の減となっております。

次に、16ページの健全化判断比率の状況についてであります。財政健全度を判断する指標である4つの健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、前年度同様算出されませんでした。

実質公債比率については16.5%となり、前年度より2.4ポイント改善されたところであります。これは、県振興基金貸付金の償還繰越、普通交付税及び臨時財政対策債の増加により分母が増加したことが要因であります。

なお、県振興基金貸付金の元利償還金は1億260万5,000円で、これを年度内に償還した場合の実質公債費比率は17.2%と算出され、

地方債発行の許可基準である18.0%を下回ることとなります。

将来負担比率は93.2%で10.0ポイント下回っており、これにより4つの健全化比率すべてにおいて、早期健全化基準以下となったところであります。

公営企業資金不足比率においても、すべての公営企業会計において算出はされませんでした。

次に、17ページの第9表、地方債現在高の状況であります。各区分ごとの状況となっております。

地方債の合計は、平成21年度末現在高は60億8,303万5,000円、平成22年度発行額は4億9,169万1,000円、平成22年度の元利償還金は4億8,504万2,000円。差引現在高、平成22年度末であります。60億8,968万4,000円となっております。借入れ先別では政府資金が39億1,452万2,000円、その他の金融機関が21億7,516万2,000円となっております。

次に、18ページの第10表地方債の借入先別及び利率別現在高の状況につきましては、平成22年度末の地方債現在高、Dの欄であります。財務省が25億7,143万3,000円、日本郵政が13億4,309万1,000円、地方公共団体金融機構6億4,284万5,000円、市中銀行6億6,397万7,000円、その他金融機関4億7,056万7,000円、福島県3億9,813万1,000円、合計60億8,968万4,000円であります。なお、利率別内訳は記載のとおりであります。

次に、20ページの債務負担行為の状況であります。債務負担行為の主なものは、国営請戸川土地改良事業に伴う負担金及び県営請戸川土地改良事業に対する補助金でありまして、平成23年度以降の債務負担行為による支出予定額は9億2,332万2,000円であります。

第11-2表、双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況であります。総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費のもろもろの負担金の支出額合計は7億23万4,000円であり、衛生費、し尿処理費にかかる負担金の増により、6,084万3,000円の増となっております。

次に22ページ、第12表基金の状況であります。一般会計分、財政調整基金ほか9基金の平成22年度現在高は、16億6,882万円となっております。特別会計を含めた14の積立金の積立基金の平成22年度現在高は、17億3,759万3,000円あります。また、定額運用基金の状況であります。4基金の平成22年度末現在高は4億9,812万円あります。

なお、今回原発事故による全町避難のために、各款の主要な事業内容説明、貸借対照表等については、添付することができませんでした。決算の概要報告のみになることについて、ご理解とご了承を

お願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成22年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） 皆様のほうにお配りしました特別会計決算状況から説明をさせていただきます。1ページのほうお開きいただきたいと思っております。

歳入の主なものから説明いたします。繰入金225万7,000円、計228万8,868円でございます。

歳出の主なものにつきましては、助成費194万6,000円であります。計197万8,658円でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成22年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは、平成22年度浪江町国民健康保険事業特別会計決算状況でもって同じく報告させていただきます。

平成22年度の国保世帯数は3,412世帯でございます。総部分の43%を締めております。被保険者数は6,452名でございます。29%の加入率でございます。1人当たりの保険給付につきましては24万1,954円、前年度より2万4,639円の増となりました。

歳入の部分でございますが、合計で24億932万5,034円。歳出で23億2,614万1,162円でございます。差し引きますと8,318万4,000円の黒字決算でございます。

○議長（吉田数博君） 次に、平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、津島診療所事務長。

○津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは、2ページをお開き願ひます。平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計決算状況に基づいてご説明申し上げます。

平成22年度受診件数6,627件、延べ人数で申し上げますと1万452名の患者数になりました。前年と比較しますと662人の増加になっております。

また、大原病院からの研修医6名を受け入れまして、へき地診療健診を行っております。

決算額でございますが、合計で1億711万5,053円、歳出では1億1,461万4,175円、差し引きますと250万円の黒字決算でございます。

○議長（吉田数博君） 次に、平成22年度浪江町老人保健特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは、浪江町老人保健特別会計決算について説明を申し上げます。

この会計につきましては、平成20年度から後期高齢者医療に変わりました。老人保健特別会計につきましては、今回は暫定的な決算になっているところがございます。

決算の中身でございますが、国、県それから町の償還金が主なものでございまして、平成23年度につきましては、一般会計に予算を見込んでおります。

○議長（吉田数博君） 次に、平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、上下水道課長。

○上下水道課長（星 光美君） それでは、平成22年度浪江町公共下水道特別会計の予算状況を報告したいと思います。

まず分担金及び負担金ですが1,381万2,860円、前年度比で42.7%減、これは賦課額の減によるものでございます。使用料及び手数料1億2,780万6,510円でございます。国庫支出金239万2,000円、昨年比98.7%減、これは工事の事故繰越しによるものでございます。県支出金0、これも昨年度減少しました。これも同様の理由でございます。繰入金が3億3,384万9,000円です。繰越金が2,735万1,987円。町債が1億410万円、昨年にして78.4%の減、これは工事費用の減と起債の借り換えの終了ということが主な減でございます。合計で6億974万4,820円でございます。

歳出について、公共下水道事業費2億3,053万5,722円、公債費3億2,380万1,855円ということで、支出合計で5億5,434万4,577円となっております。

○議長（吉田数博君） 次に、平成22年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは、平成22年度浪江町工業団地造成事業特別会計決算状況についてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。主なものは繰越金でございまして603万8,309円、合計で603万8,974円となっております。

歳出はありませんでした。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成22年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、上下水道課長。

- 上下水道課長（星光美君）** それでは、農業集落排水事業特別会計の決算状況を報告いたします。

歳入のほうの合計で5,480万4,914円。歳出の事業費でございますが、合計で4,350万843円となっております。よろしく願いいたします。

- 議長（吉田数博君）** 次に、平成22年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、健康保険課長兼津島診療所事務長。

- 健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君）** それでは、平成22年度浪江町介護保険事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

平成22年度の要介護、要支援の認定者数は911名でございます。前年度と比較いたしますと、9名の増加となりました。決算額でございますが、歳入で15億1,431万2,267円、歳出で14億6,472万8,561円でございます。4,958万3,000円の黒字決算となっております。

- 議長（吉田数博君）** 次に、平成22年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、総務課長。

- 総務課長（根岸弘正君）** それでは、4ページになります。浪江町財産区管理事業特別会計であります。津島財産区、苅野財産区の決算状況の内容であります。

平成22年度歳入決算額が624万8,843円、増減率で3.6%の減になります。

歳出では、17万9,353円、前年度24.1%の減額となっております。よろしく願いいたします。

- 議長（吉田数博君）** 次に、平成22年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、健康保険課長兼津島診療所事務長。

- 健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君）** 平成22年度浪江町後期高齢者医療特別会計決算状況をご説明申し上げます。

この会計でございますが、事業に関しては、広域連合が主体となって行っておりまして、町から広域連合へのスルー予算になっております。決算につきましては、表のとおりでございます。歳入が1億6,987万922円、歳出で1億6,892万7,783円でございます。

- 議長（吉田数博君）** 日程第3、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成22年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では、総収益3億5,952万8,000円、総費用2億9,342万9,000円となり、税抜きの当年度純利益では5,348万6,000円となりました。

次に、資本勘定では、収入総額2,608万9,000円、支出総額1億8,747万6,000円で、1億6,138万7,000円の不足額が生じましたが、内部留保資金等の取り崩しにより、補てんしたところであります。

詳細については、上下水道課長より説明をいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、上下水道課長。

○上下水道課長（星 光美君） それでは、平成22年度浪江町水道事業会計決算書を説明いたします。3ページをお開き願います。

（1）総括事項（ア）給水状況になりますが、総配水量は震災の影響により不明でございます。総配水量は3月31日現在の水量をあげることとなっており、こういう表示になります。有収水量につきましては179万5,942立方メートル、対前年度比1.8%の増となっております。

詳細につきましては、8ページに記載してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、（イ）工事状況であります。道路改良工事に伴う配水管布設替工事が2件、常磐自動車道建設に伴う配水管布設替工事が5件、緊急地方道路整備に伴う配水管布設替工事1件、石綿管改修による配水管布設替工事6件、下水道工事に伴う配水管布設替工事1件、宅地分譲に伴う配水管布設替工事2件、他に受託工事3件、維持補修といたしまして、漏水等の修繕工事が35件実施しております。また、給水工事は116件になってございます。

詳細につきましては5ページから7ページに記載がありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、（ウ）財政状況でございますが、10ページをお開きいただきたいと思っております。

（2）事業収入に関する事項では、決算額3億5,952万8,186円で、対前年比で294万8,970円、0.8%の増となったところでございます。

主な要因であります。給水収益で602万6,543円、1.8%の増、加入金で135万9,750円、16.6%の増、その他の営業収益では114万3,425円、33.6%の減となります。

次に、11ページの（3）事業費に関する事項であります。決算額2億9,342万8,981円、対前年比758万6,238円、2.5%の減でございます。

ます。主な要因であります。総係費で530万5,795円、11.6%の減となっております。

よって、事業収入3億5,952万8,186円から事業費の2億9,352万8,981円を差し引きますと6,609万9,205円となりますが、これは税込みの収入であります。

次に、14ページから15ページをお開き願います。水道事業決算報告書でありまして、収益的収入及び支出予算に対する決算の状況であります。内容につきましては、ただいま報告したとおりでございます。

次に、16ページから17ページをお開き願います。資本的収入及び支出の報告書であります。資本的収入決算額2,608万9,236円、支出が1億8,747万6,345円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する金額1億6,138万7,109円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額537万3,900円。

当年度損益勘定留保資金1億487万152円、建設改良積立金取崩金3,651万8,612円、減債積立金取崩金1,462万4,445円を補てんしたところでございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思っております。損益計算書でございますが、当年度の純利益につきましては、6,070万2,089円となったところでございます。

次に、20ページをお開きいただきたいと思っております。中段から下でございますが、剰余金処分計算書(案)でございますが、平成22年度純利益6,070万2,089円のうち310万円を減債積立金、建設改良積立金5,760万2,089円をそれぞれ積み立てるためでございます。

次に移りまして、21、22ページ、貸借対照表でございます。資産状況及び負債、資本の状況が記載されております。ご覧いただきたいと思っております。

24ページをお開きいただきたいと思っております。これは参考資料でございます。収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、資本的収入明細書の順にそれぞれ28ページに。企業債につきましては29ページに記載しておりますが、平成22年度末の未償還残金残高は13億1,991万1,549円であります。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長(吉田数博君) ここで、浪江町監査委員から決算審査の結果報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員(山内清隆君) それでは平成22年度浪江町一般会計、特別会計、水道事業会計、決算審査等意見書をご覧いただきたいと

思います。

次のページをお開きください。23浪監第4号、平成23年9月15日、浪江町監査委員、山内清隆、同鈴木辰行が、浪江町長宛、地方自治法第233条第2項の規定により、平成22年浪江町歳入歳出決算、証書類その他政令で定める書類及び同法第241条第5項の規定により、平成22年度基金運用状況並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度健全化判断比率及び平成22年度資金不足比率について、審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

次のページをお開き下さい。1ページになります。平成22年浪江町歳入歳出決算審査意見書についてご説明を申し上げます。

1、審査の対象。浪江町一般会計歳入歳出決算書他10特別会計を審査いたしました。

2、審査の期間。平成23年8月23日から平成23年8月26日まで行いました。

3、審査の方法。審査に付された決算書等に基づき、各課により関係書類の提出、閲覧を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果も参考として、計数の確認照合を行い、かつ予算の執行状況について審査を行いました。

4、審査の結果。

一般会計をはじめ特別会計の審査に付された決算書等による決算は、関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は、関係書類といずれも符合し正確なことが認められた。

平成22年度の決算は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により町自体が被災し、年度末から出納整理期間、決算の調整時期においても、災害対応に追われ困難を極めるなか作成されたが、歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の執行及びその成果は、震災の影響を大きく受けた計数となった。

次に、決算から見た予算の執行状況について、以下各会計毎にその意見を記述しております。

次に、2ページをお開きください。総括ですが、財政収支の状況を表したものです。

一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額143億7,999万5,000円、前年比6.9%増です。歳出総額135億1,030万3,000円、前年比5.8%の増であります。形式収支は8億6,969万2,000円の黒字決算となりました。

各会計の形式収支は、一般会計では6億5,434万6,000円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業会計ほか9会計の合計は2

億1,534万6,000円となり、各会計とも黒字決算となりました。

また一般会計では、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支2億1,150万2,000円から前年度実質収支を差し引いた額に、黒字要素である財政調整基金積立金を加え、積立金取崩し額を差し引いた実質単年度収支は6,295万7,000円の黒字となりました。

一方、特別会計全体での単年度収支は、1,144万2,000円の赤字となりました。

その内訳は次表ありますので、ご覧いただきたいと思えます。

3ページになります。繰越額の状況ですが、当初から繰り越しを予定していた繰越明許事業と併せて、東日本大震災の影響により事業の継続が困難となり、年度内に完了することが出来ず翌年度へ繰り越す事業は、一般会計では43事業9億1,365万4,000円、特別会計では7事業1億1,767万2,000円となり、その内訳は以下のとおりでありますので見ていただきたいと思えます。

次に、4ページをお開きください。これは平成22年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算、それから執行状況が記載されてございますのでご覧いただきたいと思えます。

6ページをお開きください。これは一般会計でございます。予算決算の概要を申し上げます。最終予算現額は、当初予算71億3,000万円に補正予算額4億7,547万6,000円を増額し、前年度からの繰越明許費25億7,703万6,000円を合わせた101億8,251万2,000円となった。決算収支は、歳入歳出差引額が6億5,434万6,000円となったが、翌年度へ繰り越すべき財源4億4,284万4,000円を差し引いた実質収支は2億1,150万2,000円となっております。

明細については次のページでご説明申し上げます。

次に、財政構造を分析した指数等は次表のとおりであります。表の説明を申し上げます。

財政構造に係る指数等の状況を見ると、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率が前年度より2.8ポイント減少しております。実質公債費比率は前年度より2.4ポイント減少し16.5%となっている。

これは、震災の影響により、県振興基金貸付金の償還が繰り越しとなり公債費が減少したことや、普通交付税及び臨時財政対策債の増加が主な要因である。

実質公債費比率は、地方債の発行許可の基準である18.0%を下回っており、今後とも地方債の適正な借入を進める必要があるが、震災により税収が見込めない状況においては、町民の安心、安全な生

活に必要な行政サービスを提供する財源として、歳入欠陥債や減税補てん債等の借入の検討もせざるを得ないと考えられます。

次に、7ページをお開きください。

歳入になります。一般会計の歳入決算額は、94億8,822万6,369円であり、前年度決算額に比較して13億5,761万9,692円、16.7%の増加となっております。主なものは以下のとおりであります。

次に、調定額に対する収入率ですが、88.7%であります。8.3ポイントの減少となっております。

次に、収入未済額は11億9,853万130円で、前年度収入未済額2億3,050万9,087円に比較して9億6,802万1,043円、419.9%増加している。これは震災の影響により、事業等が中断し実績報告や精算事務が未了であったことや、年度末及び出納整理期間の収納事務が滞ったことによるものであります。内訳は以下のとおりであります。

次に、不納欠損額であります。1,544万8,780円で前年度不納欠損額2,432万8,342円に比較して887万9,562円、36.5%の減少となっております。これは震災の影響により時効処分のみを行ったということでございます。内訳は以下のとおりであります。

以上が歳入の概況ですが、以下簡潔に8ページから24ページまで状況を記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

25ページをお開きください。歳出になります。一般会計の歳出決算額は、88億3,387万9,940円であり、前年度決算額に比較して11億9,729万9,478円、15.7%の増加となります。

増加率の高い主なものは以下のとおりであります。一方、減少率の高いものは以下のとおりであります。

次に、目的別歳出決算額の構成比で高いものは以下のとおりであります。

次に、本年度決算における翌年度繰越額9億1,365万3,501円となっております。これは当初から繰り越しを予定していた繰越明許費と、あわせて震災の影響により多くの事業が中断し、翌年度へ繰り越しとなったことによるものでございます。

不用額、4億3,497万8,954円で、予算減額に対する割合は4.3%であります。

予算執行率は86.8%と前年度13.2ポイント上回っております。これは震災の影響により、事業繰越となった事務事業が多いほか、年度末の予算整理が未了であったことによるものであります。

以上が歳出の概況ですが、以下26ページから35ページまで記述してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

36ページお開きください。特別会計になります。文化及びスポー

ツ振興育成事業他9会計については、36ページから40ページまで各会計ごとに意見を付してありますので、ご覧いただきたいと思えます。

次に、41ページ、平成22年度基金運用状況審査意見書であります。

1、審査の対象。浪江町公共用施設維持基金他17基金です。

2、審査の方法。一般会計、特別会計、審査と同様かつ同様な方法で実施いたします。

3、審査の結果。

基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

審査意見につきましては、42ページから45ページまでに各基金ごとに表記してありますので、ご覧いただきたいと思えます。

46ページをお開きください。平成22年度健全化判断比率等審査意見書。

1、審査の概要。

町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見。

①実質赤字比率について。

平成22年度の実質赤字比率は生じなかった。

②連結実質赤字比率について。

平成22年度の連結実質赤字比率は生じなかった。

③実質公債費比率について。

平成22年度の実質公債比率は16.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について。

平成22年度の将来負担比率は93.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

⑤公営企業資金不足比率について。

平成22年度の公営企業資金不足比率は生じなかった。

是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はございません。

以上をもちまして、平成22年度一般会計、特別会計、基金運用状

況審査意見書及び健全化判断比率等審査意見書の説明を終わります。

次に、水道事業に移ります。次のページをお開きください。

23浪監第4号、平成23年9月15日、浪江町監査委員山内清隆、同鈴木辰行が町長宛。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成22年度浪江町水道事業会計決算証書類、事業報告書、政令で定めるその他の書類及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおりとなります。

47ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度浪江町水道事業会計決算審査意見についてご説明申し上げます。

1、審査の対象。浪江町水道事業会計決算。

2、審査の期間。平成23年8月26日、9月5日。

3、審査の方法。上下水道課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合調査するとともに、細部については、関係職員の説明を聴取しながら、各計数が正確であるか等の確認に努め審査を行いました。

4、審査の結果。

審査に付された決算諸表は関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認した。

平成22年度の決算は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、年度末の時期に全ての事務事業が中断し、上下水道課職員も災害対応に追われ困難を極めるなか作成されたが、年度末の給水人口、戸数は不明、配水量は測定不能となり、業務量等について、震災の影響を受けた数値となりました。

次のページをお開きください。

(1) 事業概要になります。

(ア) 給水状況。年度末の年間総配水量は震災の影響により不明であり、有収水量は179万5,942立方メートル、前年度と比較すると3万2,611立方メートルの1.8%の増加となっております。

また、年間の配水量も震災の影響により測定が不能であり、有収率は算出されず、年度末給水人口、給水戸数ともに不明でありましたが、2月末現在の給水人口は1万9,025人、給水戸数は6,739戸であり、前年と比較すると減少している。

2月末の計画給水区域内人口1万9,923人に対する給水普及率は、

95.5%であります。

(イ) 工事状況。本年度の改良工事は、室原堀知木地区の配水管布設工事ほか15件で9,756万3,250円を支出しております。

その他受託工事、維持修繕工事を実施しております。

(ウ) 収納状況。本年度は、震災の影響により2月分の水道料金が殆ど未収となり、収納率は91.6%と前年度を5.7ポイント下回った。

給水収益は、3億2,927万6,870円で、前年度と比較すると573万9,565円、1.8%の増加となりました。これは夏季に真夏日等が続き、家庭や企業での水道の使用が増加したことによるものだと考えられます。

次に、49ページから50ページで予算の執行状況が書いてありますので、ご覧ください。

51ページになります。平成22年度水道事業会計資金不足比率審査意見書についてご説明申し上げます。

1、審査の概要。

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2、審査の結果。

(1) 総合意見。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。

資金不足比率について。

平成22年度の資金不足比率は生じなかった。

(3) 是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はありません。

以上をもちまして、平成22年度浪江町水道事業及び資金不足比率審査意見書の説明を終わります。

最後に結びといたしまして、一言意見を述べさせていただきます。52ページをお開きください。

平成22年度は、地域スポーツセンター建設事業、地域情報通信基盤整備事業、町営住宅建設事業等公共施設の整備が進められ、年度末の完了間近において、東日本大震災に見舞われ、翌年度への繰越事業や多額の収入未済金が発生した。

決算の調整にあたっては、町全体が被災し役場機能の全てが移転をする中、震災により煩雑な役場庁舎から、関係資料、台帳、パソ

コン等をひとつひとつ持出し、平成22年度の事務事業を整理する作業は、非常に困難であったと推察される。

今後、税収が見込めない中で浪江町が存続するためには、国、県に対する財政支援を求めるほか、町が所有する財物価値の損失や減少、上下水道事業の収益に生じた損害のほか、役場機能の移転経費を始め、被災者支援のために負担した経費など、原発事故に伴う損害は、東京電力に対し、適正かつ早急に請求すべきものとする。

また、町民個人の賠償請求に関しても、専門知識を有する弁護士等を配置し相談に応じる体制を整え、町民の救済するための万全の方策を講じられたい。

今なお町民は、今後の見通しが立たずに、不安の中での避難生活を強いられており、原発事故の収束時期がいつになるか不透明ではあるが、浪江町に戻るための方策を具体的に示すことが、町民の不安を解消することに繋がるのではないかと懸念されている。

そのためには国、県と連携し迅速かつ着実な除染を実施し、また、地震による上下水道、公共施設等の被害状況を調査する等、復旧に向けた計画を示されたい。

同時に、万が一にも浪江町に戻れない場合の方策も検討していかなくてはならないだろう。

町民は、町の方向性が一日も早く示されることを切に望んでおります。

震災以降職員は、日々職務に精励されているが、経験のない甚大な災害対応と通常業務の再構築に向け、心身ともに疲労が蓄積されていると推察される。

今後の町の復興、復旧には、職員の尽力が不可欠であり、健康保持の観点からも、土曜日の閉庁、現在の班体制から課体制への移行の検討が必要であると思われまます。

全町民が将来に不安を抱える中で、浪江町として存続するために、組織として何をすべきか、今、何が出来るかを、もう一度、一人一人の職員が真剣に考え、公務員としての職責を全うされるよう望むものであります。

以上であります。

○議長（吉田数博君） ここで3時30分まで休憩をいたします。
（午後 3時17分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。
（午後 3時30分）

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第44号 浪江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第44号 浪江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について。

本案は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、全町避難を余儀なくされ、政務調査費交付申請書の提出・受理ができないまま、交付申請の期限を迎えたことから、申請の機会を確保するため、今年度に限り申請期限を10月末日まで延長するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第45号 浪江町復旧・復興基金条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第45号 浪江町復旧・復興基金条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害からの復旧及び復興の財源に充てるため福島県原子力発電所立地地域復興基金の一部を取崩し、関係市町村に交付されるため、浪江町復旧・復興基金条例を制定するものであります。

詳細については、企画調整課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは、浪江町復旧・復興基金条例の制定についてご説明を申し上げます。

第1条は設置であります。町長が提案理由で説明したとおり、3月11日で発生した東北地方太平洋地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害からの復旧及び復興に係る事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法の規定に基づき、浪江町復旧・復興基金を設置するものであります。

第2条は積み立てでありまして、基金は核燃料税交付金の全部又は一部その他の財産をもって積み立てるものであります。

第2項は、積立額についてであり、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによるとしております。

第3条は、管理でありまして、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないとしており、第2項は必要に応じ有価証券に代えることができる

としております。

第4条は、運用益金の処理で、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するとしています。

第5条は、繰替運用で財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて歳計現金に繰り替えて運用できるとしてしております。

第6条は、処分で第1条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるとしております。

第7条は、委任でありまして、この条例に定めるもののほか、基金の管理、その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるとしてしております。

附則、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

- 議長（吉田数博君） 日程第6、議案第46号 東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

〔「議長ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

-
- 議長（吉田数博君） 暫時休憩をいたします。

（午後 3時34分）

-
- 議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 3時34分）

-
- 議長（吉田数博君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（馬場 有君） 議案第46号 東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定についてご説明いたします。

東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき町税等を減免するため、条例を制定するものであります。

詳細については、税務課長が説明いたします。

- 議長（吉田数博君） 内容説明、税務課長。

- 税務課長（大浦泰夫君） それでは詳細について内容説明させていただきます。

第1条は、制定の趣旨であります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の平成23年度の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免については、浪江町税条例、浪江町国民健康保険税条例、浪江町介護保険条例の規定

にかかわらず、今回制定の条例の定めるところによるとしたところ
でございます。

第2条は、用語の定義であります。東日本大震災、原子力災害の
用語の意義を記述したところでございます。

第3条は、町民税の減免であります。平成22年中の合計所得金額
が1,000万円以下であって、警戒区域、計画的避難区域内に住所を
有する者、または平成23年3月11日時点で住所を有していた者の個
人の町民税につきましては、500万円以下については減免の割合を
10分の10、500万円を超え750万円以下については2分の1、750万
円を超え1,000万円以下については4分の1に減免するとしたとこ
ろでございます。

第2項は、町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、町
内に住所を有しない者に対する均等割を免除するとしたところでご
ざいます。

第3項は、東日本大震災により居住する住宅が全壊した世帯に属
する者に対する個人町民税については、減免の割合を10分の10に減
免するとしたことでございます。

第4条につきましては、固定資産税の減免であります。土地と家
屋につきましては、地方税法で課税免除とするとしたものではござい
ますが、償却資産につきましては、浪江町で償却資産を有し、東日
本大震災及び原子力災害により被災し、事業の用に供していない償
却資産については10分の10に減免するとしたところでございます。

第5条につきましては、軽自動車税の減免であります。地方税法
では、警戒区域内で用途廃止になった場合は、課税免除とするとし
たところでございますが、提案しました条例では警戒区域、計画的
避難区域に放置した軽自動車については、減免することにしたとこ
ろでございます。

第6条につきましては、国民健康保険税の減免であります。警戒
区域、計画的避難区域に住所を有する世帯主については、全額を減
免するとしたところでございます。

第7条は、介護保険料の減免であります。警戒区域、計画的避難
区域に住所を有する第1号被保険者については全額免除するとした
ところでございます。

第8条は、委任であります。条例の施行に関し必要な事項は、町
長が別に定めるとしたところであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第47号 浪江町税条例の一部改
正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第47号 浪江町税条例の一部改正についてご説明いたします。

東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の町税の納期を変更するため、条例を改正するものであります。

詳細については、税務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君） それでは詳細についてご説明いたします。

第40条は、個人の町民税の納期であります。東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する町税等の減免に関する条例の規定により、町民税の減免額に対して納期を設定することが必要となりますので、第3項で町長は、特別の事情がある場合においては、別に納期を指定することができるとした項目を追加したところでございます。

第67条は、固定資産税の納付であります。固定資産税の減免額に対して納期を設定することが必要となりますので、第3項で町長は特別な事情がある場合においては、別に納期を指定することができるとした項目を追加したところでございます。

第83条は、軽自動車税の賦課期日及び納期であります。町長は特別な事情がある場合においては、別に納期を指定することができるとした項目を追加したところであります。

附則については、平成23年度以後の納期について適用し、平成22年度分については、なお従前の例によるとしたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第48号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第48号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者の国民健康保険税の納期を変更するため、条例を改正するものであります。

詳細については、税務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君） それでは詳細を説明させていただきます。

第12条は、国民健康保険税の納期であります。東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定により、国民健康保険税の減免額に対して納期の設定をすることが必要となりますので、第2項で町長は、特別の事情がある場合につ

次に、款12分担金及び負担金であります。大きなものは、項2負担金、目2民生費負担金で5,693万4,000円の減額補正であります。その中の主なものが保育料負担金、現年度分で5,074万4,000円の減でございます。

次に、11ページの款13使用料及び手数料の中の項1使用料であります。大きなものは、目5土木使用料5,516万円の補正減であります。これは町営住宅使用料の補正減ということでございます。

次に、12ページになります。項2手数料になります。目1総務手数料で923万2,000円の補正減でございます。徴税手数料、戸籍住民基本台帳手数料の補正減でございます。

次に、13ページの款14国庫支出金であります。項1国庫負担金、民生費国庫負担金で7,100万円の補正減でございます。今回の補正後が2億8,381万9,000円となります。

項2の国庫補助金でございます。大きなもので14ページになります。目3の土木費国庫補助金で2,415万7,000円の補正増でございます。大きなもので、住宅国庫補助金の最後になります社会資本整備総合交付金ということで、これは過年度町営住宅建設にかかる補助金でございます。前年度未収分に係る分でございます。目4教育費国庫補助金で1億8,420万円の補正増でございます。節5安心安全な学校づくり交付金、1億8,700万円あります。これも前年度未収分に係る補正増でございます。

次に、款15県支出金、項1県負担金でございます。目2民生費県負担金で7,680万円の補正増でございます。節4災害救助費等県負担金、今回補正額が8,840万円でございます。補正後が3億9,820万8,000円となります。

次に、項2県補助金であります。目1総務費県補助金で3,938万9,000円の補正減でございます。総務費管理費県補助金の主なものが福島県電波遮へい対策事業補助金、3,781万1,000円の補正減でございます。

次に、16ページ、目3衛生費県補助金、補正額が1,968万4,000円でございます。節2母子衛生費県補助金で1,969万9,000円、線量計等緊急整備支援事業補助金でございます。電子線量計、またバッジ式の線量計の購入補助でございます。

次に、17ページの目12核燃料税交付金、今回補正額が2億4,281万5,000円でございます。これは県の基金を取り崩した点での町の交付金ということでございます。

目13農林水産業費交付金2,825万6,000円の補正減であります。大きなものが中山間地域等直接支払い事業交付金で2,917万1,000円の

減額でございます。

次に、18ページになります。款16財産収入であります。財産運用収入の中の項1財産貸付収入で1,044万9,000円の補正減であります。土地貸し付け、建物貸し付け、貸し付けの補正減でございます。不動産売払収入になりますけれども900万円の補正減ということで、今、分譲地等の販売ができないということでの減額でございます。

次に、款17寄附金でございます。目2教育費寄附金で1,500万円の補正減でございます。教育費寄附金ということで、地域スポーツセンターの寄附金の減ということでございます。

次に、款18の繰入金でございます。介護保険事業特別会計からの繰入金が1,058万5,000円、前年度の精算分でございます。

項2基金繰入金で、目4公共用施設維持基金繰入金で4,390万円の補正減でございます。今回、事業が見込めないということでの取り崩しを行わないということでございます。

次に、20ページになります。款19繰越金、今回補正額が9,150万3,000円ということで、前年度の歳計剰余金の補正計上でございます。

款20諸収入でございます。大きなもので項3貸付金元利収入、目1福島なみえ勤労福祉事業団貸付金元利収入から奨学資金元金収入まで、今回補正額が9,368万1,000円でございます。これは貸し付けを行わないということでの減額ということでございます。

次に22ページ、教育費受託事業収入で727万9,000円でございます。教育費受託事業収入が事業休止による補正減でございます。

雑入では、目の雑入で1,344万5,000円の補正減であります。内容的には記載のとおりでございます。

款21町債であります。項1総務債、項2土木債、項4教育債まで、すべて減額するものでございます。これは辺地債でありまして、事業ができないということでの補正減。目6で歳入欠陥債で6億1,000万円でございます。歳入歳出の収支を凶るということでの欠陥債の発行となります。

次に、24ページの歳出になります。款1議会費でございます。目1議会費、今回補正額が2,373万円でございます。大きなものが人件費、報酬、共済費の人件費でございます。

25ページの款2総務費、目1一般管理費であります。9,522万9,000円の補正減であります。これは人件費の補正減ということで、これは災害復旧費のほうに振り替えするということが主なものでございます。

28ページになります。目6企画費であります。今回補正額が3億

4,498万9,000円でございます。この大きなものが次の30ページの節25積立金、3億5,348万2,000円でございます。浪江町復旧・復興基金の積立金でございます。

目7情報管理費であります。2,362万5,000円の補正減でございます。委託料、使用料等の補正減でございます。

次に、36ページお願いいたします。目16携帯電話基地局整備事業費ということで、今回補正額が5,672万2,000円の補正減でございます。節13委託料、15工事請負費ということで携帯電話エリア整備委託工事費の補正減でございます。

次に、39ページです。目24仮設庁舎管理費ということで今回補正額は3,450万円でございます。需用費、消耗品ということで1,440万円、仮設庁舎に係る消耗品等でございます。節14使用料及び賃借料1,190万円ということで、複写機使用料、施設等使用料の補正増でございます。

次に、40ページになります。項2徴税費でございます。徴税費の今回補正額合計が2,200万7,000円の補正減でございます。これも人件費等の補正減が主なものでございます。これにつきましても災害救助法のほうにもっていただくという見解でございます。

項3戸籍住民基本台帳費であります。今回2,971万9,000円の補正減でございます。これにつきましても人件費等の組み替えでございます。

款3民生費でございます。これにつきましても人件費等の補正減が主なものでございます。

48ページをお開きいただきたいと思います。目8災害救助費でございます。今回補正額が6億4,323万5,000円でございます。大きなものが人件費等の組み替え、先ほどお話ししました災害救助法のほうに振り替えでもってきたということでございます。

その他大きなものが11需用費2,635万8,000円、これは仮設住宅関連の消耗費、燃料費等が主なものでございます。

50ページになります。12役務費で4,150万円ということで、その他含むということでありますけれども、これも災害対応の通信運搬費、手数料の補正増でございます。

51ページの18備品購入費でございます。1,345万円でございます。総務課分で仮設住宅集会所用備品、これは中身で減額補正をしております。健康福祉課で電子式線量計がここで備品購入を予定しているところでございます。

52ページになります。節20の扶助費1億6,012万2,000円でございます。その他の災害援護費で8,840万円、これが生活必需品の支給

のための補正でございます。補正後で7,000世帯で3億5,040万円ほどの補正後の額になります。

項2児童福祉費でありますけれども、これは保育所等のものでありまして、事業の休止等による減でございます。

次に63ページになります。款4衛生費、項1保健衛生費でありますけれども、これにつきましても事業の休止あるいは人件費等の減額ということでございます。

68ページをお開きいただきたいと思います。項2清掃費になります。今回の補正額が1億3,249万1,000円の補正減でございます。大きなものは、19負担金補助及び交付金で1億1,994万8,000円の補正減、大きなものが双葉地方広域市町村圏組合負担金でございます。これは塵芥処理、し尿処理に係る負担金ということでございます。

70ページの労働費、これにつきましても事業休止によるものでございます。

72ページの款6農林水産業費、これにつきましても今回の災害によって事業ができないという、事業休止による補正減でございます。

大きなもので75ページ、農地費で5,860万6,000円の補正減でございます。図書館等の工事費等の補正減でございます。

79ページになります。目11中山間地域等直接支払事業費ということで3,930万4,000円の補正減でございます。事業ができないということでの補正減でございます。

81ページ、項2林業費でございます。今回補正額が1,097万9,000円につきましても、事業の実施が困難になり、事業休止による補正減が主なものでございます。

83ページ、項3水産業費、2,475万8,000円の補正減でございます。これにつきましても事業の実施ができないということでの補正減でございます。

85ページ、款7商工費であります。商工振興費で7,596万5,000円の補正減でございます。大きなもので補助金が2,096万5,000円の補正減、次のページの貸付金5,500万円の補正減ということで、本年度貸し付けできないという部分の補正減でございます。

89ページになります。目4マリンパークなみえ管理費ということで、今回補正額が3,399万4,000円の補正減、事業ができないということでの補正減でございます。

次に90ページになりますけれども、款8土木費であります。目1土木総務費3,413万7,000円の補正減でありますけれども、これも人件費等の組み替えが主なものでございます。

その下のページになります。項2道路橋梁費の中の目2道路維持

費で6,281万4,000円の補正減であります。道路維持工事費等の減額が主なものでございます。

次の92ページの道路新設改良事業費につきましても、事業の実施ができないということでの補正減でございます。

98ページになります。款9消防費になります。目2非常備消防費でございます。今回643万6,000円の補正減でございますけれども、19負担金補助及び交付金8,284万6,000円補正増であります。中でも非常備消防団員公務災害補償組合負担金及び団員掛金ということで、1,306万5,000円の補正増であります。これは殉職団員の増加に伴うものであります。

目3消防施設費4,610万5,000円の補正減でありますけれども、これも事業休止によるものでございます。

101ページから款10教育費になります。教育費につきましても、給与の組み替え等が主なものでございます。

106ページになります。項2小学校費であります。今回補正額が1億1,917万5,000円でございます。これも浪江町での学校運営ができないということでの補正減、教育振興費についても同じでございます。

110ページの中学校費、学校管理費で6,230万3,000円の補正減でございます。これについても理由は同じでございます。

115ページ、幼稚園費、今回補正額が2,616万8,000円、及び117ページを社会教育総務費3,772万1,000円。これについても人件費の組み替え、事業休止による補正減でございます。

132ページ、項6保健体育費の目の体育施設費で5,344万5,000円補正減でございます。町民第二体育館解体工事等を予定しておりましたけれども、この事業ができないということでの補正減。また、目4地域スポーツセンター費ということで8,102万4,000円全額補正減でございます。事業実施ができないということでございます。

134ページの目の学校給食調理場費6,789万8,000円につきましても同じでございます。

136ページ、一番最後のページになります。款12公債費になります。元金利子で今回の補正額が1億265万7,000円ということで、平成22年度償還を繰延べしました県の振興基金の償還分を今回補正したものでございます。

次に、6ページをお開きください。地方債の補正でございます。追加として歳入欠かん債、限度額6億1,000万円、起債の方法は証書借入又は証券発行でございます。利率が3.0%以内ということで償還の方法は15年以内ということで追加をするものでございます。

廃止については、携帯電話基地局整備事業1,370万円をはじめ町単道路改良事業、消防施設整備事業、スクールバス更新事業、これも休止のために廃止をするものであります。これはすべて辺地債ということになります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第50号 平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第50号 平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業費を補正するもので、主なものは、歳入の繰入金193万円の減額、歳出の助成費190万円を減額するものであります。

よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第51号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第51号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、平成22年度の震災等により歳入歳出それぞれ7億2,896万円を増額補正するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金12億8,059万5,000円、繰越金7,318万3,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費7億1,052万1,000円、後期高齢者支援金1,051万7,000円を増額するものであります。

詳細については、健康保険課長が説明をいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは議案第51号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、災害救助法による個人負担分の減額分により、医療費の全額給付並びに受診者の増加に伴い、保険給付が主なものとなっております。総額で7億2,896万円を増額補正でございます。

はじめに歳入についてご説明を申し上げます。6ページ、7ページをお開きいただきます。補正額の主なものは、款1国民健康保険

税 5 億 7,979 万 7,000 円を減額し、また保険税の減額分、災害救助法に基づく個人負担分として国からの補助金として財政調整交付金、災害臨時特例補助金 12 億 8,059 万 5,000 円の増額。繰越金、前年度歳計剰余金として 7,318 万 3,000 円の計上をいたしております。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。8 ページ、9 ページをお開き願います。患者の増加に伴い、保険給付費として 8 億 7,102 万 1,000 円を増額し、また個人負担分がないため、高額療養費 1 億 6,200 万円を減額補正するものでございます。

○議長（吉田数博君） 日程第 12、議案第 52 号 平成 23 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 52 号 平成 23 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

本案は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,054 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 3,438 万 1,000 円とするものであります。

歳入の主なものは、診療収入 2,379 万円の増額であります。

歳出の主なものは、総務費 2,643 万 1,000 円を増額し、医業費 589 万 1,000 円を減額するものであります。

詳細については、事務長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津島診療所事務長。

○津島診療所事務長（紺野則夫君） 議案第 52 号 平成 23 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、避難住民の方々に安心して受診していただくため、充実した医療体制を構築するために医師等の委託料が主なものとなっております。総額で 2,054 万円の増額補正でございます。

はじめに歳入についてご説明をいたします。6 ページ、7 ページをお開き願います。補正額の主なものは、災害救助法に基づき一部負担金収入を減額し、患者の増加分より診療報酬収入として 2,379 万円を増額計上いたしております。

続きまして歳出についてご説明を申し上げます。8 ページ、9 ページをお開き願います。万全な医療体制構築のため、総務費 2,643 万 1,000 円を増加しております。これは、浪江町内の開業医 6 名分に対する委託料が主なものとなっております。

○議長（吉田数博君） 日程第 13、議案第 53 号 平成 23 年度浪江町公共

下水道事業特別会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第53号 平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ1億4,785万円の減額補正であります。

歳入では、公共下水道受益者負担金の2,129万8,000円の減、公共下水道使用料で1億2,829万9,000円の減、繰入金1,451万8,000円の増、剰余金1,537万8,000円の増、事業債2,250万円の減となり、歳出では公共下水道事業費1億4,785万円の減となります。

詳細については、上下水道課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、上下水道課長。

○上下水道課長（星 光美君） それでは、平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

5ページをお開きいただきます。歳入の款1分担金及び負担金であります。2,129万8,000円の減、款2使用料及び手数料であります。1億2,829万9,000円の減、これは今年度の収入が見込めないためでございます。款3国庫支出金が500万円の減。これは事業中止によるものです。款4県支出金も同じでございます。款5繰入金で1,451万8,000円の増、これは歳入調整に伴うものでございます。款6繰越金であります。1,537万8,000円の増、これは前年度の歳計剰余金であります。款8町債が2,250万円の減であります。これは事業中止によるものでございます。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。款1下水道総務管理費の509万円の減です。これは事務量の減によるものであります。

次に、10ページに移りまして、款1、目2下水道建設費の6,850万6,000円の減ですが、これは事業中止による工事費委託料等の減でございます。

次に、12ページの款1、目3下水道維持管理費の7,425万4,000円の減、これは避難に伴い、浄化センター、中継ポンプ等の維持管理ができないため、需用費、工事費の委託料の減によるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第14、議案第54号 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第54号 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ1,887万7,000円の減額補正であります。

歳入では、農業集落排水使用料で940万9,000円の減、繰入金1,056万8,000円の減となり、歳出では、農業集落排水事業費1,887万7,000円の減となります。

詳細については、上下水道課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、上下水道課長。

○上下水道課長（星 光美君） それでは、平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。100万円以下を省略させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

款2使用料及び手数料であります。940万9,000円の減、これは今後の収入が見込めないためのものでございます。

款3繰入金で1,056万8,000円の減、これは維持管理等の歳出減に伴うものでございます。

款4繰越金であります。119万9,000円の増、これは現年度の歳計剰余金であります。

次、7ページをお開き願います。歳出であります。款1農業集落排水事業費、目1総務管理費の402万6,000円の減ですが、これは事業の減によるものであります。

8ページに移りまして、款1、目2は省略いたします。次に、目3農業集落排水維持管理費1,425万1,000円の減、これは避難に伴います浄化センターの維持管理、1年間の事業費、工事費、委託料の減によるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第15、議案第55号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第55号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、平成22年度の震災等により歳入歳出それぞれ3億1,986万2,000円を増額補正するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金4億8,171万9,000円、県支出金589万9,000円、繰越金4,175万1,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費1億4,446万3,000円、諸支出金1億6,232万6,000円、基金積立金3,260万7,000円を増額するものであ

ります。

詳細については、健康保険課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 議案第55号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、要介護、要支援の方々が急増し、保険給付費の増額及び保険外の支援費が主なものとなっております。

はじめに歳入についてご説明をいたします。総額で3億1,986万2,000円の増額補正でございます。

6ページ、7ページをお開きください。補正額の主なものは、2億969万3,000円を減額し、保険料の減額分、保険給付費外の支援分、災害救助法に基づく個人負担分として、国より災害特例補助金4億8,401万7,000円を増額してございます。

8ページをお開き願います。繰越金、前年度歳計剰余金として4,175万1,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。9ページをお開き願います。要介護、要支援の方々の増加に伴い、保険給付費として1億4,294万3,000円を増額。

13ページをお開き願います。諸支出金の居宅費、食費、支援費、1億2,294万1,000円の増額でございます。

これは保険外給付以外の支援費でございます。さらに基金積み立てとして、3,260万7,000円を計上してございます。

○議長（吉田数博君） 日程第16、議案第56号 平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第56号 平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、平成22年度の震災等により、歳入歳出それぞれ1億1,147万円の減額等であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億1,311万3,000円の減額などです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の1億1,311万3,000円の減額などです。

詳細については、健康保険課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 議案第56号 平成

23年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、保険料の減免に伴い、広域連合への納付金の減額が主なものとなっております。総額で1億1,147万円の減額補正でございます。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。

こちらでの主なものは、災害救助法に基づき、保険料1億1,311万3,000円を減額いたしております。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。7ページをお開き願います。広域連合への納付金1億1,311万3,000円、保険料と同額分を減額しております。

○**議長（吉田数博君）** 日程第17、議案第57号 平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第57号 平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、震災の影響による減額補正で、収益的収入が3億4,529万2,000円、収益的支出が1億1,741万1,000円、資本的収入が1,165万円、資本的支出が1億1,056万7,000円の減額補正であります。

詳細については、上下水道課長より説明いたします。

○**議長（吉田数博君）** 内容説明、上下水道課長。

○**上下水道課長（星 光美君）** それでは、平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

10ページをお開き願います。100万円以下については省略させていただきますのでご了解願います。

収益的収入であります。2款1項の営業収益で3億4,512万2,000円の減額、これは給水収益や加入金の減額によるものでございます。

次に、11ページ、収益的支出でございますが、1款1項1目原水及び浄水費で4,496万円の減額です。これは委託料や修繕費用、施設の動力費などの減額によるものでございます。

続いて、目2配水及び給水費で4,987万7,000円の減額、これは委託料や手数料、配管の修繕や路面復旧などの減額によるものでございます。

続きまして、目3受託工事費で330万円の減、これは工事費や修繕費の減額となります。

続いて、目4総係費、1,917万4,000円の減額です。これは委託料や手数料の減額補正となっております。

続いて13ページをお願いいたします。資本的収入です。1款2項、

工事負担金、50万円の減額となっております。

続いて3項の補助金で1,115万円の減額となっております。

資本的支出です。款1、目1配水設備拡張費で2,790万円減額、これは工事費と委託料の減額補正となっております。

続いて、目2配水設備改良費で8,231万7,000円の減であります。これも工事費と委託料の減額補正となっております。

いずれも、震災の影響による補正となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

質疑については10月3日に行います。

◎次回日程の報告

○議長（吉田数博君） 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、総務常任委員会が26日、27日、28日、午前9時30分から第2会議室で、産業建設常任委員会が26日、27日、28日、午前9時30分から第3委員会室で、文教厚生常任委員会が26日、27日、28日、午前9時30分から特別会議室において開会いたしますので、各関係課長等につきましては、委員会への出席要求があった場合にはよろしくお願いを申し上げます。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

10月3日は、午前9時から本会議を開きますので、よろしくお願いをいたします。

（午後 4時29分）

平成23年9月23日（金曜日）	休 会
平成23年9月24日（土曜日）	休 会
平成23年9月25日（日曜日）	休 会
平成23年9月26日（月曜日）	委員会
平成23年9月27日（火曜日）	委員会
平成23年9月28日（水曜日）	委員会
平成23年9月29日（木曜日）	休 会
平成23年9月30日（金曜日）	休 会
平成23年10月1日（土曜日）	休 会
平成23年10月2日（日曜日）	休 会

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成23年浪江町議会9月定例会

議事日程(第3号)

平成23年10月3日(月曜日)午前9時開議

- 日程第1 認定第1号 決算の認定について
認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について
議案第44号 浪江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
議案第45号 浪江町復旧・復興基金条例の制定について
議案第46号 東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について
議案第47号 浪江町条例の一部改正について
議案第48号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第49号 平成23年度浪江町一般会計補正予算(第4号)
議案第50号 平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号)
議案第51号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第52号 平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)
議案第53号 平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第54号 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第55号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第56号 平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第57号 平成23年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)
- 追加日程第1 発議第2号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について
- 追加日程第2 発委第4号 原発事故による被災損害賠償請求手続きに関する意見書(案)

- 追加日程第3 発委第 5号 原発事故による被災損害賠償請求手続き
等に関する決議（案）
- 追加日程第4 議案の撤回について
- 追加日程第5 発委第 6号 原発事故による被災損害賠償請求手続き
等に関する決議（案）
- 追加日程第6 委員会の閉会中の継続審査・調査の件

出席議員（19名）

1番	愛澤格君	2番	山崎博文君
3番	山本幸一郎君	4番	吉田数博君
5番	若月芳則君	7番	渡邊文星君
8番	泉田重章君	9番	橋爪光雄君
10番	田尻良作君	11番	渡部貞信君
12番	鈴木辰行君	13番	佐藤文子君
14番	紺野榮重君	15番	佐々木恵寿君
16番	小黒敬三君	17番	勝山一美君
18番	三瓶宝次君	19番	佐々木英夫君
20番	馬場績君		

欠席議員（1名）

6番 横山精一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	上野晋平君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長兼会計管理者	根岸弘正君	企画調整課長	谷田謙一君
税務課長	大浦泰夫君	住民生活課長	植田和夫君
産業振興課長	高倉敏勝君	建設課長	原芳美君
福祉こども課長	木村潔君	教育総務課長	屋中茂夫君
上下水道課長	星光美君	生涯学習課長	島田龍郎君
健康保険課長兼津島診療所事務長	紺野則夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口勝美	書記	瀧美佐江
書記	鈴木清水		

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、6番、横山精一議員より病気治療のため、欠席届けが提出されております。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、認定第1号 決算の認定について、これより質疑を行います。質疑は、会計ごとに行います。

浪江町一般会計歳入歳出決算書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番。

○2番（山崎博文君） それではまず決算書の61ページ、款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1児童福祉費負担金の5保育料負担金、一時保育負担金、延長保育負担金、放課後児童クラブ負担金は、3月分滞納となっておりますが、各種負担金の3月分を納入した人がいるかお伺いします。また、いた場合は還付扱いとなりますが、その点についてもお伺いします。

続いて決算書65ページ、款13使用料及び手数料、項2手数料、目6教育使用料、節3保健体育使用料の収入未済額の3万円ですが、これは今年1月に事件発生した体育館使用料の被害額でしょうか、お伺いいたします。

また、そうであればその後事件について、役場内の調査及び警察の捜査状況についてもご報告をお願いします。

続いて決算書91ページ、款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節2雑入のサケ有効利用調査事務経費精算分の89万6,689円ですが、これは公金流用事件の元町職員が精算した額なのかお伺いします。

以上、お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁、福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村 潔君） ただいまおただしの保育料の納入額ですが、3月分を納入した方はいないです。もし納入していても、

返還するということになりますけれども、今のところいいです。
以上であります。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） 放課後児童クラブ負担金でございますけれども、納入した方はおりません。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） お答えします。

91ページのサケ有効利用事務経費と精算金でございますが、こちらの分についてはあくまでも予備費とそれから事務の通信運搬費等が含まれております。

おただしの件につきましては、一番下のその他、88万3,361円の欄のところに、過年度分ということでサケ有効利用ということで34万9,245円ほど平成20年度、平成21年度分が残っていたということで、こちらの方で雑入、過年度収入として見ております。

○議長（吉田数博君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） 66ページの保健体育使用料の収入未済額の3万円でございますが、山崎議員がおただしにもあったとおりの公金の紛失関係の3万円でございます。

また、現在の関係につきましてはの捜査状況につきましては、2月に被害届を出しまして、現在、双葉警察署のほうで捜査をしているという状況でございます。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 各種負担金については、3月分納入した人がいないということでこれは了解しました。他の歳入も同様ですが、ほとんど震災の影響により、年度末の収納事務が滞ったため、多額の収入未済額が計上されています。

収納についてはこういう事態の中で、非常に大変な仕事になることが予想されます。ぜひ町民の皆さんの理解を得ながら、収納に当たっていただきたいと思います。これは要望です。

続いて体育館使用料の盗難の件ですが、これは金額の大小ではなく、公金の管理が非常にずさんであったと指摘せざるを得ない重大な事件だと私は思います。現在、間借りしている役場でどのように公金管理をしてるのか。これは言える範囲でお答えいただきたいと思います。

続いて精算金については、その他で計上したということで理解しました。

ただ、監査委員からの決算審査の意見書では、盗難事件については触れておりません。公金管理の面からも触れるべきではなかった

かと思いますが、その点について代表監査委員のほうからお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 現在の公金の管理でありますけれども、使用料等については、現金につきましては出納室のほうに金庫を持ってきておりますので、そこの中で管理をしているというようなことでございます。できるだけ早く銀行のほうに移動するというところで今やっているところでございます。

○議長（吉田数博君） 代表監査委員。

○代表監査委員（山内清隆君） それではお答え申し上げます。

66ページの保健体育使用料でございますが、今現在、双葉警察署の方に捜査願いを出しておりますので、それが決まり次第、監査の方で報告したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 最後ですから、あつてはならない不祥事が発生しまして、昨年のことを思い出しますと、9月定例会において町長は責任をとって自らの給与減額の条例改正案を提出しました。しかし、否決となりました。私も反対した1人です。私の反対した理由は、その1カ月前の8月臨時会において調査のための特別委員会が設置され調査中であり、その報告をもって自らの責任を果たすべきではないかと考えたから私は反対しました。それで、12月に定例会において特別委員会から調査報告がありまして、町長の任期もあと残り2カ月となっている中で、執行機関の町として、この事件の責任はまだとっていないと私はと思いますが、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 公金管理については、議員おただしのとおり、皆さんの税金でありますので大変遺憾なことであったということで、私の責任の中で、給料の減額条例を出しましたけれども、残念ながら、皆様方のご理解をいただきながらということで、大変申し訳なく思っております。そういうことで、私はけじめをつけていきたいと持っています。

代表監査委員から今ご答弁ありましたように、私のほうから捜査願いを出しておりますので、そういう中でこういう震災があったということで大変残念に思っておりますけれども、これは継続しておるといことで、責任は重々感じております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

20番。

○20番（馬場 續君） 3月11日に未曾有の災害によって行政機能が喪失するという、まさに浪江町としても今度の決算は、3月11日に未曾有の震災と原発災害に遭遇し、浪江町としてもかつて経験したことのない決算問題ということである意味では、閉塞的な決算にならざるを得なかったと私は受け止めております。同時に、その立場からもいくつか議論しておかなければならない問題があると思いますので、以下、何点かお尋ねをします。

一つは、総括的なことになりますけれども、冒頭申し上げましたように、3.11の原発災害において、行政運営の中断を余儀なくされました。住民の生命財産が失われ、今なお、その途上にあるというふうに思っております。行政の立場からの検証と総括は、今後、十分な体制と時間の中でなされるべきであると思っておりますけれども、どういう形で検証されていくのかお尋ねいたします。

その上で、行政機能喪失という現実に直面している最大の理由は、原発の爆発の問題であります。これは、安全神話を容認し続けてきた結果、ある意味では予想される事態であると思っております。そこで改めて原発の安全神話を容認してきたことに対する反省、それと今後、原発との決別を計るというお立場で原発問題を考えていくということなのかどうかお尋ねいたします。

さらに関連して、全体が掌握できないほどの行政の損失、町民の損失が発生し続けております。このことにどう対処するかということが、決算議会を迎えるに当たって、改めて確認をしておく問題だと思います。町長にその立場を確認しておきたいと思っておりますけれども、問題の背景の核心がそこにあるとするならば、全面賠償を求め、それを勝ち取っていくために東電と戦っていくという姿勢をお持ちなのかどうか。改めてその見解を、立場を問うものであります。

それから決算書にかかわる問題で、75ページに原子力立地地域対策交付金の歳入決算が計上されております。いろいろ新聞等でも報じられておりますけれども、議会ではまだ正式な見解を示していないと思っております。平成23年度はどうなされるのかお答えをいただきたいと思っております。

それからページは前に戻りますけれども、決算書の56ページ、町税の町税不納の問題が出ております。今ほどの保育料3月分の取り扱いについて質疑がありましたけれども、町税等については納期は期別であるものの、3月分含めての課税であります。月別計算をするということになるのか。それともこの分については徴収したもののについては返還するのかどうかということになるのか。地方税法との関係でお答えをいただきたいと思っております。

次、決算にかかわる施策の成果の資料上での今期の財政力、財政構造について分析資料が載っております。監査資料でも出ております。改めて数字を申し上げるまでもないと思っておりますけれども、要点を整理すると、例えば主な施策の成果15ページには一覧表があるわけですけれども、経常収支比率は県平均が87.7%でありますけれども、今期の3月の財政構造から見ると80.0%。実質収支比率の6.8から4.0に改善をされる。公債費比率についても5.6%。実質公債費比率は18.9から16.5というような中身であります。いろいろここでもまた整理しなければならない問題もありますけれども、ざっくりと見るとこういうことで、財政構造については改善された。その結果、基金残高においても積み立て基金、定額運用基金、合わせると22億3,771万3,000円、大きな積み増しであります。これは施策の成果22ページに載って。それで財調基金についても、ご覧になればおわかりのとおりでありますけれども10億9,516万1,000円。約11億円の財調基金があります。

過般、新聞でも報道されましたけれども、緊急事態において、福島県の基金残高はゼロと報じられております。私は、町民の貴重なお金ですから大事に使う必要があると思っております。その上でなのですけれども、これだけの基金残高があるとすれば、非常事態の現在、被災者支援に役立てるべきであると思っております。

例えば、こたつはもらったけれども、こたつ布団がない。夏暑かっただけに冬の寒さが極めて心配だと。エアコンだけではどうしようもない。灯油代が心配だ。こういう声もあります。あるいはこの非常事態の中で、子育て、あるいは障がい者を抱える家庭の生活はまた深刻であります。一人暮らしの生活もまた心配であります。食配を1週間に一ぺんでもいいから食配をお願いできないかという声もございますので、こうした緊急事態における被災町民の救済のために活用していくというお考えがあるかどうかお尋ねいたします。

それから主要な施策の成果でいえば9ページ、決算書は55ページになりますけれども、町税の一つである固定資産税の歳入について報告があります。前年比で500万円を超える増収になっておりますけれども、この増収の内容はどういうものなのかお答えください。

それから監査委員にお尋ねいたします。極めて制約がある中、監査担当職員の協力の得て監査をしまして、決算審査意見書が議会に提出されました。それはそれでそのご苦労に対してお礼を申し上げたいと思っております。

ただ、例えば監査意見書の1ページあるいは11ページあるいは25ページ、決算の背景について記述されておりますけれども、審査と

いう表現で報告がされております。冒頭申し上げましたけれども、マグニチュード9という大地震もありましたけれども、決定的な問題は何か。原発災害であります。したがって、この監査報告についても、原発災害等によるという報告に訂正すべきではないかと思えます。代表監査委員の見解をお伺いいたします。

それから、執行者に監査意見書の資料をもとにお尋ねいたしますけれども、例えばこれは決算書、収入未済額については18ページ、使用料及び手数料1億3,940万円。19ページ、国庫支出金6億7,673万6,000円。20ページ、県支出金1億3,539万4,000円。21ページ、財産収入452万8,501円。23ページ、諸収入2,688万6,975円。24ページ、町債1,820万円。しめて8億7,568万5,670円が収入未済額になっている。いわゆる事業事故による収入未済額がほとんどだというふうに思いますが、この収入未済額について、今後どのように取り扱われていくのか。いつまでも事故繰越ということになるのか。それとも別な形での取り扱いになるのか。はたまたこの収入未済額のうち、事業事故との関係で財政損失となって、浪江町の財政損失となってかぶっていくという形で現れるか。ということはないものかどうか。

以上、何点かお尋ねいたしました。お答えをお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

まず今回の原発事故の検証についてのおただしでありますけれども、これやはり安全安心のまちづくりのために、この原発事故がどうして起きたのか。さらには我々が被災をした状況、あるいは記録をすべて含めてアーカイブ的な記録の保持とそれから我々が原災のマニュアルにしたがって、避難ができなかった件。さらにはいろいろな諸条件がありましたけれども、そういう条件が満たすことができなかったことについて、検証してまいりたいと考えています。

それから行政機能の喪失について、一つはいわゆる原発の取り組み方についてのおただしでありますけれども、一般質問にお答えしましたように、これからは脱原発というような視点で、そういう方向付けで行政を執行してまいりたいと考えております。

それから、行政の損失にどう対処していくのかということでもありますけれども、これは行政の財産的なもの、あるいは人的なものすべて喪失されております。そういうことで、損害賠償については東京電力にきちんと支払うべき項目をすべて提出して賠償していただくように対処してまいりたいと考えております。

あとは、各担当課長が説明しますので、よろしくお願ひいたします。

す。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは決算書76ページの、電源立地対策交付金についてお答え申し上げます。

議員おただしの交付金なのですが、初期対策交付金相当部分についてのおただしと思えます。初期対策相当部分につきましては、原子力発電施設等の立地を契機とした地域おこし等を支援するために、発電用施設等の理解促進活動とか、福祉施設の整備等の充実事業に充てるための交付金となっております。

浪江町におきましては、浪江小高原原子力発電立地に係る初期対策交付金となっております。そういう中でこの交付を受けた場合、今後引き続き浪江小高原原子力発電所立地を推進するという意思表示にもなろうかと思えます。

そういう中からいたしますと、現在国、県が脱原発の流れ、世論上も脱原発の流れとなっております。特に福島県では、復興ビジョンで、脱原発を目指すとはっきりうたっておりますので、現在のところ町では受け取るべきではないと考えております。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君） 55ページ、56ページについてお答えいたします。

まず1点目の納期の3月部分につきましては、その取り扱いについてはどうだという質問でございますけれども、町税につきましては、3月納期末到来する部分での納付でございます。この取り扱いにつきましては、3月11日以降につきましては納期が見込めるものがあつた場合については納期を延長するというところでございまして、先ほどいいましたように、2月納期はございますけれども、3月納期にかかる税目はございません。

あと、55ページの固定資産税のほうの前年対比で500万円ほど増えていると、その内容はということですが、主なものとしたしましては固定資産税の土地の評価替え、これは3年に一度評価替えいたしますけれども、それに基づきます単年度の課税標準額の上昇分。また合わせまして、土地につきましては、宅地造成等によります宅地の増加の部分と、新築住宅に係る部分の増加でございます。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 主要な施策の成果の15ページの財政構造に係る問題でありますけれども、いろいろ収支を表すのには、やはり経常一般財源である町税、普通地方交付税、この額というものが非

常に重要になってきます。平成21年度かなり改善したということでもありますけれども、これからのことを考えますとやはり町税が入らない。また、普通交付税がどうなるのかわからないということで、22年度につきましては改善したということでもありますけれども、23年度につきましては町税も入らないということで、これらの出納がどうなるかちょっと不安であるというようなことを考えております。

22ページの基金の状況ということでもありますけれども、財政調整基金を使って非常時の被災者支援に役立ててはということでもありますけれども、これは震災直後につきましても財政調整基金5,000万円を崩しまして貸付金充当したと。また、補正予算についても5億円の取り崩しを行っているところであります。しかし、先ほど申しましたように、財政調整はかなり不安定な中にあります。財政調整基金は大事に使っていきたいということで、ある程度、国、東電に求められるものについてはそちらのほうに求めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 代表監査委員。

○代表監査委員（山内清隆君） 先ほどの質問であります。東日本大震災のほかに原発災害を入れるべきではないかということでございますが、東日本大震災の中に含まれるということで監査委員としては入っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 収入未済額の関係でございますけれども、収入未済額の中にいろいろな種類があると思います。町税であるとか、国・県支出金あります。これで事故繰越の未収特定財源としてのものについては、事業の実施とともに申請をすることになるかと思っております。

また、事業が終わって、申請が終わって国庫補助金の申請が間に合わなかったというようなことで、収入未済額になっております。これについては速やかに申請をして、収入未済額を解消していきたいと考えています。ただ、町税につきましては、この震災等におきまして生活の基盤を崩されている方もおります。そういうことで地方税法の決算等に充てた場合については、そういう法的なこととらざるをえないのかなという考えでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 原発災害等の検証に対する取り組みについては、了解をいたしました。

安全神話、原発とどう向き合うかという点では、脱原発の視点を

外さないでということですから、これも了解いたしました。

損害賠償のことについてでありますけれども、行政損失について賠償を求めるのは当然です。しかし私の質問の中心は、もちろん行政損失も含まれるわけですが、町民がある意味ではすべてのものを失うという状況に追い込まれていると。東電から請求書は来ましたけれども、今日持ってきませんでしたけれども、私も目を通しましたけれども、私の頭でもなんて失礼な発言でしたので。

私は、理解できないところもありました。あれを受け取った町民は、どういうことをいっているかということ、とにかくどうしていいかわからない。あとでまた補正のところでやりますけれども、おそろくなんとかしてほしいということでもありますけれども、私は決算審査において、町長に求めたことは、失った損害を東電に全面賠償させると。もちろん国策として進めてきたわけだから、国の責任がありますけれども。事業者は東京電力であります。

したがって、政治的ながみとして、東京電力と戦うという姿勢に立たないと、損害賠償についても、行政次第、町民の備え次第、腰折れしていつてしまうのではないかと。全町民を団結させて損害賠償のために東京電力と戦うと、こういう構えで取り組みなされるのかどうかというところに私の決算審査で総括的な問題としてお尋ねした中心がそこにあります。改めてお伺いいたします。

それから原発立地交付金については、受け取るべきでないということはわかりました。平成23年度分については申請時期が迫っていると思うのですけれども、申請するのもしないのか。明確にお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 20番、その件は先ほど答弁されたと思いますが。

○20番（馬場 績君） 受け取らないということは、だから申請もしないということでしょうか。

それから税目についてでありますけれども、3月の大きなものはない。したがって問題ないという税務課長の答弁でありました。私は、あえて言ったように、国保税にしろ、町民税にしろ、22年度4月から3月までの課税期間で課税されていると。納期の都合上、6回だったり8回だったり、一番多いのは11回のやつもあるのですか、毎月の。というふうに分割されているけれども、少なくとも3月分については、もう既に限度額として納入した分、徴収した分があるとするならば、納期の問題ではなくて、12分の1として担保すべきではないのかということをお尋ねしたわけでありました。

固定資産税については3年に1度の評価替えということですから、了解いたしました。

財政力に絡んで、基金の活用、非常事態だからこそ被災者の立場に立って活用すべきではないのかということで、具体的な町民の要望を開示してお尋ねしたわけでありましてけれども、総務課長は金庫を預かる身だから当然だと思ってくれるけれども、大事に使う。私も1円たりとも無駄にしたと思っていない。有効に大事に使うべきだという点では全く同じ立場です。その上であえて繰り返すけれども、被災者のおかれている状況からすると、わらをもつかむ思いなのだ。貯金ゼロにすればいいということではないけれども、県の財政運営等の例に出しながら、被災町民の支援のために活用すべきではないかという質問です。このこと事態は全く異論がないと思います。そのことに異論があるのか、ないのか。そしてこういう時代に直面して、被災者支援ということのために支出をするということも十分検討すべきだと思っております。事務方では決算できない問題ですので、町長の答弁を求めたいと思っております。

それから収入未済額については申請が間に合わなかったということですが、そういうことは一方ではあると思っております。

それから、収入未済については申請が間に合わなかったということですが、そういう事務的なことは一方ではあると思っております。と同時に、事業事故という時代の中で、浪江町としても実際は払った分、払わなければならない分があるのだけれども、入るものは入らないということは、ありえないのか。あり得るのではないのか。ないならいいです。それは公共事業としてやったことだから、請求すれば入るのかと。あるいは私の質問のいま一つの背景には、いつ帰れるかわからないわけです。まったく不可欠な情勢の中で行政運営をせざるを得ない。事故繰越を何度も繰り返すということになることも予想されるわけですが、財政処理上そういうことが永遠と続くのかどうかということも含めての質問であります。お答えください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 東京電力の賠償について、戦っていくのか、これは当たり前のことで、我々被災民がこれまでの日々の暮らしと生業を、とにかく崩壊してしまったということでありまして、全面賠償に向けて今後とも戦ってまいりたいと思っております。

国に対しての個人賠償の件については、議員ご案内のとおり、解説書についてもこれから要約した解説書を出すと。それから異議申し立てをしませんという同意書の件についても、その件についても削除をさせるというような形で現在そういう動きになっています。さらに県の方は、賠償補償の対策協議会で全面賠償ということで、

お互いに損害を受けたものについては、全面賠償を受け取るという形で今戦っています。

さらに、財政調整基金のことについては、被災者に対する支援については異論はございません。

それから被災者に対する支出の件でありますけれども、これはできるだけ災害救助法を利用した中、あるいは原災の対象についての被災者の支援の費用について、更なる請求をしながら、そちらの方で被災者支援をしてまいりたいと考えております。

財政調整基金については、先ほど総務課長が説明しましたように、5億円ほど取り崩しを、災害に対しての支援。そういうことで、残額6億円程度ということになると思いますけれども、この6億円の形の財政調整基金についても、歳出については今後検討するべきものがあれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君） 先ほどの町税等に係る3月分についての12分の1の還付はどうだという質問でございますが、地方税法上は、納期未到来のものに限り今回の納期の延長をすることで、あくまでも公平性、平等性をもっての対応ということで、一応国のほうからそういった形でできております。町といたしましては、ご指摘のとおり、被災がありまして個々の担税力が相当低下しております。そういった形を踏まえまして、今後個別に納税相談等をしてしながら、個々に負担のないような形の中で対応していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 事故繰越の関係でありますけれども、基本的には繰越明許につきましても、繰越明許としてさらに事故繰越という手続きができるようになっております。事故繰越については、単年度ということで基本的にはなっております。

〔「何についての事故繰越」と言う人あり〕

○総務課長（根岸弘正君） 事故繰越です。1年後繰り越しすることですけれども、ただ今回のような原発事故による町の全町避難というようなことでの処理について、現行法でできるかどうかというのはあると思います。少なくとも、いつまでののだらだらと事故繰越をするというようなことにはならない、しないというようなことで進めてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 全面賠償を求めて戦っていくと。この姿勢は貫いてもらいたいと思います。

それから、町税の納期の問題ですけれども、税目で3月納期というのは決算最終月だから、3月納付というのはないということですね。ただ、全く非常事態というか、全く日本史上初めての経験でありますけれども、こういう事態になったわけだから、納期到来ではなくて、月割計算で担保するということはできないのかと。答弁は税法上そうになっていないということです。だから、そういうことでは特例法にそれを盛り込むべきだという意見を申し上げます。

その上で、税務課長としては、被災町民が担税力を失っていると。個別に相談をするということでもありますけれども、いわゆる災害救命についても、親切丁寧に対応するということですか。具体的にお答えください。

それから、財政調整基金を活用した被災者支援についてでありますけれども、私は先ほど言った冬の準備も含めて、あるいは子育て支援等、あるいは一人暮らしの方でも必要ないと。あるいはそれだけの力がある人という人については、私はそれはそれでそういう考えも理解できますけれども、ほとんどの人が着の身着のまま。今朝の新聞だと双葉町と浪江町、持ち出した衣類の中に放射線がカウントされたということです。持ち込みできなかったとは書いてなかったけれども、持ち出した衣類で放射能が検出されたということが報道されております。あえてまたこういう状況の中で、冬物が欲しいのだということで一時帰宅をするということについても極めて慎重にすべきだと。そのことはやっぱり担当課の方でも協議すべきだと思います。そういうお考えはあるかどうかお答えください。

それで、私は多くの人達が丸裸で避難してきているわけだから、冬の準備も含めて最低限のものについては浪江町の志として、あるいは町民との時間を強調する町長の具体的な施策として、被災者支援をすべきでないかと。義援金の活用について、もし残高があるとすればどれぐらいあって、その活用についてどういう計画をしているか。財調の活用、義援金の活用を合わせた被災者支援、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

それ以外のことについては、事業等についてもわかりました。そういうことで浪江町がこういうことのために財政損失を被るということのないようお願い申し上げたいと思います。

再々質問、何点かお話を申し上げましたので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君） 先ほどの納税相談の方法についてはということですが、現在、納付されている方との整合性もありますので、

そういった方を考慮しながら未納の方につきましては納税相談等の中で分納等も含めまして負担の少ない方法の中で、個別に相談しながら対応していきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村 潔君） 義援金の残高について資料を持っておりませんので、少々お待ちください。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時55分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時01分）

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村 潔君） 義援金の残額でございますけれども、2次分の追加がありまして、現在、国県で14億5,000万円、町の方が1億2,400万円ほどございます。それで1人当たりになると5から6万円ということになりますが、今、配布方法について、今すぐか、大熊町は現在追加でしたみたいですがけれども、それと年度末にするか検討中でございます。

義援金については、あくまでも義援金で、現金で支給するということが原則でございますので、物を買うとかそういう生活物資にということはありません。1人当たりです。

○議長（吉田数博君） 質疑ありませんか。

10番。

○10番（田尻良作君） 主要な施策の成果、20ページでございます。債務負担行為の状況ということで、上の段には土地改良区事業、下が双葉地方広域市町村圏組合の負担金でございます。

上の部分でありますが大柿ダムの件でございます。大柿ダムについては、今回の災害の中で使用不可能みたいな状況になっております。いわゆる水田が使えないということでもありますから、水が使えないということなんです、この大柿ダムの現在の聞くところによると、解散をしているのだという状況も聞いておるわけですが、仮りに解散になっているという状況になれば、いつの時期にそういう話になったのか、その辺。町の方で把握している部分についてお答え願いたいと思えます。

あと債務負担なのですが73億7,076万円。国県合わせて86億521万円という数字なのですが、約100億円という負担。それで、ずっと

これも償還してきたわけなのですが、平成23年度以降、支出減額ということで国県合わせて9億2,332万2,000円という状況で、あと間もなくで償還が終わるという時期にこういう状況になっております。残念なことです。償還が終わってればこういう問題も起きていなかったと思うのですが、この件について、ただいま債務、国のほうでは流用する、ストップするというような状況になるのか。または、例年通り割合によって償還、毎年していかざるを得ないのか。その辺をお聞きしたいと思います。

さらに聞くところによると、今回の大柿ダム、いわゆる土地改良事業に係る意向調査というようなことも始まっているということですが、この件について町のほうで掌握しているのか。一応3点お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） まず第1点目の土地改良区の解散というお話ですが、そのようなお話は何っておりません。

次に、債務負担行為についてでございますが、こちらについては当然これは国県について現在はそのままの流れで行くかと思えます。今後、事業によっては延長等になるかもしれませんが、債務負担行為というのはあくまでも国県に対する年度別の償還計画でもってつくっておりますので、これらの延長については、かなり難しいのかなという考えを持っております。

次に、意向調査でございますが、私のところにもまだその意向調査をするという情報は入ってきておりません。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 解散はしていないということでありました。実はある土地改良区の職員のほうからもうクビになったんだということを知っているんです。町として、議会として我々全然そういう話もないし、その辺どうなっているのかということ、ただいま聞いてみました。解散していないということは了解しました。

債務負担残高で9億2,232万2,000円とあるんですが、町としては財政、先ほどもあったようにもちろん厳しい状況の中で、この辺のところを何とか国県にかけあってストップしてもらおうとか、そういう努力も必要なのかと思うのですが、その辺のところを再度お願いしたいと思います。

あと、請戸の調査については、これも先般ある方とお話ししたところ、県の臨時職員、県の仕事でどんなことをしているのだというような話の中で、大柿ダム組合の方の意向調査、次の仕事をしたいのだというアンケート調査、意向調査にやるという話も聞いており

ます。

内容については、これは存続していくのかという中身でいろいろとあるようでございます。この件についてはよろしいです。

一応債務の件について、答弁をお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 先ほどもご説明申し上げましたが、あくまで債務負担行為というものは年度を決められて計画によって償還をするものでございますので、延長とか延期ということは難しいかと思えます。

当然これについては、町としての責任があるわけですから、それは町のほうとして当然支払をする義務があります。町としてもその金額はございませんので、当然それについては電力なりと交渉する余地があるのかと思っています。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） これで終わりますけれども、これはぜひとも頑張ってもらいたいと思っております。

それと、質問変わるんですが、先ほど町長からの20番議員の質問の答弁の中ですが、財調の件で町長は6億円というお話がございました。それについては、県と避難民を支援していくという答弁でした。それでなんです、我々議会もほとんどの人の要望だと思うのですが、線量計なのですが、これなど一つさらに要望であります、その辺について考えているかどうかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 財調からの取り崩しの線量計の配付については、若干検討はさせていただきますけれども、ただ逐次一世帯当たりに貸し出しの方式ということで、線量計を購入して貸し出し方式で配布していきたいと考えます。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 先ほど2番議員の質問の中にもあったのですが、65ページ、66ページの3万円の公金料金の件で、町長の回答の中で責任は十二分にわかっているというようなお話がありました。しかし以前に指摘されているからというようなお話で意味がわかっているというのが議会で議決したからですけれども、内容をちょっと勘違いしているのではないかと私自体思って、もう一度ご確認します。

なぜならばこれは、議会と行政側との懇談会の話とは別に、その当時、不意に出てきたような内容であって、議会を無視したような態度であったために否決されたかと私は思っております。

それで責任は十二分にわかっているといっているのであれば、この数、日にちが短い町長任期のなかで、その責任を十二分にどのようにとるのか。また、これは年に2回もあった公金未納の証だからこれだけ騒がれている実感は町長自体あるのかどうか、初めにお聞きします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今、議員おただしのおり、自覚はしております。したがいまして、どういう形で責任をとっていくか。これはやはり減額という形で出していきたいと形ではおります。そういうことでご了承願います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時30分まで休憩をいたします。

（午前10時15分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前10時30分）

○議長（吉田数博君） 続いて、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町老人保健特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について、

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

認定1号 決算の認定について、これより討論を行います。討論はありますか。

20番。

○20番（馬場 績君） 平成22年度の事業執行が震災で中断をされるということについては、執行者も、議会としても、極めて不満足であるというふうにまず怒りを申し上げておきます。

その上で、避難騒動の中、22年度の決算を締めくくったわけでありましてけれども、決算以外で決算認定に反対の立場を明らかにしておきたいと思えます。

今回の避難の根本原因、本質は、原発の爆発であり、国も東電も、あるいはその周辺も安全神話にどっぷりつかってきたその結果であり、シビアアクシデント、最悪の事態を想定しなかった、同時多発の原発事故の対策をとるべきであったという指摘にも対応をしておかなかった、その結果であるということについても、極めて重大な問題を残したと思っております。

浪江町の原発とのかかわりでは、1号機もその一つでありますけれども、浪江・小高原発保有地に絡む東北電力からの受託事業、これも予算は1億2,918万6,000円の調定額、それに対して収入未済は1,641万6,000円という決算を示しているわけでありますけれども、少なくともこの時点では、原発と同時進行という立場をとってきた表れであります。ここにも問題があろうかと。

それから、地域スポーツセンターの問題では、いろいろ体育館の老朽化の問題も指摘されましたけれども、耐震設計、耐震建築に伴う再利用ということも指摘したわけでありますけれども、残念ながら国の公共投資臨時交付金、臨時経済対策を当て込んでの莫大な事業が計画されました。これも、事業不実行という事態に遭遇したわけでありますけれども、公共事業のあり方、公共投資のあり方という点からも問題を残した事業であったと指摘せざるを得ません。

さらに、特別会計では、75歳以上の老人を一くくりにして別枠扱いをします。政権党においても、早い時期にこれを廃止するということであったわけだけども、現政権はこれを存続させるという姿勢に立っており、その延長線上で浪江町でも後期高齢者特別会計が運営されております。これは、高齢者福祉と、あるいは高齢者医療という点からも隠れた問題が指摘され、早い時期に廃止すべきであるという意見が今なお出ているものもご承知のとおりであります。

したがって、平成22年度決算、大変ご苦勞の中で決算されたわけでありますけれども、政治的、政策的に見れば少なくともあらゆる問題を残したという点で私はこの決算認定に反対という立場を明らかにするものであります。

○議長（吉田数博君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、認定第1号決算の認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前10時39分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前10時40分）

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第44号 浪江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第44号 浪江町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第45号 浪江町復旧・復興基金条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） この条例は、浪江町がそろって帰還をするという要旨のもとに提案されていると思います。帰還できる、できないの問題についてはさまざまな角度から一般質問等でも確認されましたし、これからも多様な協議が展開がされると思いますので、この議案にかかわっては、反対というふうにはしません。

その上でなんですけれども、復旧・復興にかかわる基金の積み立て目標、それから復旧・復興にかかわる国の財政支援について現時点で明らかになっている内容について、お答えをいただきたいというふうに思います。わかる範囲でいいです。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 復旧・復興に関する基金の目標額でありますけれども、現在のところ目標額はございませんが、ただ、復旧に当たってのインフラの調査とか、あるいはでき得るところの整備、これはできるだけ早くしていきたいというような考え方がありますので、ぜひ基金を設けてこの条例を提案した次第であります。

それから、もう一つは、復旧・復興についての考え方ですけれども。

〔「それはいい」と呼ぶ者あり〕

○町長（馬場 有君） 考え方ですね。

〔「国の財政支援」と呼ぶ者あり〕

○町長（馬場 有君） 財政支援ですね。それは、私も県と同調いたしまして、特区ですか、特区をひとつお願いしたいということでもあります。したがって、土地利用の緩和の促進ですとか、そういうものを含めた形の特区を含めた中での財政支援をひとつお願いしていただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 基金積み立ての目標はない。それから、復旧・復興にかかわる財政支援については、県と協調して特区認定を求めるといっておりますけれども、財政支援に対する具体的なお答えはありませんでした。そこで、片方では町民挙げて避難していると、日々の生活、経済的な、精神的な生活は、これから悪くならうともしばし改善向上するということは、考えられないと思っております。

ます。

その意味で、基金条例そのものに異議を唱えるつもりはありませんけれども、先ほど決算議案の審議でも明らかになったように、一方では歳入が、税収が見込みないと、そういう中で復旧・復興を進めなければならないということですから、極めて厳しい立場に立たされていると思うのです。

私は、構想としては認めるけれども、復旧・復興の前提は町民の生活の安定、向上、改善。向上、改善はしばらくはかかると思うのだけれども、生活安定のためにやはり町の財政力を投入すべきではないかと。大義名分として復旧・復興は極めて立派であります。しかし、人のいない、子供のいない、生活環境の見通しのない復旧・復興はあり得ないと思うのです。

人のつながりということを念頭に復旧・復興基金積み立てをすべきだと。いわゆる復旧・復興を錦の御旗に、町民生活、被災町民生活支援の予算、施策を犠牲にして基金積み立てをするようなことのないようにしてもらいたいと思います。町長の見解を求めるものです。

それから、復旧・復興にかかわる財政支援、特区認定を求めるといことでありますけれども、詳しくは特区認定の種類の内容までは詳しく調査しておりませんが、少なくとも今回の大震災、原発、震災を受けた福島県は、あるいは東北3県を含めて特区認定をすると、そういう方針は政府サイドから出ております。それはそれで吉報である。と同時に、原発被災によって生活も浪江町の産業もあらゆる資源も崩壊状態にあるという中での復旧・復興、当然のことながら除染の問題も含まれるわけでありましてけれども、このための財政支援を前面に求めていくのが、執行者の最優先課題ではないかと思っております。先ほどの町民支援の予算を犠牲にしてまで基金積み立てをしないということとあわせて、片方では十分なる財政支援を求めていくことが求められると言えらると思うんです。

町長も、今までも頑張ってきたと思っておりますけれども、町長選挙は迎えるものの、いずれにしても置かれている立場の責任は極めて重大であります。復旧・復興にかかわる財政支援を、町民に遠慮することなく国・県に、あるいは東電に求めていくべきだと思います。強い決意で復旧・復興にかかわる予算確保を求めるのか否か、その考えをお聞きしております。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） おただしの第2点でありますけれども、やはり3月11日以前に戻れるように、日々の暮らしとなりわいができるよ

うに、福祉向上のためにやっていきたいと考えています。

さらに、特区と並んで財政支援を国・県に強く求めるべきであるということで、議員おただしのおり、やはりこれから財政的に非常に容易でない状況になってまいりますので、強くこれは国と県に財政支援、特に地方交付税の交付金を格段のご後援をいただきながら強く求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 町長の決意に、あえていま一言申し上げます。

浪江町の復旧・復興は当然であります。大きく見れば、福島県全体の復旧・復興が求められると。この大仕事をやるためには、やはり福島県知事、あるいは県議会との連携、そしてさらには被災自治体、13市町村となつてはいますけれども、議会は議会で議会連合をつくっております。市町村は市町村で市町村連合をつくっております。双葉郡他市町村との連携も密にしながら、遠慮しないでずばずば県、東京電力に復旧・復興のための対策と財源確保を求めていくべきだと思います。

先の答弁ではなかったと思いますから、あえて再々質問で町長に強い決意を促します。答弁は要りません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第45号 浪江町復旧・復興基金条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第46号 東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第46号 東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第47号 浪江町税条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第47号 浪江町税条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第48号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第48号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第49号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第4号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番。

○2番（山崎博文君） 予算書の51ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目8 災害救助費、節14 使用料及び賃借料、また同じく節18 備品購入費ですが、バッチ式線量計借り上げ料の10万7,000円、これは補正第3号で対象者1,079人に配布のための補正と記憶しておりますが、今回は配布対象者数について教えていただきたいと思います。

また、節18 備品購入費の電子式線量計についての台数と用途などの詳細をあわせてお願いします。

さらに、8月臨時会の補正で貸し出し用として電子式線量計200台を整備しましたが、その貸し出し状況、現在までの貸し出し状況について教えていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） ただいまのバッチ式の線量計の借上料の配布対象者が1,037人おります。これにつきましては、県内、それから県外、希望者に対しての配布でございます。18歳未満の配布者になります。

それから、電子式線量計でございますが、貸し出しの状況につきましてはまだ購入しておりませんので貸し出しはございません。それから、その線量計のトータルで貸し出し数なんですけど、約700台ということで購入を予定しております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。
(午前10時59分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前11時02分)

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。
○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 配布対象者でございますが、1人当たり1,000円の、借り上げ料になりますので、約100名になる費用になります。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） バッチ式線量計ですけれども、本部会議の資料ですと県内の小中学生は959名、県外小中学生は744名、合計で1,703名です。きょうのお話ですと、8月の補正で1,079人で新たに今回で100名ということで、まだまだ18歳未満の方に行き渡っていないということと思いますが、この対象者数はどこまでお考えなのか、再度お伺いします。

また、電子線量計ですが、8月の補正で上がってもまだ購入していないということで、全然スピード感を持った対応をしていないと思うんですが、なぜそこをできなかったのか、またやらなかったのか、教えていただきたいと思います。もし今回の補正で通れば、合計700台になるわけですけれども、町民の皆さんの健康管理や安心して生活できるためにも、私は先ほどの決算の認定でもありましたが、各世帯1個配布すべきだと思います。再度お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） いわゆる配布の対象者、今回も追加で100名前後の対象者になるわけですね。それから、1,700名のいわゆる18歳未満の方々がいらっしゃるわけですが、これは妊婦も含めてございまして、当然のことながら、県内、県外に今行っている方がいらっしゃいます。県外の場合については、当然県内におられる18歳未満と同じような取り扱いもしたいと思っております。

ただ、しかしながら、県外の場合につきましても、線量の低いとか全くないところもございまして、そうしますと、線量計をつけていてどういう、これ何なのと当然聞かれたときに、差別的なもの

も起こらないのか、起き得るのか、そのようなことも考えなければならぬ。県外については、8月の臨時議会の際にもご説明しましたように、慎重に対応していきたいと考えております。

それから、貸し出し予定700台、今回の補正を合わせてでございますが、8月中にいわゆる臨時議会の際に予算を計上して、どうして今までになったのか、ということでございますが、目いっぱいからの補助金、4,400万の補助金でございますが、目いっぱい使いたいこともございまして、今回の補正に上げたものと加えて、早急にこの議会終わりましたら見積もり徴収を行って早急に購入したいと考えております。

貸し出しの時期でございますが、大体11月、線量計がなかなか手に入らないこともございまして、大量になるわけでございますので、11月ぐらいから貸し出ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 今回の整備については、県のほうの補助金を活用して整備したと思うんですけども、8月臨時会でも7番議員から財調基金を取り崩して全世帯へ配布すべきじゃないかという質問に対して、担当課と相談しながら、さらなる検討をするという答弁でございました。本当に検討したのか、ちょっと危惧されるわけで、先ほど決算の質疑の中で、町長は貸し出し方法で検討しているという答弁でしたが、ここは町民の多くの皆様が、また議会の大多数が各世帯に1個というような共通した認識を持っています。ぜひ町長の英断がここで求められるのかなと思うんですが、町長のほうからお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 1世帯当たり1個配布するというのが理想だと思いますけれども、予算的に今ちょっと厳しい状況でありますので、できれば今健康保険課長が答弁したように、目いっぱいの国・県の補助をいただきながら、逐次配布といえますか、貸し出しをして、配布していくということになりました。今後は、やはりそういう線量計、非常に大切な部分でありますので、さらにその財源を考えながら考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田数博君） 他に質疑、7番。

○7番（渡邊文星君） 同じ51ページの18備品購入の電子式線量計についてお尋ねいたします。

この予算は、金額は幾らで個数は何個か、まずそれを教えていた

だきたいということがまず1点です。それを教えていただきたい。

それと今、町長答弁ありましたけれども、1世帯1個が理想だという答弁がありました。しかし、私はそうは思わない。予算か、町民の健康か、どちらが優先するかの話です。財調基金はあります。6億円あります。そこをどうとらえるかです。町民の健康と自分たちの自治体の運営が優先するか。この6億円全部使えと言っているではありません。1世帯であっても2万円の線量計を買えば1億4,000万円、9,000世帯であれば1億8,000万円。それが、予算が厳しい、そういうわけにはいかない。私は聞き置いておけない。町民の健康が第一に優先する。忘れるな。我々は何のためにここに避難してきているんだ。原子力事故による放射線量あるからこそ、ここに避難してきているわけでしょう。何で町民の健康、放射線量計を配れないのか。全く理解ができない。何回も私は同じことを言っている。スピード感を持ってやらなければだめだ。200個にしてもまだ購入されていない。それは財源がないかしらん。でも、手当を早くしなければならぬ。こんなことをいつまでも繰り返していたら、財源がないから買えないという話になってくる。どう行政が素早く町民のために動くかが今求められている。全くその危機感が無い。町長の見解を伺いたい。

- 議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長兼津島診療所事務長。
- 健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 電子式線量計の1個当たりの購入の単価、町のほうで希望している部分なんですが、約5万円でございます。

〔「個数、5万円で何個の予算計上をしたか」
と呼ぶ者あり〕

- 健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 700個程度です。
- 議長（吉田数博君） 答弁、町長。
- 町長（馬場 有君） 今、渡邊文星議員がおただしのとおり、健康と町民の生命、それが大切なことで、いろいろ財政事情もございませぬので、それに、もちろん生命と財産は守らなくてはならないということは重々認識をしておりますけれども、やはり町民の方の今ニーズも、いろいろ別な面に限っても、いわゆる扶助関係の費用も出てまいりますので、その辺は財政等にらみながら町民の生命と財産を守っていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（吉田数博君） 7番。
- 7番（渡邊文星君） 5万円で700個であれば、これ1,345万円の計上なんです、18の備品購入。これちょっと合わないの、整合性を

示していただきたいと思えます。

それから、財政調整基金というのは、総務課長、目的は何ですか。財政調整基金の目的を述べてください。基金の条例ありますよね、その目的を述べてください。どういうときにそのお金を使うか。

私は、このお金を町が線量計を買うために使った場合でも、これは東電に請求できる金だと、行政がもちろん請求できる金だと思っている。なぜかといえば、先ほど言ったように放射線が出ているから我々は地元に戻れない。そのためにここにいる。そのために町民の健康、もちろん財産はありますけれども、私は今線量計をやっていますから、生命について守らなければならない。そのためには、一時立て替えという考え方を持ってもいいわけです。買った購入数、行政が全部それを負担するとう話ではないんです、今回は特に。これこそ、東電にまさに請求できるわけ。そういう認識を持てば、一時立て替えと思えばいいだけの話です。なぜそれが決断できないのかわからない。

まして、貸し出しなどということは、それぞれの町民、7,000世帯おられますので、格差をつけるという話になるんですよ。どういう基準で貸し出しするんですか、じゃこれ。貸し出しする、貸出しするって。どんなときに貸し出しして、どんなことするんですか。1週間貸し出しして、また1週間、いずれ何カ月ぐらいになるんですか。そうすると7,000世帯だから計算できますよね。そんなことで本当に町民の健康を守れますか。あり得ないでしょう。貸し出し基準を示してください。

○議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 財政調整基金の処分でありますけれども、これは経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てる。災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てる。償還期限を繰り上げて行う町債償還の財源に充てる。長期にわたる財源育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てる。緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業経費、その他必要やむを得ない理由で生じた経費の財源に充てる、以上が条例による処分の内訳でございます。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 先ほどの線量計の単価と合わない、700台が3,500万円ぐらいだと言われている予定になるわけですね。これは8月の臨時議会に上げた分と、今回の補正で上げた部分でございます。約3,500万円になるものです。その

見積もり額ですが5万円。先ほど申し上げましたけれども、予算上は一応県のほうに補助金のほうで申請した場合については、7万円から8万円ぐらいの線量計の中で補助金の申請はしてあります。ただし、その金額で考えますと、相当の金額になりますので、やはり単価を下げた部分で検討しているという理解で、そういう可能性のもとに考えております。

以上であります。

〔「貸し出しの基準」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 答弁をお願いします。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 貸し出しの基準でございますが、まだ基準のほうはつくっておりません。今後、貸し出し基準を早急につくりまして対応したいと思っております。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 私には理解がだめなんですけれども、もう再々で最後なので。これ18備品購入費合計で1,345万円です。これ電子線量計を500個買ったなら5万円だったなら2,500万円ここに計上しなければならぬと思うんですが、どうも今の説明でこの数字とは…。

〔「合計」と呼ぶ者あり〕

○7番（渡邊文星君） だから700個だったなら3,500万円だけれども、今500個計上しましたということであれば、2,500万円で1,300万円しか計上していないから、この差は。要するにこの差は私の計算だと2,500万円。しかし、備品購入費の計上金額が1,345万円の計上だと。そうするとここでどういう数字になるのか、それをまず、あともう3回目だから、後がないからこれきちんと説明してください。私のほうで理解できない。説明聞いているんだから。それで説明してください。

それと基準の問題、町長、こういうことなんですよ。わかりますか。貸し出しします、貸し出しします、町長が幾ら言ったって、基準のないものをつくって健康を守れますか。守れないでしょう。だったら、こんな基準なんかつくらずに、町民の世帯別に配布すればいいんですよ。きちんとみんなが自分の家族の健康管理はしますよ。

財政の話、まさにその財政の話は総務課長が答弁したとおりですよ。使えるんですよ、これも。堂々と胸張って使えるんですよ。だれも文句を言わないですよ。ルール違反じゃないです。こういう使い方が求められているんですよ。私は、財調基金について過去に5回も6回も質問しました。おかしいぞと。年度間のバランスでやるようなお金じゃないんだよと。災害その他あったとき、経済変動があったとき使うお金だということを何回も指摘した。まさに今この

時期なんですよ。なぜこの時期に出せないんですか。先ほど言ったように、出せないとともに、これは一時仮払いで流用するんだって、東電に請求すればいいだけの話でしょう。我々は、原発事故で放射能いっぱいのところに住めないからこういう避難をしている。避難をしているからこそ、どうする、何が問題なのかという現実が一番大事じゃないのか。

もちろん、20番議員が言ったように、生活支援も大切です。やらなきゃいかんと思います。しかし、私は優先順位はこっちかなということで、8月の臨時議会からずっと訴え続けているんです。さらなる検討をした。さらなる検討をした結果、何もない現実じゃないですか。200個も現在ない。本当に住民の健康を考えているんですか。全く今までの論議の中では住民の健康なんか度外視なんですよ。予算が優先、そういう話には私は聞こえてくるんです。そうじゃない。さらなる検討をした結果、財調金からきちんと捻出をして、とにかく一も角にも町民の健康を優先する。

きのう、おとといだったですかね、プルトニウムやらいろんなものが、さらにさらにあの重量の重いものも我が町のところにあることが判明しました。だからこそ必要なんですよ。一時帰宅何のためにやるんですか。先ほど、20番議員も言いました。きょうの朝、持ち出しについて線量をはかる。いろんなところで放射能がかかっているんですよ。町長、もう一回考え直さなさいよ。誰のための線量計なのか。誰のための予算執行なのか。そこをベースにしないから間違ってくるんですよ。ベースは町民の健康なんです、今。そこをはっきりすれば、財政のことは後からついてくる。ないわけじゃないんだから、今現在。それで東電から後は請求してもらおう。1年猶予する。いろんな考え方できるじゃないですか。あまり固まらないでもう一度答弁を求めます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 渡邊文星議員のおただしのとおりだと思います。

しかし、先ほど答弁申し上げましたように、今、健康保険課長から出たように、1台8万円で7,700世帯ですと、もう完全に財政調整基金、今6億ぐらいだと思いますけれども、それを全部費消してしまうというような形になります。もちろん金額ではないということは、これ重々私自身もわかっております。そういうことで、いろいろとまた検討はしていきたいと思います。

ただ、その東京電力の今の賠償補償の姿勢が、非常に我々の姿勢に立っておらない状況が見受けられます。したがって、それを担保にした中で財政を切り崩してやっていくのは、ちょっと危険の感じ

もあります。そういうことも踏まえて、もう一度検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 先ほどの700台というのは、これは8月と今回の補正の部分がトータルして700台購入すると。今回補正に上げましたのは200台分の補正でございます。

〔「500でしょう」と呼ぶ者あり〕

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） いや、200台です。200台分の補正でございます。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 11時26分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 11時27分）

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 先ほどの700台の部分でございますが、これはあくまでも希望の台数でございます。予算上につきましてすべてトータルで502台になるわけです。今回の補正につきましては、302台の部分になるわけでございます、訂正いたします。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 11時28分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 11時29分）

○議長（吉田数博君） 答弁調整を含めて、ここで昼食休憩ということで、1時20分まで休憩をいたします。

（午前 11時29分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 1時20分）

○議長（吉田数博君） 午前中に引き続き、質疑への答弁を求めます。

答弁者、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは、午前中に私の予算の組み立て、それから担当者からの聞き取り等について十二分にできなかったことに対して、皆さんにおわび申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

それでは、先ほどの説明について再度ご説明を申し上げます。8月補正の時点では、サーベイメーター50台分で1,312万5,000円の予算計上をいたしました。それから、それに伴って1台当たり5万8,500円で200台の補正予算をいたしまして1,170万円、これが今回の線量計。8月に線量計として上げた金額で、トータルが2,482万5,000円ほど8月の補正で上げたわけでございます。

今回9月の補正でございますが、302台掛ける5万8,500円というふうなことで、1,766万7,000円ほど今回の補正で上げました。合計で502台、8月の補正で200台、それから今回で302台でございますので、502台の購入の部分で上げたわけでございます。

先ほどの700台、私が答弁いたしましたけれども、それにつきましては、サーベイの計測器について若干の差益が出たというふうなことがございまして、それで200台分を加えて、皆さんに200台というか、198台になるんですが、貸し出しのほうを円滑にするために700台と答弁をいたしました次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 補足答弁をさせていただきます。

先ほど来から全世帯に配布をしたらというような提案がございました。いろいろ財政とも話をしまして、財調を取り崩して、すべて財調を取り崩すというわけにはいきませんので、財調を取り崩す考え方をしながら特定の財源を考えて、何とか政府、国、県、さらには東京電力、そちらのほうの財源をも考えながら、最終的には全世帯に配布をしていくという考え方でまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田数博君） では、質疑を続けます。他に質疑ありませんか。1番。

○1番（愛澤 格君） 歳入に关しまして3点ほどご質問いたします。

まず、町税の部分ですけれども、今般、条例にも出ていました減免によりまして、町税が約16億7,000万円を減額しております。これに対して補てんといいいますか、補助金みたいなのはあまりないようなんですが、今後ともないのかということ。それでこの部分につ

す。そういうことで、今回、原子力発電所の事故になっているもの
ですから、来年度以降についての現在のところの見通しは、まだ立
っていない状況でございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 1番、よろしいですか。

○1番（愛澤 格君） はい。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 補正に関係して何点か。まず、避難に伴う出張
所設置に関してでありますけれども、この前の全員協議会では、い
わき市に設置するという説明がありました。今回の補正で出張所設
置費の予算はどこに計上したのか。それから、今のところ考えられ
るところは、総務の人件費等々であろうと思いますが、どういう予
算の投入の仕方をしてあるのか。あわせて、執行予算はどれくらい
を見込んでいるのか。

それから、出張所設置については全員協議会でも私は条例的には
必要でないかということで議論をしてきた経過があるわけですが、
要するに、いろんな証明書も含めて出張所の業務は町長の一部権限
を、町長権限に関する事務の一部を執行するというか、それを担う
ということになるわけなので、条例設置が適切ではないかと思いま
す。改めて、今議会ではどういうお考えなのか。

それから、線量計については先ほど議論になりました。今のとこ
ろ一定の方向が決まりました。その上でなんですけれども、線量調
査についてです。町単独の調査も行われてきております。最近、新
たな情報として発表されたところによれば、文科省が6月のある期
間に調査した結果として、ストロンチウムとプルトニウムが検出さ
れたと。これは、インターネットで調べましたけれども、詳しい地
点まではなかなか出ておりません。いずれにしても、あのプルトニ
ウムなりには浪江町の津島、そして一部でありましたけれども飯館
村、一部は100キロ離れた須賀川市、群馬県という大きな自治体と
いうことでありますけれども、したがって、浪江町単独でそういう
各種の線量調査ができる機器、あるいは技術、知見をお持ちなのか
どうか。

その上で、改めて基本調査として今回明らかになった核種も含め
て、きめ細かい調査、これは土壌はもちろん、水、山林汚染、海洋、
これを大熊町では町の中は、私の記憶では200メートルかな、あと、
郊外は500メートルメッシュで調査した。これは正確な記憶であり
ませんので、そういうふうに調査をして、調査結果を発表しており

ます。

浪江町でも一部調査をして発表されましたけれども、改めて汚染の実態に照らして、核種を含めて調査をするべきであると。補正予算を見る限りでは、そういう予算も組まれていない。あるいは予備費等、あるいはこれまでの所管の予算の中で展開しているというのであれば、それはそれで説明をお願いしたいと思えますけれども、調査の方針についてお答えください。

それから、線量計の配布は、それはそれで私は当然だと。それと、一般質問でもありましたけれども、内部被曝、いわゆる健康調査、弘前大学との協定では内部被曝の調査もするというお答えがありましたけれども、一步踏み込んでホールボディカウンターによる調査もやるとすれば、どこでいつから実施するのか。それから、県の健康調査では18歳未満、当時胎児だった子供も含めて36万人の健康調査をする。しかし、これはかなり時間がかかります。改めて弘前大学との協定を促進させるということで、未成年の、もちろん成人の検査も急いでやるべきだと思います。対策はいかがか、お答え願います。

それから、先週、産業・建設常任委員会で、損害賠償の問題でも審議をいたしました。委員会委員長了解で、予算審議の中で損害賠償について質疑をするということで、許可を得ております。その上でなんですが、産業振興損害賠償班から、原子力損害賠償手続についての職員対応についてという説明資料をいただきました。皆さんおわかりのとおりだと思いますけれども、要点を申し上げますと、賠償手続は、個人あるいは個人において東京電力との間の民事損害賠償、各法律行為であるために、制度的な問い合わせや一般的な件についての問い合わせは別として、具体的な請求金額等に関係する件についての問い合わせは、あるいは相談は職員としては対応しない、こういう方針であるということで説明資料が配られました。そういう立場で。県の自治体の無料相談あるいは損害賠償に関する県内8カ所、これは二本松市においても毎週木曜に実施すると、そういう形で対応するという説明がありました。

結論から言うと、これまでの町長との議論を踏まえれば、極めて不満、納得できないということです。ここに書いてあるとおり、損害賠償は民事であることは間違いありません。しかし、2万1,000人の町民が全国に散らばって、読めない、わからない、歩けない、行けない、ないないづくし。しかも、そもそも我々の避難は何だと。あるいは損害賠償は何だと考える原因は、損害賠償そのものは本質的には民事の問題ということになるけれども、全町を挙げて避難を

して損害賠償に取り組んでいるときに、いわゆるそれは誰の責任だということ、済まされる問題かということ、ということ。

だからこそ、町長は6月議会、あるいは9月、今議会の私とのやりとりでも、一般質問におけるやりとりでも、相談窓口をつくると、窓口をつくることによって何かが始まる。弁護士でも雇って丁寧な相談に応じたいという答弁をされていたと思うんです。しかし、この資料によれば、これは法律行為だから丁寧な相談に応ずるわけにはいかないという、そういうふうに私は受け取らざるを得ない。改めて言うけれども、避難に伴うの損害賠償は自己責任の問題だということ、突き放していいのかということ、ということ。お答えください。

それから、政府の調査に関してちょっと戻りますけれども、これも災害救援班から仮設住宅等の調査結果についての一覧表であります。この資料では、地上1メートル、単位マイクロシーベルト・パー・アワーという調査内容でありますけれども、仮設住宅以外でも測定してまして、浪江小学校玄関では9月6日では0.7、9月26日では0.58、中学校の中庭、0.52、9月26日では0.50。これは間違いなく、いわゆる子供に対する年間被曝量許容値1ミリシーベルトを超えるということに。そこでの生活時間を勘案すれば単純ではないかもしれない。私はやっぱり子供の命と健康を守るという点からすれば、急いで除染をする必要があると。もちろん二本松市では校庭等の表土除去をやったと聞いておりますけれども、実態としてはどうかと。あるいは仮設住宅で高いところは、杉田農村広場仮設住宅、9月6日では0.68、9月26日では0.72マイクロシーベルト・パー・アワーとなっています。

それで、お尋ねいたしますけれども、1つは、小学校、中学校、本当にきめ細かな線量調査をすべきである。いわゆる子供たちの学校における生活空間の調査、中庭1カ所がこうだと、玄関脇でこうだということではなくて、雨どい、側溝、周辺の植え込み等々を調査をして、子供たちの安全を守るべきだと。補正予算ではそういうことをどういうふうに検討されて予算計上されているのか、今後どうするかということでもあります。

避難してきて仮設住宅がこれだけあって、しかも極めてばさっとした調査。調査箇所を増やしたらもっと高いところがあると思います。線量調査については、もっときめ細かく除染対策も含めて検討してください。補正予算の上ではどういうふうに検討され、予算計上されたのかお尋ねいたします。

これは福祉仕事の班から事業内容として説明されたものであります。障がい者の延長交付から弔慰金のことまでいろいろと書いてあ

ります。私を対象になった部分についてお尋ねをして、補正予算あるいは業務執行上どういう対応をするのかということについてお尋ねいたします。

1つは、義援金の支払いが未実施になっている、この件数がある。206人です。これが件数だけが入ってありますけれども、今議会で配られた、あるいは全員協議会で配られております。その後どうなっているのか。

それから、2つは弔慰金について、一番上の対象件数は184件、受理件数121件、支払い済み件数110件ということで、死亡届け出確認後請求者に申請書を送付しているということで、請求されていない人は申請書は送っているということだと思いますが、121件中支払件数は110件ということで11件滞っていることになっております。その後、どういうふうになっているのか。

それから、災害関連死です。申請件数が43件、審査件数が9件、認定件数が8件、これは災害関連死を申請した者に対しては書類一式を送付している。そして、提出あったものについては審査会に審査を依頼しているということでありますが、この一覧表との関係ですけれども、障がい者の死亡が73人おります。それから従業員の死亡が55件と書かれております。これらは震災関連死という範疇の中に入るのかどうか。その取り扱いはどうされるのかお尋ねいたします。

それから、保育所のことは福祉こども課になるのかな、広域入所までここに来るまでは242人希望があったと。しかしこれが151人の入所にとどまっていると。要するに90人が入所できないでいるとこの数字であらわれているわけです。一般質問でここまでは聞きませんでしたけれども、幼児教育において、私はやっぱり懸念すべき事態だと思います。この点についてどう対処なされるのかお答えください。

それから教育関係で、全国に避難しているということは再三申し上げて、その上でさまざまな障害が出ております。教育委員会として今後、県外の子供たちとの交歓、交流、激励も含めて、そういう取り組みを考えているのかどうか。補正予算上どういうふうに予算計上されているのか。その中身について、計画について、内容についてお尋ねいたします。

以上何点かお尋ねしますけれども、お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず、いわき出張所関連の予算はどこかということでもあります。

まず、補正予算の39ページの目24仮庁舎管理費という項目がございます。この中で、一応工事請負費ということで300万円とっているんです。これがすべていわきの出張所に係る経費ということではございませんけれども、これは仮設住宅出張所関係、あるいは駐車場の整備についての予算をこの項目で整備しているということでもあります。

また、現在の男女共生センターの改修であるとか、第2事務所の改修につきまして、今まで650万円ほどの予算化をしております。今回、300万円の補正ということで、現計で950万円というようなことでございます。

それとあわせまして、26ページの9の旅費でございます。この中に費用弁償ということで今回142万5,000円の予算計上をしております。これは、いわゆるいわき及び相馬、南相馬の出張所につきましては、通いではなかなか勤務が大変だろうというようなことで、日額旅費で対応しようということで、予算の計上をしたところでございます。

それと、続きまして出張所の条例との関係でございますけれども、これも前から言っておりますように、まず権限を付与するというようなところまで現在は至っておりません。現在想定しております出張所につきましては、避難住民との連絡調整、あとは各種申請、届け出の預かり、住民票、税務証明書の発行ということで、証明書につきましても公印をついたものを転送するというようなことでやっておりますので、設置条例までは必要ないという判断しております。

ただ、一般質問でも申し上げましたように、いろいろこれから避難町民が多くいるところもございます。やはりそういう場合に条例化が必要になる場合につきましては、これは順次検討していきたいというようなことで考えているところであります。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 先ほどの損害賠償対策班の件についてお答えを申し上げます。

本部会議で配った資料につきましては、これはあくまでも産業の損害賠償対策班の職員に対してではなくて、一般職員に対して、中途半端な説明になるとかえって混乱をしてしまうということで、細かいことについては産業振興班のほうに相談をいただくと。ただ、一般の職員についてはここまで理解をしていないので、こういうことで照会をしていただけないかということでの本部会議の資料でございます。

産業振興班としては、本会議でもご報告申し上げましたとおり、現在、できれば各避難所、仮設住宅等を回って、弁護士等による説明会を開きたいということで進めておりました、決して産業振興班として一般的な答えをしないというのではなくて、我々産業振興班を除く役場の一般職員に対してはなかなかそこまで理解をしていないということで、本部会議でこういうような説明をさせていただいたということでございますので、ご理解ください。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 今、20番議員のおただしでございます中の線量の調査ということで、まず1点目の町独自の調査ということでございますが、これは仮設住宅、それから小中学校の線量調査をしております。おただしの言われたとおり、測定する点が少ないような感じもいたしますので、よりきめ細かな線量の調査を実施いたします。

それから、第2点目の核種調査についての知見、技術についてはどうかということでございますが、その部分については持っておりません。

それから、汚染状態の調査をどうするのかという点につきましては、土壌の汚染、それから水等の汚染、それについては国で調査を実施している部分がございます。それを活用しながら、町としても実施していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） ホールボディーカウンターによる内部被曝の検査でございますが、県のほうにおきましては5台購入する、そのうちの1台については11月に入ってきますと、それから2台が12月、来年1月には2台が入ってくる。県調査の内容についてなんです、車搭載の移動式のホールボディーカウンターを購入すると県から報告をいただいております。

それで、会津のほうに避難している70名、18歳未満でございますが、これにつきましては11月に先行して浪江町の子供のために被曝調査を実施したいと県からはご報告ございました。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（木村 潔君） 義援金についてですけれども、206名まだ未払いということなんですけれども、206名については8月末現在でありまして、現在は30名程度、まだ未払いとなっております。

それから、弔慰金でありますけれども、184件中6件が支払済みで、121件中の110件しか払っていないのではないかとということなんでございますけれども、これについては8月末現在で資料を渡してありますけれども、現在はすべて払っております。

それから、災害関連死43件で9件が申請で8件が認定されたということなんですけれども、これは、議員おただしの件については、43は第1回の審査会にかかった人数です、郡内の人数。その中で、浪江町の関連は9件があって、そのうち8件が受理されたと。浪江町単独では、現在63件ほど申請があります。

それから、障がい者関係の死亡ですけれども、これについては関連死があるかということ、ケース・バイ・ケースで我々では認定しづらくて、医師の確認等もあって申請が出てくれば、なおかつ審査会で判定する問題で、ちょっと我々では関連あるかどうかはこの上申し上げられない状態であります。申しわけありません。

それから、保育所に対する広域入所、4月当初保育園入所者数は242人で現在は151人が広域入所して90人が入所できないということなんですけれども、広域入所については、問い合わせがあれば必ず市町村に行って連絡してください、申し込んでくださいということとは指導しております。それから、保育料についても、来年の3月までは免除ということではあります。ただ、現在避難をしている状態もありますので、保育にかけない子も幾らかは、親も一緒に住んでいますので、そういう子がいるので少ないんじゃないかと私は考えております。

以上であります。

○議長（吉田敦博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） 私のほうからは、除染について、それと、もう一つは細かくもっと測定すべきでないかの2つについてお答え申し上げます。

まず、除染に関することですけれども、前にもお話ししましたけれども、7月13から19日の期間にかけて、浪江小学校と浪江中学校の校庭の剥離工事を行いました。今度の2学期から開設しました浪江小学校と浪江中学校の校庭の剥離工事を行いました。

それから、9月27日には、先日8月議会で補正予算を認めていただきましたので、高圧洗浄機を購入しましたので、高圧洗浄機による除染作業を学校の屋上、あるいはベランダ、あるいは雨どい関係、そして側溝関係を行っております。

それから、先日9月30日ですけれども、空間線量の測定器が両校のほうに配付されましたので、さっそくきょうから校舎内ですと、

教室ですと窓際、中央、あと廊下側、教室内で3カ所、あとは廊下も同じく3カ所、それから校庭ですと5カ所、4隅と中央と、それぞれ測るように指示しまして、きょうから測っております。

なお、さらに学校周辺の道路あるいは側溝関係につきましては、私どものほうで出向いて、そちらのほうは測ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敦博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 私のほうからは、全国に散っております子供たちとのきずなを保つ、そのことについてお答えいたします。

先日の一般質問でもご指摘ございましたし、常任委員会でも同じようなご指摘、質問がありました。実は、29日に校長会があったものですから、そこでも早速話題にいたしまして、1つは子供たちが直接出会う機会がつかれないかというお話の件ですが、8月下旬に既にご報告しておりますが、卒業証書を手渡す会を小学校がそれぞれ工夫をして行いました。この評価があって、また何かの機会に集まれないかというお話があったように承っております。このことについても校長と話をしました。きょう現在、学校として取り組んでいる具体的な話はありませんが、何か機会があればそういう取り組みをしたいという動きはあるようでございます。

経費の問題になりますと、例えば全国から来るのに旅費を補助してくれなければといった話がないとも限りません。このような難しさもありますので、状況を見ながら、あとは学校規模とかそれぞれ事情が違いますので、もう少し学校の話聞きながら進めていきたいと思っております。

したがいまして、この件について予算化については今回は特別お願いしてございません。

もう一方の情報提供ということにつきましては、一般質問でもご答弁いたしましたけれども、頻度は学校によって違うんですが、学校だよりなどを既に出しております。多いところは一月に一、二度というところもございます。これについては、実績もありますので、今後も何とか工夫をしようと、そういうところで話をしたところです。ただ、郵送につきましては、これは経費が伴いますので、当面はなるべくそれのかからない、例えば町の広報紙をお配りいただくときに何かそれと関連づけてできるかとか、そんなことで検討しておるところでございます。

なお、さらに学校内でよりよい方法が見つかって、それを実際やりたいということであって、もし予算的な承諾が新たに必要となれ

ば、私として是非そのことは努力をしたいと校長には申ししております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 出張所設置に伴う条例設置ですが、権限付与をしていないので条例設置は必要ないと、今までと同じ答弁です。と同時に、今、総務課長の答弁でも明らかになったように、証明書発行については本庁から出張所に転送するということですが、各種証明書、転送であっても公印のついたものを交付するわけだから、町長権限の一部付与でしょうということになると思うし、いずれにしても役場職員の種々の出張所における業務は公務であります。さまざまな条例、規則、要綱の中で仕事をするということになるわけです。しかも、いつ何が起きるかわからないということで、出張所、この条例設置しないということは、権限を与えないということ。それだけの仕事をさせておきながら、その裏を返せば責任の所在を明らかにしないということと一体のものではないかと思うんです。

町長権限の一部付与ということになると、具体的にここで議論するわけにはいかないと思うけれども、いずれにしても、浪江町役場福島出張所、郡山出張所、本宮出張所、いわき出張所ということになるわけです。浪江町の役場の看板を背負っているわけですよ。連絡調整のみに限定されるかどうかは、これはまだわかりません。一定の範囲で権限と責任を与えるために、私は条例設置が必要だというふうに思うんです。ちなみに、檜葉町では、会津美里町といわき市に檜葉町美里出張所を設置、いわき出張所を設置しておるんです。というものを議会に提案をし、議決をし、条例設置のもとで業務運営がされていると。私はこれが正当ではないかと思えます。お答えいただきたい。

それから、損害賠償については、いわゆる本部にいる職員の一般的な対応ではなくて、損害賠償担当班としては、しかるべき形で相談に乗っていくと、仮設等も含めて出張相談もやるということですから、了解をいたしました。

とにかく、今一番相談が多いのは、冬の自宅の問題と損害賠償です。我々から言ったら資産で、損害賠償を求めます。どうすればいいのかと。そこでのやりとりはお答えしませんが、極めて深刻です。先ほどの決算の審議の中でも、町長は全面賠償に向けて東電と戦う姿勢を持って厳しく当たるといいますから、その構えを損害賠償班でも受けとめて仕事に当たっていただきたいと思えます。これはお答えはいいです。

線量調査については、改めて細かい調査をすると、それから、土壌等、いわゆる水、土壌環境等々の汚染については、国の調査を活用しながらということですが、私は、質問のポイントは、半年、ほぼ7カ月、4、5日前ですからね、ストロンチウムとプルトニウムが検出されたという発表がありました。言葉をあげれば、東電としては、あるいは文科省は、本当のことはなかなか、必要なときに必要な情報は提供しないということはどうも明らかだと思えます。東電においてやっていることは、国会に出した資料を、原子力の運転の操作の手順書は黒塗りで出したということですからね。法律的な命令をもっていつも出している、対応上。言ってみれば化け物、そういうものを相手に、町民みんなが責務を負わなくちゃならない。だから、多くの町ではどういう形でやったかわからないけれども、きめ細かい調査をやって、それを情報公開してしているんだということです。教育委員会と住民生活課との連携、これも必要だと思うんですけども、いずれにしても、その調査の費用は国と東電に請求すればいいのであって、我々は新聞やテレビを通じて情報を得るしかないというのが今までの経過です。浪江町は、そういう意味では極めて深刻な被曝を受けてきたわけなんです。汚染されているわけです。独自の調査を強めるということが求められていると思います。これは課長答弁はいいです。町長、線量調査、今言ったような立場でどう進めるかお答えください。

それから、内部被曝についてはこの補正に計上されていないけれども、浪江町の子供被曝調査、県が購入する5台のうち1台を回してもらおうということなのかどうなのか、そこをはっきりお答えください。その上で、11月から先行調査すると。移動式のホールボディカウンターでもって11月に先行して調査をすると。この中身をもっと少しきっちりお答えいただきたいということと、私は、18歳未満のあらゆる被曝調査、遅過ぎると。だから11月に先行してやるのが当たり前なのだ。全体として遅過ぎると、そういう認識の上に立って、町民は東電の調査に該当した人のみです。我々議員の中でも内部被曝調査を受けたという話は聞いておりません。私たち自身も同じ16日までは置いてきた牛の飼料管理のためにしょっちゅう帰っていました。そのことを県の健康調査、記憶調査には書いて出しましたけれども、今もって返事は来ません。高汚染の地区で生活あるいは避難せざるを得なかった我々町民は、今もそういう状態に置かれているということですから、先ほどの決算審議でも町長と議論しましたけれども、本当に腰を据えて町民の健康を守ると、甲状腺被曝でいえば、体外的であればまだ出ないと思うけれども、専門家は

触診調査でも早くやるべきだという意見です。こういうことも含めて基本的な被曝調査どうするか。もう少し先に見えるお答えをいただきたい。

それから、義援金の未払い30件、これは解決の見通しがついているのか、ついていないのか。弔慰金については全部解決したと。問題は災害関連死で、障がい者の死亡、難しい。全くそのとおりだと思いますね。

具体的な事例を1つ話をします。あまり詳しい話をすると特定されますから、ざくっとした話をしますけれども、79歳のお年寄りの婦人です。避難所から仮設に入りました。7月の頭に、ご記憶の方もいると思いますけれども、本当に連日猛暑、エアコンをかけたならば、暖房が入ってきたと。暖房。大量生産だし、これは担当課長にも実は報告はしてありますけれども、何度直してくれといっても、何とかするからと。それから洗濯機と水道の排水と給水管が逆についている。仮設の中が水びたし。ストレスはいかばかりかというふうに思うんです。私は、その話を聞くために、残っただんなさんと談笑しました。だんなさんは持病だと言っていましたけれども、私は、やっぱり災害関連死ではないか。あるいはそれに準じた事例というのは、それに類した事例というのは、やっぱりこの障がい者の死亡73名、重度医療費給付者の中で8月末までの死亡者56名の中には少なからず含まれているのではないかと。もちろん命はお金でかえられるものではないけれども、私はそういう形で犠牲になった以上、そういうことで救済するのがせめてもの償いと思います。誰と誰というふうにわかっているわけだから、担当課は大変だと思うけれども、人が足りなければ緊急雇用でその体制をとって、やっぱり町長を先頭に全町避難を指示したその立場からも、被災者に寄り添って、こういう犠牲者にそれなりの相談に乗ると。あるいは少しでも力になってやれる、そういう制度を活用するということが大事ではないかと思います。担当課長、答えられるとすれば、今後どうするかということも含めてお答えをいただきたい。

それから、保育所入所、これは絶対予算に入ってくるのかな。保育にかけないという子供もいるのではないかと、家庭にいないのであれば。だから、全国に散らばっているから、なかなか容易ではないと思うんだけど、やっぱり入り口と出口を、2万2,000人の町民とのきずなだとすれば、どうされていますか。こういうお尋ねの書類をお渡しすると、お届けするということが必要ではないかと思います。いろいろなここでは言い切れないことがありますけれども、決算審査、あるいはこの期間、行政のほうから説明があったのか、

あえて私なりに大事だと思う問題についてお尋ねしたわけです。お答えください。

除染については、これはさまざまな問題がありますから、ここでやってもまたほかの議員の方がたくさん補正予算に関して質疑をされると思いますので、私はこの程度にとどめます。明解な答弁を求めて。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 線量調査の件についてのおただしにお答えいたします。

先ほど、住民生活課長が技術と知見は持っていないということでもありますので、ぜひ弘前大学との協定も締結しておりますので、そういう専門機関あるいは東大のアイソトープの所長である児玉教授と相談しながら、きめ細かな調査をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 出張所の条例関係でありますけれども、現在まで町長の権限に属する事項、特定の組織、職員に与えないという観点から条例化は必要ではないというような考えであります、現在は。ただ、それが、檜葉町につきましては、やはりいわき市と会津美里町というふうに大きく2つに分かれて避難している。それに対して浪江町はかなり広範囲にわたってというようなことで、出張所もかなり多くなるということ、そういう組織づくりができるかというのが一つ問題かと思えます。ただ、これにつきましても、やはり条例化に向けても検討していかなければならないというような考えも持っておりますので、今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは、ホールボディカウンターの細部についてご説明申し上げます。

県のほうでは5台、先ほど購入すると答弁申し上げまして、それ1台をぜひ浪江町に期間を区切ってよこしてくれないかというふうなことで、金曜日に関係課に行ってまいりました。県のほうの回答でございますが、長い期間の中で、いわゆる浪江町に専属的に置くことはなかなか大変だと。やはり1カ月ないし2カ月というふうな期間であるならばというような県のほうの回答はいただきました。県のほうの運行計画がございますので、近々というふうな話はされておりましたけれども、専門的に浪江町には貸し出しすることは

きない、いわゆる期間を切ってならばというような県のほうの見解でございました。

それから触診、例えば甲状腺の検査についてでございますけれども、今月から18歳以下、3,836名に対して先行検査を実施すると県のほうから回答をいただいております。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村 潔君） それでは、お答えいたします。

30名ほど残っているのはどうなのかというのは、書類がそろっていれば速やかに対処しています。そろっていない場合であっても、電話連絡で担当がどういうところが悪いのかとか、どういう書類が必要とか、連絡を毎日とり合って速やかにやるようにやっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、障がい者についてなんですけれども、制度活用とか今後どうするかということなんですけれども、障がい者については、現在のところ障がい者が実際に社会から浮いていると言ったら失礼なんですけれども、施設等がなかなか、浪江町にいたときには富岡町とかいろいろと空きがあって、そういうところに全部お願いしていた経過はあります。でも、実際、現在のところ、障がい者については例えば西郷村とか離れたところにはありますけれども、二本松市等についてはなかなか入りづらいということがありまして、なかなか難しい点はありますけれども、相談があった場合については親切にやっていきたいと思っております。

それから、保育所の実態をつかんでいないということなんですけれども、確かに、我々も日本全国に散らばっていますのでそういう意見はあると思うんですけれども、担当も私も、電話連絡等があった場合には、こういうところへ相談してとか、直接行って見て聞いてみて書類送ってくださいとか、電話連絡で説明しておりますので、今後ともそういう関係でやっていきたいと思うんですが、例えば、きょうあたりですと、二本松の認定こども園が来年の募集について、仮設に張っていいかとか、共生センターに張っていくかということを知って来たものですから、ぜひ張ってくださいということでお願いしたこともありますので、今後ともそういう形でやっていきたいと思っております。よろしく願いします。

○20番（馬場 績君） じゃ、最後だから。

○議長（吉田数博君） 終わったんじゃないですか。

○20番（馬場 績君） いや、ちょっと今の答弁の。

○議長（吉田数博君） いや、先ほどこれで終わりますということ。

○20番（馬場 績君） 終わると言った。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

13番。

○13番（佐藤文子君） ページ21ページの奨学金の件なんですが、元金収入がゼロということで減額しているんですけども、今現在、日本の学生支援機構というところの奨学金制度というのは、被災した利用している方たちにはそのまま減免になっているんですけど、被災してなくて、現状仕事にいまだついていない、継続している人たちからは、奨学金の元金というか、奨学金制度が運行しているんですね。浪江町では、全額補正してしまったということなんですけれども、県外とかよそで働いている子供たちというか、利用者が元金が通常どおりに入れるような組織というか仕組みというのを、町で今後やっていくのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

それと、33ページに行政区の活動資金ということで残っているんですね。残高残してあります。33ページの負担金、補助金及び交付金の19のところ、この金額245万円、こういった活動を見込んでこういう金額を残しているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、同じように35ページの中にある国際交流費、目の14の国際交流費というのは増額しているんですよ。650万円ぐらいになる。この内容を教えていただきたいと思うんです。こんな時期に国際交流というのはどんなことをするのかなど。増額してまで残した理由ですね。これを教えていただきたいと思います。

最後に、47ページの筋力トレーニングというのがあるんですね。高齢者筋力トレーニング事業。減額して350万円ぐらいの残金を残したということなんですけど、実は仮設、主には仮設を中心に社協の人たち、臨時雇用対策で社協が増員されていて、職員の人たちが仮設仮設を回って健康状態だとか、高齢者のところなんかをまめにこう巡回してくれているようなんですけど、その仮設なんかの居住空間がすごく狭くなって、健康だった人も健康を害しているという状況ですね。それと同時に、借り上げ住宅に入っている人たちが、仮設なんかだとはっきり目に見えることが、借り上げ住宅に入っている高齢者なんかの健康状態は埋もれてしまって表に出てこないですね。

筋力トレーニングみたいな前やっていた、もしあの人たちがやっていたようなところを利用したいという方も現実いるんですよ。ただ、二本松市のサービスを受けられるのか、そういったどこに相談

していったいいのか、本当に運動不足になってますます精神的にも肉体的にもダメージが大きくなっていくというような現状があります。こういった事業というのは、ほかに方法がないものかどうか。デイサービスとか老人ホームとかは立ち上げるということになっているんですが、介護認定をまだ受けていない方たちの健康維持、健康増進というのはどんなふうに考えているのか教えていただきたいと思えます。

それと、できれば、私、産業振興課なんですけど、産業振興課の委員会審議の中で、当初予算持っていないものだから、今回の補正でどの事業がどのくらい残っているかというのを当初予算と比較しなければわからない面がいっぱいあって、書類を出してもらったんですけども、ほかの委員会の中ではなかなか難しいというようなお話があったんですけども、保育所関係とか、児童館とか、幼稚園とか、そういったもので今後どういう事業になるのか。それと、その事業のためにそのぐらいの予算を残しているのか。減額とか増額とか、そういったものの書類というのはいただけないものか、つくっていただけないものかどうか教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） 21ページの奨学資金の元金収入に関してのご質問でございますけれども、平成23年度につきましては、ごらんのような異常事態ということで、それぞれ避難しているわけです。奨学資金をお借りしているご家庭の皆さんにつきましても、修学のほうで頑張っていただきたいということで、しかも修学、授業だとかいろいろあるでしょうけれども、そうした支出あるいは生活費ということでなかなか大変だと考えまして、今回23年度分につきましては全額猶予という形で今回減額したところでございます。何とぞご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 33ページの行政区活動補助金ということで、今回245万ほど補正しております。これは、現在、旧行政区といいますか、旧区がやはり集まっていろいろ活動をしている、活動を始めているようなところもございます。それについて、やはりある程度の支援が必要であろうということで、通信運搬費であるとか、そういうものについてやはり支援していきたいというようなことでの今回の補正経費であります。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 続きまして、国際交流費の増額補正に

いては、例えば特別会計の国保会計や介護保険会計では、災害臨時特例補助金ということで若干の補てんがあるとなっております。そういったものがないのかということがまず1点です。

それから、ないということなのかもしれませんが、23ページ、歳入欠陥債がありますが、歳入欠陥債というのは、その基準ですね、許可の基準。無原則にあるわけではないと思いますので、この歳入欠陥債についても、これまで使ったことがあるかどうかわかりませんが、その辺の内容、基準を含めてお願いしたいと思います。

それから、先ほどもありましたけれども、災害復旧・復興基金条例の基金のもとになります核燃料税交付金、これは県のほうの基金を繰り越しして市町村に交付するというようなことだと思うんですが、これは平成22年度もありましたけれども、平成23年度は合計で3億5,348万2,000円ということなんですけれども、これはあと何年ぐらいあるのか。そういう見通しがあればお聞かせ願いたいと思います。

以上3点、お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず、町税の減免に係る補てんでありますけれども、これは補助金、交付金的なものはないです、現実的には。ただ、我々市町村側からは、歳入欠陥債とかいう起債でなくて、やはり交付金的なもので後に残らない、借金として残らない形での方法をお願いしますというようなことでいろいろ要望していたんですが、それがなかなか今のところはかなっていないというようなことで、その町税の減免に関する補てんにつきましては、歳入欠陥債によることになろうかと思うんです。あるいは減税補てん債になろうかと思っています。

あと、歳入欠陥債の内容でありますけれども、やはり税を巻き込んで減免します。そうしますので、やはりそれは一たん課税をして減免というふうな形になると思いますので、その中で課税額がどのくらいかというふうなことが一つの基準になろうかと思っています。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 続きまして、核燃料税の見通しについてお答えを申し上げます。

おわかりのとおり、核燃料税につきましては、法定外普通税ということで、今年度5年更新で7期目、平成24年12月30日までになっておりますが、ご存じのように核燃料税につきましては、原子炉に挿入する燃料の価格を基準に課税するものということでございま

ついて説明を申し上げます。

一般質問の中でも答弁したんですが、今般、3月11日の大震災ということで、中国興化市のほうからお見舞いに来たいというふうな話がありました。そういうことで、それに係る経費を今回補正増で上げております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 47ページの高齢者筋力トレーニング事業費の今回267万8,000円ほど補正の減額いたしました。これは、やらないというふうなことではなくて、6カ月震災から過ぎました。今後は仮設住宅等々に入居されている方々に対して、今までやっていたような筋トレ事業を継続したいと考えております。したがって、267万8,000円の減額というのは、いわゆる半年分だと考えていただきたい。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村 潔君） それでは、保育所関係の予算が見えないということなんですけれども、一応保育所関係については現在すべて広域入所ということになっておりまして、6月末で1億6,400万円ほど災害対策のほうでとってありますので、そちらで対応しております。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（佐藤文子君） 奨学金のことはわかりました。

行政区の活動資金ということで、9行政区の活動を半年たってぼちぼちやるところに支援をしたいんだということなんです。行政区で全然動きがないところはそのまま、届けを出したところにだけ支援金を出すということなんですか。

それと国際交流費、70万円増額して、国際交流というか、興化市からお見舞いに来た人たちに対応するということなんですけれども、こんなこと言うとちょっとあれなんですけれども、いろんなボランティアだとか、国内の中でもボランティアの人だとか、そういった人たちがお金を払ってまで東北にボランティアに来てくれるという活動を今回はすごくお世話になりましたよね、私たちの町も。興化市からお見舞いに来てくれるのはありがたいんですけれども、予算増額までして対応しなくちゃならないというのは、どうなのかなと。そんなのかなと思うんです。私、ちょうど一般質問のときにちょっと家族にいろいろあってその日聞いていなかったものだから、よくわからないですけれども、もう一回この内容を、何をしなくちゃいけないのか。増額してまでやらなくちゃならないのかというのをもう一度すみません。しつこいですがお知らせください

い。

それから、筋トレなんですけれども、仮設はいろいろな事業で行っているのは何回も見ています。ただ、さっきも言ったように、借り上げ住宅に暮らしている高齢者の人が、本当に今まで車を運転していたんだけど車も運転しなくなると、買い物するのも遠い、若い家族の人が帰ってこなければ身動きとれなくて、狭い空間の中にいるんだと。それも仮設に入るか、借り上げ住宅に入るかは個人の選択で入っているんだけど、ある程度の高齢者の人たちは、自分の選択じゃなくて若い人たちの選択で入っているんですよ。だから、本当に気の毒な方はいっぱいいるんですよ、うちの知り合いの人たちの中にも。だから何とか、巡回バス出してとまでは言わないですが、大きい仮設の中で集まれる人たちだけでやるようなところとか、何か方策を行政の中で考えていただきたいと思うんですよ。そういう、何だろう、方策をぜひぜひお願いしたいと思うんです。この点についてもう一回お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） これは、やはり今49の行政区ございます。総会等もやっている区もありますし、まだのところもあります。ただ、いろんな活動を始めようというような話も大分聞いておりますので、今回の予算につきましては一応49の行政区、1行政区当たり5万円ということで予算計上をしたところでございます。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 続きまして、国際交流の関係なんですけど、確かに、国内の方々は、ボランティアでほうぼうから来ていただいております。ただ、今回、先ほども答弁しましたとおり、中国の興化市から、最初はこちらで断った経緯もございました。ただ、その後2回ほどファックスが来まして、ぜひとも浪江町の皆様が見舞われた苦しみということで、深い友情のあかしということでの募金活動を向こうで大分行ったようでございます。ただ、それで幾らの募金が集まったのかは、ちょっとわからないのですが、そういうことで何名かで来るものですから、それにかかる経費ということで、せっかく向こうから来ていただくものですから、交流会等を予定して予算計上したものでございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君） 借り上げのいろいろアパートに住んでいる方々の高齢者というか、そういうふうな方々に対しての部分なんですけど、これは当然仮設に入っている方々と

同じようにやらなければならないと考えております。今後、そういうふうな方々に対して、開催通知など送付し、仮設の集会所等々で集まれるような環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（佐藤文子君） さっき、1回目の質問のときに言ったんですが、できれば大きな金額、小さいのはいいんですが、大きい金額の範囲でどういった事業が残っているか、当初予算の関連で今回の補正、この後も補正あると思うんです、12月も。この平成23年度の大きな項目に関しての、できればどういった事業が残るのかということがわかりやすいような資料であればいいと思います。これ要望です。検討してみてください。お願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第49号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第4号）採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第50号 平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第50号 平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第51号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 国保特別会計の今後の運営についてお尋ねします。

こういう状況のもとで、医療費は来年の2月までは無料ということになっておりますけれども、原発の事態の収束は、私は見込みないと。しかも避難生活から脱することも極めて困難だという見通しに立ったときに、被災者が医療費3割負担するということは極めて重い負担になるわけです。したがって、まだ政府においては第3次補正を提案されておられませんけれども、時期的には来年度予算編成の準備をしている時期でもあります。

したがって、医療費の3月以降の分、無料についても私は実施すべきだと、その立場で関係機関に求めるべきだと思います。町長としてそのことに関して新たな情報があればお知らせいただきたいし、お示しいただきたいし、私が思っていたことに対して今後どういうふうに対処されるのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 新たな情報はございませんけれども、今、議員おただしのとおり、避難生活は私もなかなか抜け出せないのではないかなというようなことでありますので、3月以降のやはり医療の無料化に、国を初めとする関係機関に相当なる声で要望していきたいと、このように考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第51号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案52号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第52号 平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第52号 平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案53号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第53号 平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第53号 平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第54号 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第54号 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第55号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） この議案の性質上、介護保険料、あるいは一部負担、3月以降の無料継続を関係機関に求めていくべきだと思えます。早い時期からの町長の取り組みを求めますけれども、町長の対応はいかがかお答えをいただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 議員おただしのとおり、政府あるいは関係機関等に強く要請してまいりたいと、このように考えます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第55号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第56号 平成23年度浪江町後期
高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 本議案についても、普通徴収、特別徴収、広域
連合に対する負担、財政措置を継続して求めていくべきだと思いま
す。お答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 議員おただしのとおり、これもいわゆる政府、
関係機関等に強く要請してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第56号 平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会
計補正予算（第1号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第57号 平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第57号 平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） ここで、議会運営委員会開催のために3時20分まで休議をいたします。

（午後 2時49分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時20分）

◎日程の追加

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

ただいま、橋爪光雄君ほか2名から発議第2号が提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思えます。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とするに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 追加日程第1、発議第2号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

○議長（吉田数博君） 議案配付のため、暫時休議をいたします。
（午後 3時20分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
（午後 3時20分）

○議長（吉田数博君） 事務局長に議案を朗読させます。
[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者の橋爪光雄君から提案理由の説明を求め
ます。
[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 提出された発議関係は、議長の報酬月額の減
額でありますけれども、本人、議長が議会に案件を出すことはそ
のとおりで、そのまま議事運営することには問題はないでしょ
うか。

○議長（吉田数博君） それでは、事務局長から説明をさせます。

○事務局長（宮口勝美君） それでは、説明させていただきます。
本案件、議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正であ
りますが、議員の報酬の改正の条例案件と同様に、関係者、今回た
また議長ですが、関係者全員であつても全員排斥はなしでやって
いると。県の議長会のほうに確認しましたところ、条例案件であり、
一般的、普遍的な内容であるので、排斥の理由には該当しないとい
う回答をいただいていたので、そのまま議長に進行をお願いし
ているところです。

○議長（吉田数博君） 9番。
[9番 橋爪光雄君登壇]

○9番（橋爪光雄君） ただいま議員報酬に関する特例については、議
会事務局のほうから説明がありました。

提案理由に関しまして申し上げます。

議長の意思により、平成23年浪江町議会6月定例会における特別
委員会設置の際、不手際により議会を混乱させた責任をとるため、
現在の議員報酬からさらに2カ月間20%の議員報酬削減を行うもの
です。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第2号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

ただいま、災害対策特別委員長から発委第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

発委第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 追加日程第2、発委第4号 原発事故による被災損害賠償請求手続きに関する意見書（案）についてを議題といたします。

○議長（吉田数博君） 議案配付のため、暫時休議をいたします。
(午後 3時25分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 3時25分)

○議長（吉田数博君） 事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の災害対策特別委員長、小黒敬三君から提案理由の説明を求めます。

16番。

〔災害対策特別委員長 小黒敬三君登壇〕

○**災害対策特別委員長（小黒敬三君）** 今回の意見書については、大まかな内容はここに書いてあるとおりでありますけれども、今回の賠償の膨大な資料に関しては、全く被災者のことを考えないということで、本当に事務の手續の視点から一步も出ていないということがあります。特に、精神的な損害とか、そういったものに関しては全く考慮がなされていないということもあります。そういうことで、また、実際の我々避難者が避難している際、請求書であるとかいろんな記録、ほとんど持っている人もいない、そういった中でそのような内容は全く認められないということでもありますので、大まかな点は4点であります。そういった理由で今回の意見書を提出することにいたしました。よろしくお願ひします。

○**議長（吉田数博君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

20番。

○**20番（馬場 續君）** 本件については、全員協議会でみっちり議論をして、確認したものであります。異議ありませんが、実は、3番目、意見書の趣旨のところに書いてありますが、具体的には3番目に、1回限りとするを削除とありますが、最新のニュースでは、それは削除すること。

〔「示したんだよね」と呼ぶ者あり〕

○**20番（馬場 續君）** いやいや、決めたの。いつごろと文書では出しているんだけど、新聞、テレビで周知するというだけで、請求者本人にはこのことは周知しないんですよ。したがって、3番目のところに確認事項を削除し、請求される、そのことを徹底する、周知徹底するを入れないと、ちょっとかみ合わない。削除は決めたんですよ。だから、そのことを政府にも求めていくべきだと思います。ご検討お願ひします。

○**災害対策特別委員長（小黒敬三君）** そうしますと、あと第1番目の簡素化についても、ここも新たな説明書を配布する予定になっているので、ここの部分をまた変えなくてはならないということで、全体的な見直しが求められるので、果たしてこの場で即答を。

一応、追加ということで、とりあえず現時点においてはこのままです。

〔「削除するんだからいいんじゃないですか」

と呼ぶ者あり〕

○**災害対策特別委員長（小黒敬三君）** 一応内容に関しては間違っていないと思いますので。

〔「状況に合わない」と呼ぶ者あり〕

○災害対策特別委員長（小黒敬三君） あとそれではあすの委員会ありますけれども。

○議長（吉田数博君） 意見書の議案だから、委員長。これ議案だからね。

〔「修正すればいいじゃないの」

「暫時休議で委員長ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 3時33分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時35分）

○議長（吉田数博君） 委員長、どうぞ。

○災害対策特別委員長（小黒敬三君） それでは、ただいまの20番議員のほうから提案ありましたことを受け入れまして、記の1番と3番を修正追加することにします。

内容に関しましては、1、原発事故による被災損害賠償請求手続き書類をもっと簡略化し、周知すること。3番目も「A2」賠償金請求書（提出用）「同一補償対象期間における、各補償項目の請求は1回限りとすること」の確認事項を削除し、周知すること訂正をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第4号 原発事故による被災損害賠償請求手続きに関する意見書（案）についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 3時37分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時46分）

◎日程の追加

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

ただいま、災害対策特別委員長から発委第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

発委第5号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 追加日程第3、発委第5号 原発事故による被災損害賠償請求手続き等に関する決議（案）についてを議題といたします。

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議をいたします。

（午後 3時47分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時48分）

○議長（吉田数博君） 事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の災害対策特別委員長、小黒敬三君から提案理由の説明を求めます。

16番。

〔「議長、ちょっと休議をお願いしたい」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 3時51分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 4時43分）

- 議長（吉田数博君） 再開いたしますが、5時以降の場合も考えられますので、ここであらかじめ延告することを申し上げておきます。
-

◎日程の追加

- 議長（吉田数博君） 先ほど提案のありました発委第5号 原発事故による被災損害賠償請求手続き等に関する決議（案）について撤回したいとの申し出があります。この件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
-

◎議案の撤回について

- 議長（吉田数博君） 追加日程第4、原発事故による被災損害賠償請求手続き等に関する決議について撤回を議題といたします。

災害対策特別委員長、小黒敬三君から撤回理由の説明を求めます。
16番。

〔災害対策特別委員長 小黒敬三君登壇〕

- 災害対策特別委員長（小黒敬三君） 先ほど発委第5号で出しました内容に不備がありましたので撤回をしたいと思います。よろしくお願ひします。

- 議長（吉田数博君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、この件は許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

- 議長（吉田数博君） お諮りいたします。

ただいま、災害対策特別委員長から発委第6号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

発委第6号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

◎発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 追加日程第5、発委第6号 原発事故による被災損害賠償請求手続き等に関する決議（案）についてを議題といたします。
-
- 議長（吉田数博君） 議案配付のため、暫時休議をいたします。
（午後 4時45分）
-
- 議長（吉田数博君） 再開いたします。
（午後 4時46分）
-
- 議長（吉田数博君） 事務局長に議案の朗読をさせます。
[事務局長朗読]
- 議長（吉田数博君） 提出者の災害対策特別委員長、小黒敬三君から提案理由の説明を求めます。
16番。
[災害対策特別委員長 小黒敬三君登壇]
- 災害対策特別委員長（小黒敬三君） それでは、提案理由を申し上げたいと思います。
趣旨に関しましては、先ほど発委4号で皆様から賛同いただきました意見書と内容、趣旨に関しましては同じとなっております。よろしくお願ひします。
- 議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発委第6号 原発事故による被災損害賠償請求手続き等に関する決議（案）についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。
-

◎日程の追加

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

ただいま、各常任委員長、議会運営委員長、各特別委員長から閉会中の継続審査または調査の件についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第6として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

閉会中の継続審査または調査の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

○議長（吉田数博君） 議案配付のため、暫時休議をいたします。

（午後 4時50分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 4時51分）

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君） 追加日程第6、委員会の閉会中の継続審査又は調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長並びに各特別委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

閉会中の継続審査（調査）にすることに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） 町長から発言を求められておりますので、許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月21日の本定例会開会以来、

熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行または被災者対策に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、政府は、9月30日開催の原子力災害対策本部で福島第一原発から半径20キロから30キロ圏の緊急時避難準備区域について、指定を一括解除することを決定し、解除を公示しました。同区域の解除については、住民が故郷に帰還するための第一歩であると一部歓迎する声があるものの、これからは水道、電気などのインフラの復旧や除染作業の本格実施など、さまざまな課題が山積している中で指定解除となります。

また、当町のように警戒区域、計画的避難区域内にある市町村の指定解除については、年内にステップ2を達成した時点で検討に入るとしてはいますが、原発事故収束の状況、放射性物質の飛散状況等、一部不透明な部分もございますので、国には情報開示の徹底を求めるとともに、その動向に十分注意を払っていきたいと考えております。

次に、当町の財政状況であります。今回の決算審議においても明らかのように、引き続き厳しい財政が続く見込みであります。また、本年度予算においても、原発事故による全町避難に伴い、町税を初め自主財源の確保ができず、町債及び国・県からの財政支援に頼らざるを得ない状況となっております。そのため、避難生活を強いられている町民の皆様方の被災者対策関連事業については、でき得る限りの施策を展開しつつも、健全な町政運営を行うため、国・県補助事業の活用とあわせ、国・県交付金等必要財源の確保に尽力してまいりたいと考えております。

かねてから要望のあったいわき市への出張所開設の件であります。いわき市との事前協議が整い、10月13日に協定書を提出できる運びとなりました。また、南相馬市、相馬市方面の出張所については、現在、国有施設の借用について協議中であります。11月初旬からの開設に向け、準備を急がせたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

また、11月10日告示、11月20日投票で福島県議会議員選挙及び浪江町長選挙が執行されることとなりました。過去に例を見ない被災地での選挙執行となったため、選挙情報の有権者への周知のための経費など、選挙関連予算案及び条例制定案など議会に付すべき案件がございますので、臨時議会の開催についてご配慮をいただきたいと思いますと考えております。

最後になりましたが、議員の皆様には健康に十分留意されまして、今後の町政推進のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年浪江町議会…。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 22日の私の一般質問に対して、勝山議員から議事進行がかかって、看過できない発言だと、こういう申し出がありました。議会が中断し、混乱をしました。全員協議会が開かれました。その後、議長からきょう、勝山議員の議事進行の発言撤回を求めた私の申し出に対し、20番の度量でそれは容認していただきたいと、こういう議長からのお話があって、私は認めるわけにはいかない。もし一般質問中に係る事態が続行するとすれば、議会の円滑な運営に支障を来すと。もし今回の勝山議員の議事進行、あの動議がそのまま何らの手続もなく、発言撤回もなく、容認されるとするならば、同じような議会運営が惹起されることは十分予想されます。

したがって、本議場でああいう一般質問に対する侮辱的な発言をし、議会を混乱させたことに対し、改めて発言の撤回と謝罪を求めるものであります。議長をして、おとりはからいをお願いする次第です。

○議長（吉田数博君） 議案配付のため、暫時休議をいたします。

（午後 4時59分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 5時19分）

○議長（吉田数博君） ただいま、22日の一般質問の中で、議事進行について17番から出された案件について、問題だという20番議員から提案がございました。それで、議会運営委員会の中で次のように決定をしたので、ひとつご承知をいただきたいと思います。この事案につきましては、閉会中の議運の継続審議の中で議事録を精査し、事実関係を調査分析をした中で議運の中で協議をし、その後、全協で報告、協議をしていくということにしたいとなつたわけですが、そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

20番、よろしいですね。

○20番（馬場 績君） 議運をして、そういう対応をするということについては、十分検討してしかるべき結論を出してもらいたいと思います。ただ、議会のルールからいうと、議会中の発言は議会中でなければ発言撤回できないということになっています。これはこのまま残るということになるわけです。そこを十分踏まえた上で、今後の議運での調査、今後の方針について混乱のないように整理してもらいたいと強く申し入れします。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） これをもって平成23年浪江町議会 9月定例会を閉会いたします。

（午後 5時21分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 渡 部 貞 信

署名議員 鈴 木 辰 行

署名議員 佐 藤 文 子